

ひと・まち・産業が躍動する

「健康・交流都市 かのや」

鹿屋市総合計画

【後期基本計画】





ひと・まち・産業が躍動する

「健康・交流都市 かのや」を目指して

鹿屋市は、大隅半島の中央部に位置し、温暖な気候や錦江湾に面した美しい海岸線、壮大な高隈山系、シラス台地として有名な笠野原台地など豊かな自然風土のもと、わが国有数の食料供給基地を形成するとともに、日本最大級の「かのやばら園」や吾平山上陵などの多様な地域資源に恵まれているほか、国立大学法人鹿屋体育大学や国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザなどの健康・スポーツに関連した機関・施設が集積しています。

今日の地方自治体を取り巻く環境は、長引く経済の停滞に加え、人口減少と少子高齢社会の進展、不安定な雇用環境等を背景に、社会全体が強い閉塞感に覆われており、地域社会や市民生活に様々な影響を及ぼしています。

このような中、次代に向けた「元気なかのや」を創造するには、鹿屋市固有の地域資源や特性を生かした産業振興と交流人口の拡大を図るなど、様々な施策をバランス良く推進しながら、都市の総合力を高め、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めていくことが重要であります。

また、市民の様々なニーズに対応し、持続的な行政サービスを提供するため、行政改革の徹底や財政基盤の強化を図るなど、これまで以上に効果的かつ効率的な自治体運営に努めていくことが求められています。

こうした考えのもと、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする鹿屋市総合計画後期基本計画を策定しました。

この計画は、前期基本計画の成果と課題を検証し、基本構想に掲げる鹿屋市の目指す将来都市像『ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市 かのや」』の実現に向けて、目標年度である平成29年度までの施策の方向性を明らかにしたものです。

今後は、この計画のもと、鹿屋市の更なる飛躍と発展を目指してまいりますので、市民の皆様には、なお一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に当たりまして、長期間にわたり御審議を賜りました鹿屋市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました鹿屋市市議会議員、市民の皆様に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

平成25年3月

鹿屋市長 嶋田芳博

目 次

はじめに

1 計画の策定趣旨	6
2 計画の構成と期間	6
3 基本構想	7
4 施策の体系	10

後期基本計画

第1部 かのや未来創造プラン

第1章 かのや未来創造プランの考え方	16
第2章 かのや未来創造プラン	17
1 元気な産業づくりプロジェクト	17
2 元気なまちづくりプロジェクト	18
3 元気なひとづくりプロジェクト	19

第2部 分野別計画

第1章 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり	24
第1節 生涯にわたる健康づくりの推進	24
第2節 ふれあいの福祉の創造	27
1 高齢者福祉の充実	27
2 障害者（児）福祉の充実	30
3 児童・家庭福祉の充実	33
4 地域福祉の充実	36
5 社会保障の充実	38
第2章 創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり	42
第1節 生涯学習社会の形成	42
1 生涯学習の推進	42
2 学校教育の充実	46
3 社会教育の充実	50
第2節 人権を尊重する平和な社会の実現	52
第3節 市民文化の振興	53
第4節 スポーツ活動の振興	56
第5節 国際性豊かな人づくりの推進	59

第3章 安全・安心な暮らしのあるまちづくり	60
第1節 安全・安心なまちづくり	60
1 防災体制の充実	60
2 消防・救急体制の充実	62
3 治山・治水対策の充実	64
4 基地対策の充実	65
5 交通安全の推進	66
6 防犯・消費生活相談体制の充実	68
第4章 豊かな自然環境を次代に引きつぐまちづくり	70
第1節 地球にやさしいまちづくり	70
1 地球環境問題等への対応	70
2 循環型社会の形成	72
3 環境衛生の充実	74
第5章 快適な生活を支えるまちづくり	76
第1節 適正な土地利用の推進	76
第2節 交通体系の整備	79
第3節 快適な居住環境の充実	82
1 下水道等の整備	82
2 上水道の安定供給	83
3 住宅・宅地の整備	84
4 公園・緑地の整備	86
5 河川の整備	88
6 魅力ある景観の創造	89
第4節 高度情報通信社会への対応	90
第6章 活力ある産業が展開するまちづくり	92
第1節 活力ある農林水産業の確立	92
1 農業の振興	92
2 林業の振興	98
3 水産業の振興	100
第2節 賑わいと活力ある商工業の振興	102
1 商業の振興	102
2 工業の振興	104
第3節 魅力あふれる観光地の創造	106
第4節 雇用の促進と勤労者福祉の充実	109

第7章 共生・協働で進めるまちづくり	112
第1節 共生・協働社会の構築	112
1 市民参画の推進	112
2 地域コミュニティ活動の推進	114
3 男女共同参画社会づくり	116
第2節 効率的・効果的な行財政運営に向けた経営システムの確立	118
第3節 広域行政の推進	120

第3部 地域別計画

第1章 地域別計画の基本方向	126
第1節 地域別計画の考え方	126
第2節 地域・地区の区分	126

第2章 地域別計画	128
第1節 鹿屋地域	128
1 市街地中心地区	128
2 寿地区	130
3 西原地区	132
4 高隈地区	134
5 東原・祓川地区	136
6 田崎地区	138
7 大始良地区	140
8 高須・浜田地区	142
9 古江・花岡地区	144
第2節 輝北地域	146
第3節 串良地域	148
第4節 吾平地域	150

参考資料

鹿屋市総合計画審議会条例	154
鹿屋市総合計画審議会委員名簿	155
計画策定体制図	156
計画策定の主な経過	157
諮問書	159
答申書	160

はじめに

はじめに

1 計画の策定趣旨

鹿屋市では、平成20年3月に合併後の本市の進むべき方向と望まれる将来像を掲げた鹿屋市総合計画（目標年度：平成29年度）を策定し、この計画に定めた、将来都市像『ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市 かのや」』の実現に向けて前期基本計画に基づき、取組を進めてきました。

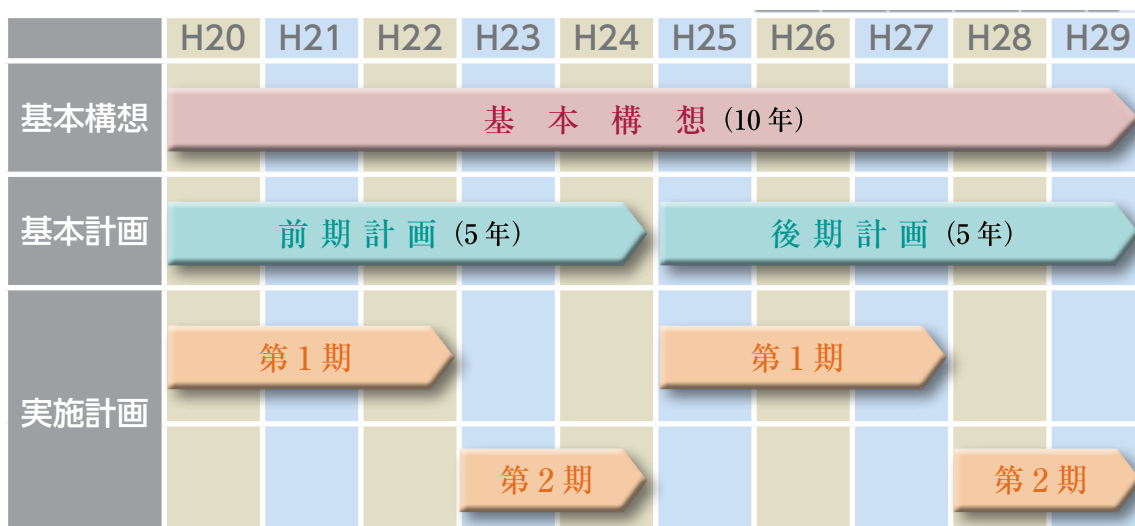
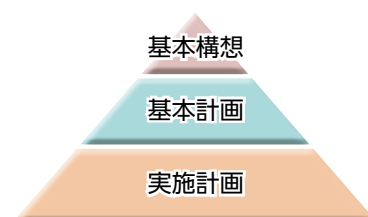
この間、本市を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中で、各種の施策を実施してきましたが、前期基本計画の計画期間が平成24年度をもって終了することから、その達成状況や実績を評価・検証するとともに、今後5年間に取り組むべき課題について検討を行い、「後期基本計画」（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定しました。

この計画に基づき、基本構想に掲げた「将来都市像」の実現に向けて、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めます。

2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されています。基本計画については、基本構想に基づく市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び施策の体系を示すもので、個別の計画、事業などは、全てこの基本計画に沿って進めることとなります。

【期間】：前期5年間（平成20年度～平成24年度）
：後期5年間（平成25年度～平成29年度）



3 基本構想

1 鹿屋市の将来都市像

◇将来都市像

ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市 かのや」

都市を構成する全ての要素である「ひと・まち・産業」が、「鹿屋らしさ」を創出・発揮しながら、いきいきと躍動し、持続的に発展していくまちを目指します。

このためには、「ひと・まち・産業」の3つの要素のいずれもが、健康であることが必要であり、健康で文化的な生活を享受できるまち、すなわち「ひと」が健康であることをはじめとして、安全で安心して快適な生活を送ることができる「まち」が健康であること、そして、地域の発展と市民の暮らしを支える「産業」が健康であることを目指すものです。

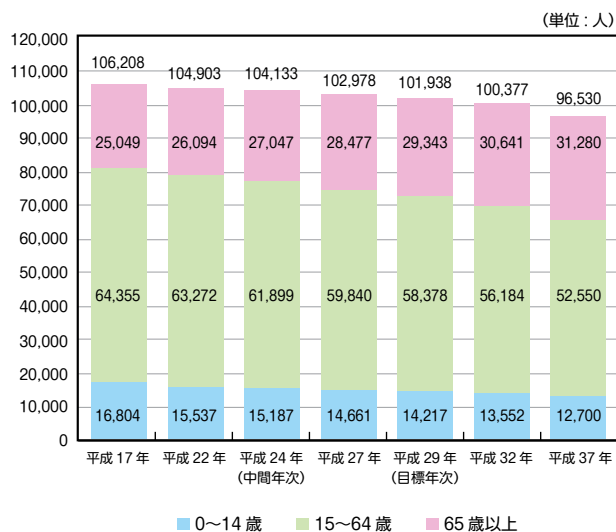
◇将来の指標

1 人口

我が国は、本格的な人口減少時代を迎えており、鹿屋市の人口についても、今後、減少傾向が続くことが予想されることから、本計画の目標年次である平成29年（2017年）の鹿屋市の将来人口は、約102,000人と想定します。

本計画では、このような人口の減少を前提としながら、産業振興による雇用の創出や、福祉、生活環境、教育環境の充実など、積極的な取組を展開することによって、推計値を上回る104,000人の定住人口を目標とします。

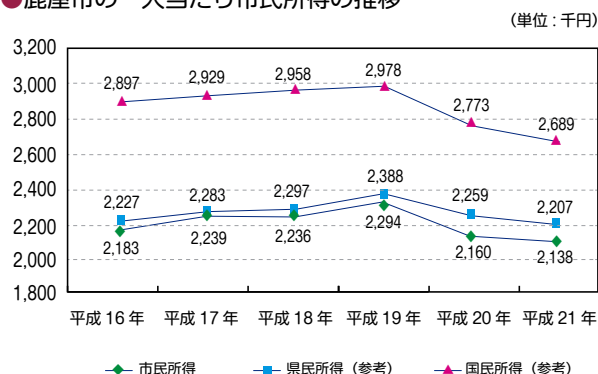
●鹿屋市の将来推計人口



2 市民所得

本市の市民所得は、長引く景気低迷の影響や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に伴い、今後も減少傾向が予想されますが、本計画に基づく施策等を積極的に展開し、一人当たりの県民所得を上回る市民所得を目標とします。

●鹿屋市の一人当たり市民所得の推移



3 基本構想

2 基本理念

心豊かでいきいき健やかな人づくり

- 健康づくりの推進や医療の充実、地域で見守り支え合う環境や体制づくりなどを進め、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず健康で安心した生活を享受できる地域社会の形成を目指します。
- 全ての市民が、それぞれのライフステージに応じて学べる生涯学習社会の環境づくりを進めるとともに、児童・生徒の豊かな感性や学ぶ力、生きる力を育む教育を推進していきます。
- 国立大学法人鹿屋体育大学や国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザ健康増進センターなど、地域の特色ある機関・施設との連携を深め、スポーツ活動や健康づくり活動などを通じた交流が、いきいきと展開するまちを目指します。

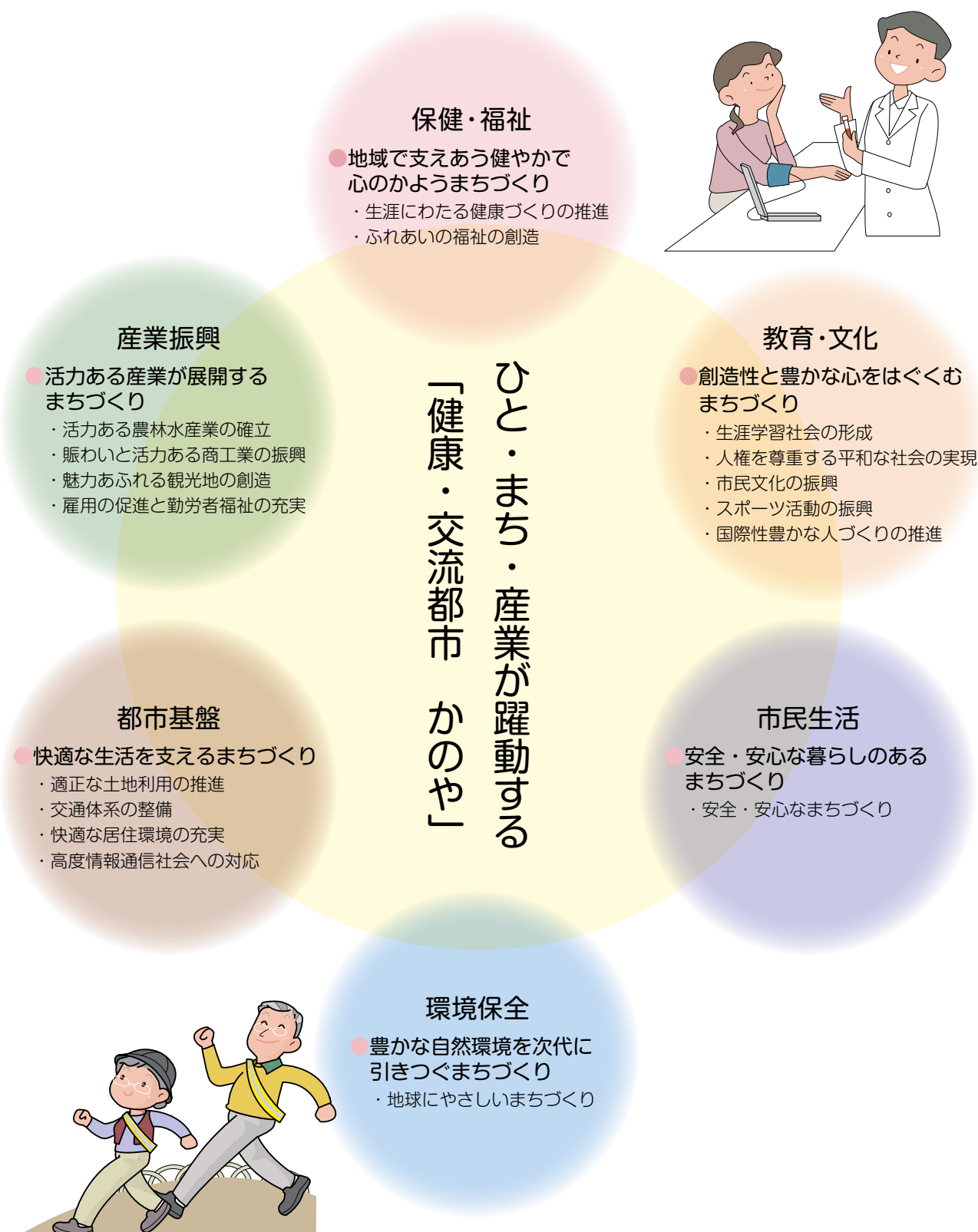
安心して暮らせる快適なまちづくり

- 環境学習の推進や啓発活動の充実など、循環型のまちづくりを推進していきます。
- 防災、防犯、交通安全、基地対策等の充実・強化により、安全・安心な生活環境を確保し、市民が住み続けたいと感じるまちを目指します。
- 適正な土地利用の推進のもと、利便性の高い交通ネットワークや情報基盤の確立など、市民が快適に暮らせる都市機能が充実したまちを目指します。

にぎわいと活力あふれる産業づくり

- 安全で安心できる農林水産物の供給体制を確立する取組や地域の産品の付加価値を高める第2次・第3次産業の振興、さらには企業立地を進め、地域の資源や特性を生かした産業振興による新たな雇用の創出など、アジアを見据えた、次代を担う活力ある産業が展開するまちを目指します。
- かのやばら園や市内に点在する様々な観光施設、また、恵まれた自然、歴史、文化等の多様な資源・特性を生かした魅力あふれる観光地づくりと、ネットワーク化による広域観光を推進します。
- 異業種間や地域間での産業を通じた交流や観光振興を軸とした域内・域外との交流などが活発に展開する活気と賑わいに満ちたまちを目指します。

3 まちづくりの基本目標と推進体制



4 施策の体系

基本構想

将来
都市像

基本理念

基本目標

ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市 かのや」

心豊かでいきいき
健やかな人づくり

- 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり
 - ・生涯にわたる健康づくりの推進
 - ・ふれあいの福祉の創造
- 創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり
 - ・生涯学習社会の形成
 - ・人権を尊重する平和な社会の実現
 - ・市民文化の振興
 - ・スポーツ活動の振興
 - ・国際性豊かな人づくりの推進

安心して暮らせる
快適なまちづくり

- 安全・安心な暮らしのあるまちづくり
 - ・安全・安心なまちづくり
- 豊かな自然環境を次代に引きつぐまちづくり
 - ・地球にやさしいまちづくり
- 快適な生活を支えるまちづくり
 - ・適正な土地利用の推進
 - ・交通体系の整備
 - ・快適な居住環境の充実
 - ・高度情報通信社会への対応

にぎわいと活力
あふれる産業づくり

- 活力ある産業が展開するまちづくり
 - ・活力ある農林水産業の確立
 - ・賑わいと活力ある商工業の振興
 - ・魅力あふれる観光地の創造
 - ・雇用の促進と勤労者福祉の充実

まちづくりの
推進体制

- 共生・協働で進めるまちづくり
 - ・共生・協働社会の構築
 - ・効率的・効果的な行財政運営に向けた経営システムの確立
 - ・広域行政の推進



後期基本計画

第1部 かのや未来創造プラン

- 1 元気な産業づくりプロジェクト
- 2 元気なまちづくりプロジェクト
- 3 元気なひとづくりプロジェクト

第2部 分野別計画

第1章 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり

- 第1節 生涯にわたる健康づくりの推進
- 第2節 ふれあいの福祉の創造
 - 1 高齢者福祉の充実
 - 2 障害者（児）福祉の充実
 - 3 児童・家庭福祉の充実
 - 4 地域福祉の充実
 - 5 社会保障の充実

第2章 創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり

- 第1節 生涯学習社会の形成
 - 1 生涯学習の推進
 - 2 学校教育の充実
 - 3 社会教育の充実
- 第2節 人権を尊重する平和な社会の実現
- 第3節 市民文化の振興
- 第4節 スポーツ活動の振興
- 第5節 国際性豊かな人づくりの推進

第3章 安全・安心な暮らしのあるまちづくり

- 第1節 安全・安心なまちづくり
 - 1 防災体制の充実
 - 2 消防・救急体制の充実
 - 3 治山・治水対策の充実
 - 4 基地対策の充実
 - 5 交通安全の推進
 - 6 防犯・消費生活相談体制の充実

第4章 豊かな自然環境を次代に引きつぐまちづくり

- 第1節 地球にやさしいまちづくり
 - 1 地球環境問題等への対応
 - 2 循環型社会の形成
 - 3 環境衛生の充実

第5章 快適な生活を支えるまちづくり

- 第1節 適正な土地利用の推進
- 第2節 交通体系の整備
- 第3節 快適な居住環境の充実
 - 1 下水道等の整備
 - 2 上水道の安定供給
 - 3 住宅・宅地の整備
 - 4 公園・緑地の整備
 - 5 河川の整備
 - 6 魅力ある景観の創造
- 第4節 高度情報通信社会への対応

第6章 活力ある産業が展開するまちづくり

- 第1節 活力ある農林水産業の確立
 - 1 農業の振興
 - 2 林業の振興
 - 3 水産業の振興
- 第2節 賑わいと活力ある商工業の振興
 - 1 商業の振興
 - 2 工業の振興
- 第3節 魅力あふれる観光地の創造
- 第4節 雇用の促進と勤労者福祉の充実

第7章 共生・協働で進めるまちづくり

- 第1節 共生・協働社会の構築
 - 1 市民参画の推進
 - 2 地域コミュニティ活動の推進
 - 3 男女共同参画社会づくり
- 第2節 効率的・効果的な行財政運営に向けた経営システムの確立
- 第3節 広域行政の推進

第3部 地域別計画

第1章 地域別計画の基本方向

- 第1節 地域別計画の考え方
- 第2節 地域・地区の区分

第2章 地域別計画

第1節 鹿屋地域

- 1 市街地中心地区
- 2 寿地区
- 3 西原地区
- 4 高隈地区
- 5 東原・祓川地区
- 6 田崎地区
- 7 大始良地区
- 8 高須・浜田地区
- 9 古江・花岡地区

第2節 輝北地域

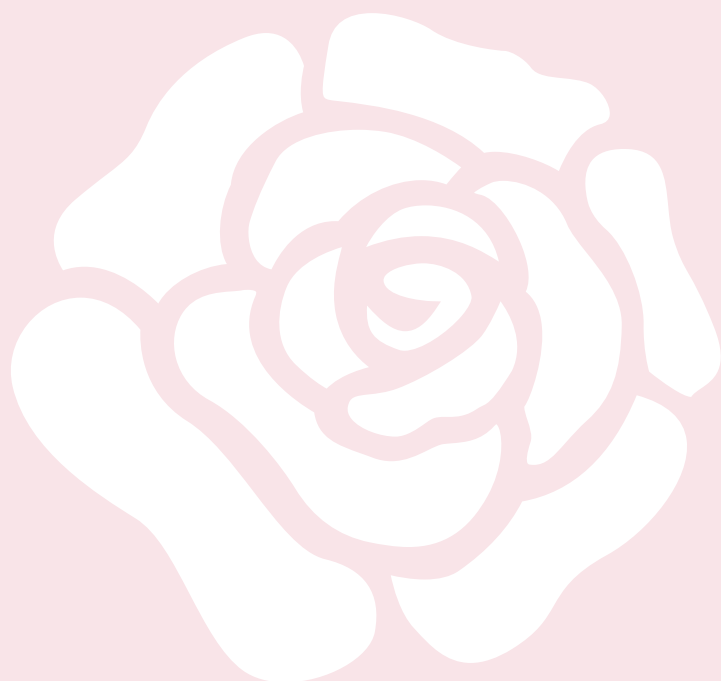
- 第3節 串良地域
- 第4節 吾平地域

後期基本計画

鹿屋市総合計画



第1部 かのや未来創造プラン



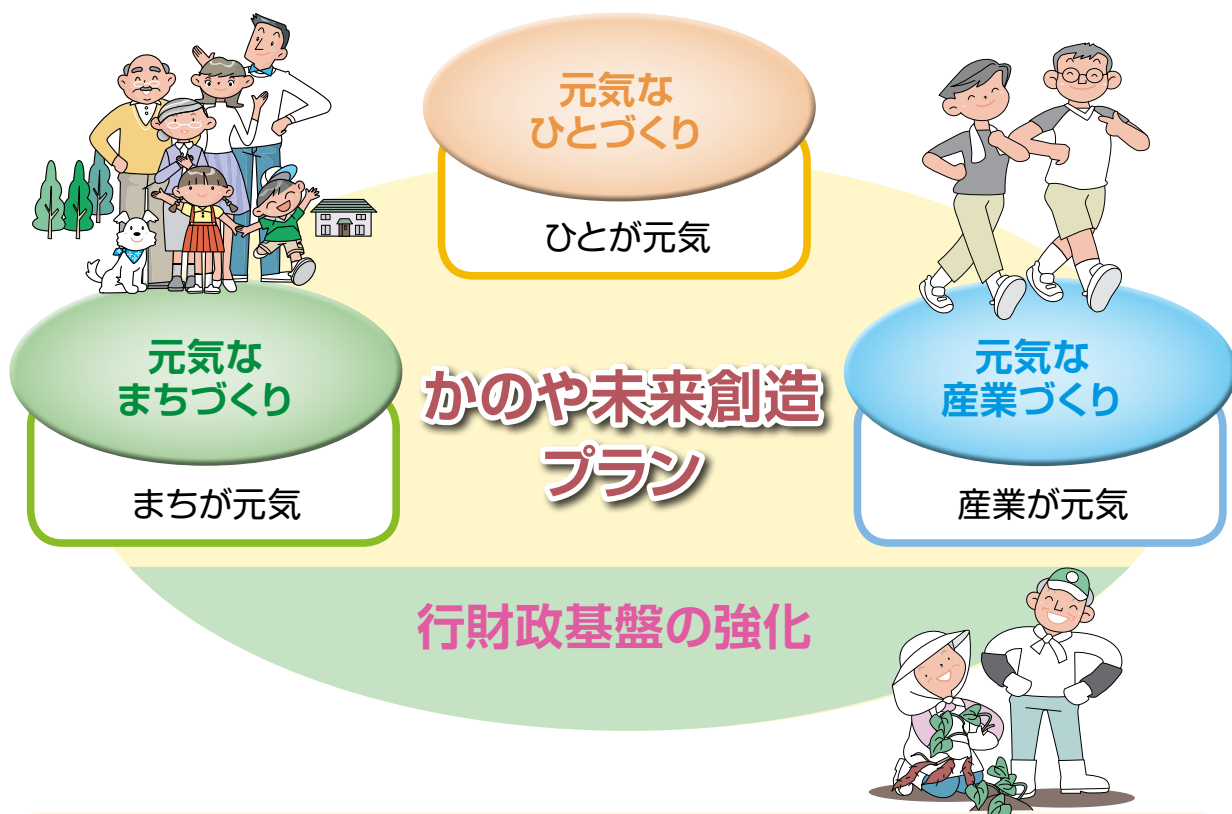
第1章

かのや未来創造プランの考え方

かのや未来創造プランは、平成29年度までの基本構想に掲げる将来都市像『ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市 かのや」』の基本理念を受けて、後期基本計画期間内において展開する施策のうち特に重点的・戦略的に取り組む施策を集約しています。このかのや未来創造プランに位置付けた施策を優先的・重点的に実施することで、他の施策・事業を牽引し、計画全体の着実な推進を先導していきます。

なお、プランの実現には、足腰の強い行財政基盤が不可欠であることから、引き続き、組織機構や事務事業の見直しなど「選択と集中」による取組を徹底するとともに、職員の意識改革や能力向上を図るなど、より一層の行財政改革を計画的に進めます。

また、プランに位置付ける施策の推進に当たっては、大隅地域が一体となって取り組むべき必要もあることから、大隅地域の中核都市として広域行政を推進します。



元気な産業づくりプロジェクト

地域資源や特性を生かした産業振興と交流促進

元気なまちづくりプロジェクト

市民の安全な生活基盤の確保と地域環境の保全

元気なひとづくりプロジェクト

自立した地域社会の創造に向けた共生・協働社会の実現と次代を担う人材育成

① 元気な産業づくりプロジェクト

地域が自立し発展していくため、豊かな農林水産物や自然・歴史・文化を生かし、地域経済の活性化と競争力の向上に向けた取組を進めます。

(1) 産業振興と雇用促進

地域の基幹産業である第1次産業の更なる振興を図るため、多様な担い手の育成・確保や生産性向上とあわせ、農林水産業の高付加価値化による競争力の強化や食育・地産地消の取組を進めます。

また、地域の恵みである第1次産品をはじめとする地域資源を活用した地場産業の振興・起業支援や企業立地を促進するとともに、商工業の振興・商店街の活性化等により地域雇用の拡大を図り、地域全体が活性化する取組を進めます。

(2) 交流人口の増加促進

地域資源を生かした交流人口の増加促進を図るため、かのやばら園の更なる魅力アップをはじめ、「食、農、自然、文化」といった地域資源を活用した観光を推進するとともに、国立大学法人鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザなどとの連携による、スポーツ合宿・大会やシンポジウムの誘致など、健康・スポーツや自然体験等を通じた交流を促進します。

また、かのやばら園を核とした広域的な観光ルートの確立とあわせて、戦略的な誘客・PR活動を推進し、交流人口の増加による地域経済の活性化を進めます。

元気な産業づくりプロジェクトの概要

産業振興と雇用促進

- 6次産業化と農商工連携の推進
- ブランド化の推進
- 農林水産物の生産性向上と競争力の強化（品質向上と安全・安心の対策の推進）
- 多様な担い手の育成・確保
- 食育・地産地消の推進
- 企業立地促進と立地企業のアフターフォロー
- 商工業の活性化
- 地域雇用の創出 など

交流人口の増加促進

- 地域資源（食、農、自然、文化等）を生かした観光振興
- かのやばら園の充実・強化
- 健康とスポーツを通じた交流促進
- 交流を支えるスポーツ施設等の整備・充実
- 戦略的な誘客・PR活動の推進 など



地域経済の活性化

② 元気なまちづくりプロジェクト

市民が安全で安心して暮らしていくため、日常生活を支える都市基盤・環境の充実を進めます。

(1) 安全で安心して暮らせる基盤づくり

全市的な防災情報システムの構築やより高速な通信環境の整備に向けた取組などにより、防災・情報基盤の充実を図るとともに、市民生活に密接に関連するライフラインの強化、幹線道路等の維持修繕、総合雨水排水対策など市民生活を支える都市基盤の整備を進めます。

加えて、東九州自動車道、大隅縦貫道、国道504号などの高速・広域交通網の整備促進や豊かな生活環境と快適な都市機能を併せ持つ均衡と調和のとれた適正な土地利用を推進するとともに、市民の足となる地域唯一の公共交通機関である路線バス等の利便性向上などにより、地域の産業振興と交流促進に不可欠な都市基盤の充実を図ります。

また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者や障害者福祉の充実、子育て環境の充実、産科医療体制の確保など、市民生活の安全・安心を支える生活基盤の充実に向けた取組を進めます。

(2) 守り育てる環境づくり

地球温暖化対策や環境美化活動等の環境啓発活動を推進するとともに、肝属川の浄化対策や公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水事業実施区域外における合併処理浄化槽の設置推進などによる水環境の保全や、悪臭対策を推進します。

また、環境への負荷が少ない太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進を図り、健全で恵み豊かな地域環境保全の取組を進めます。

元気なまちづくりプロジェクトの概要

安全で安心して暮らせる基盤づくり

- 防災体制・都市基盤の強化・充実
- ライフラインの強化
- 総合雨水排水対策の推進
- 高速・広域交通網の整備促進
- 適正な土地利用の推進
- 地域公共交通の充実
- 地域医療体制の充実
- 健康診査の推進
- 子育て環境の充実
- 地域福祉の充実
- 高齢者福祉の充実 など

守り育てる環境づくり

- 環境啓発活動の推進
- 水環境の保全
- 合併処理浄化槽の設置推進
- 悪臭対策の推進
- 再生可能エネルギーの導入促進 など



安全・安心な暮らしと基盤の充実

③ 元気なひとづくりプロジェクト

地域が真に自立し発展していくため、地域コミュニティの活性化やNPO等の多様なまちづくりの主体との連携を進めるとともに、地域を担う人材の育成やコミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）の構築に向けた取組を進めます。

(1) 共生・協働社会の実現

地域防災・防犯活動、子育て支援や高齢者の見守りなどの地域福祉活動、異世代間交流など、地域づくり活動や活性化策を地域自らの手により推進していくための地域コミュニティ活動の充実・強化に向けた検討を進めます。

共生・協働社会を実現するため、共生・協働のまちづくりを推進する制度の導入や、市民、企業、NPO、ボランティア団体との協働の推進など、多様な主体と行政が連携してまちづくりを推進します。

(2) 地域を支える人材育成

学校、家庭、地域が一体となり、地域の次代を担う児童・生徒の生きる力を育成していくとともに、これらの取組に必要となる学校教育環境の充実を進めます。

鹿屋体育大学などとの連携やスポーツ合宿で訪れるプロ選手等との交流により、将来のトップアスリートを目指す子供たちの育成を図るとともに、市民が生涯にわたり学習やスポーツ活動を行うことのできる環境の充実を図ります。

これまで培ってきた国際交流を更に推進し、国際感覚を持った人材の育成を図っていきます。

元気なひとづくりプロジェクトの概要

共生・協働社会の実現

- 地域コミュニティ活動の充実・強化
- 共生・協働のまちづくりの推進
- 元気な地域づくりの推進
- 市民活動の支援 など

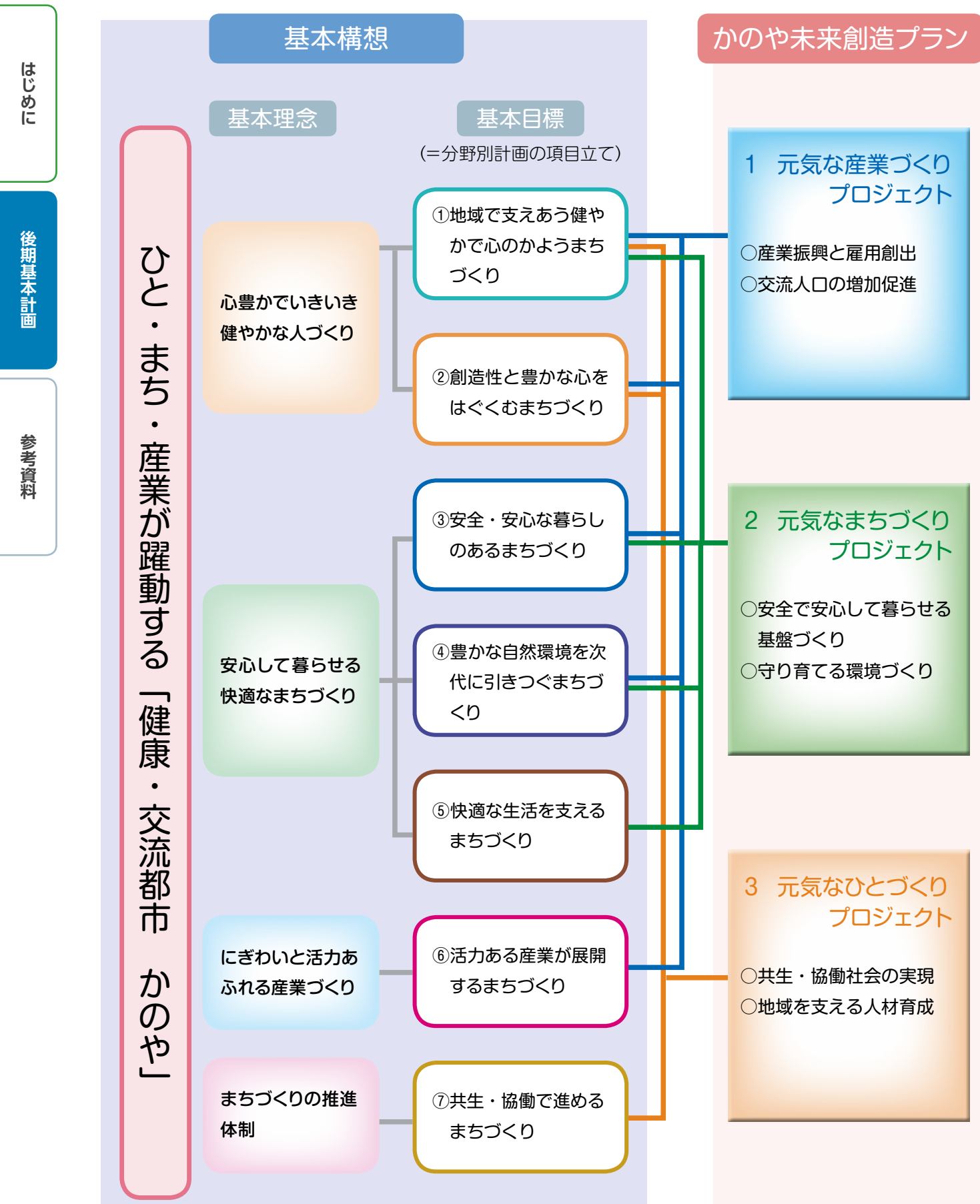
地域を支える人材育成

- 生きる力の育成及び学校教育環境の充実
- 鹿屋体育大学などとの連携によるトップアスリートの育成
- 生涯学習による地域人材の育成
- 地域ぐるみによる青少年の育成
- 海外で活躍できる人材の育成 など



共生・協働社会の実現と人材育成

○ かのや未来創造プランの施策体系





第2部 分野別計画

第1章 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり

第2章 創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり

第3章 安全・安心な暮らしのあるまちづくり

第4章 豊かな自然環境を次代に引きつぐまちづくり

第5章 快適な生活を支えるまちづくり

第6章 活力ある産業が展開するまちづくり

第7章 共生・協働で進めるまちづくり



第2部 分野別計画

第1章 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり

- 第1節 生涯にわたる健康づくりの推進
- 第2節 ふれあいの福祉の創造

第2章 創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり

- 第1節 生涯学習社会の形成
- 第2節 人権を尊重する平和な社会の実現
- 第3節 市民文化の振興
- 第4節 スポーツ活動の振興
- 第5節 国際性豊かな人づくりの推進

第3章 安全・安心な暮らしのあるまちづくり

- 第1節 安全・安心なまちづくり

第4章 豊かな自然環境を次代に引きつぐまちづくり

- 第1節 地球にやさしいまちづくり

第5章 快適な生活を支えるまちづくり

- 第1節 適正な土地利用の推進
- 第2節 交通体系の整備
- 第3節 快適な居住環境の充実
- 第4節 高度情報通信社会への対応

第6章 活力ある産業が展開するまちづくり

- 第1節 活力ある農林水産業の確立
- 第2節 賑わいと活力ある商工業の振興
- 第3節 魅力あふれる観光地の創造
- 第4節 雇用の促進と勤労者福祉の充実

第7章 共生・協働で進めるまちづくり

- 第1節 共生・協働社会の構築
- 第2節 効率的・効果的な行財政運営に向けた経営システムの確立
- 第3節 広域行政の推進

第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

健康は、市民がいいきと豊かな生活を送るとともに、活力ある地域社会を築いていくための基本的な条件といえます。このため、鹿屋市では、「鹿屋市健康づくり計画」に基づく各種事業を推進し、市民の健康づくりに対する意識の高揚、運動習慣の定着化、地域の健康づくりリーダーの育成を進めてきました。

このような中、近年においては、生活習慣病¹の「一次予防²」対策の推進とともに、合併症の発症や症状の進行等を防ぐ「重症化予防」対策の推進が求められています。

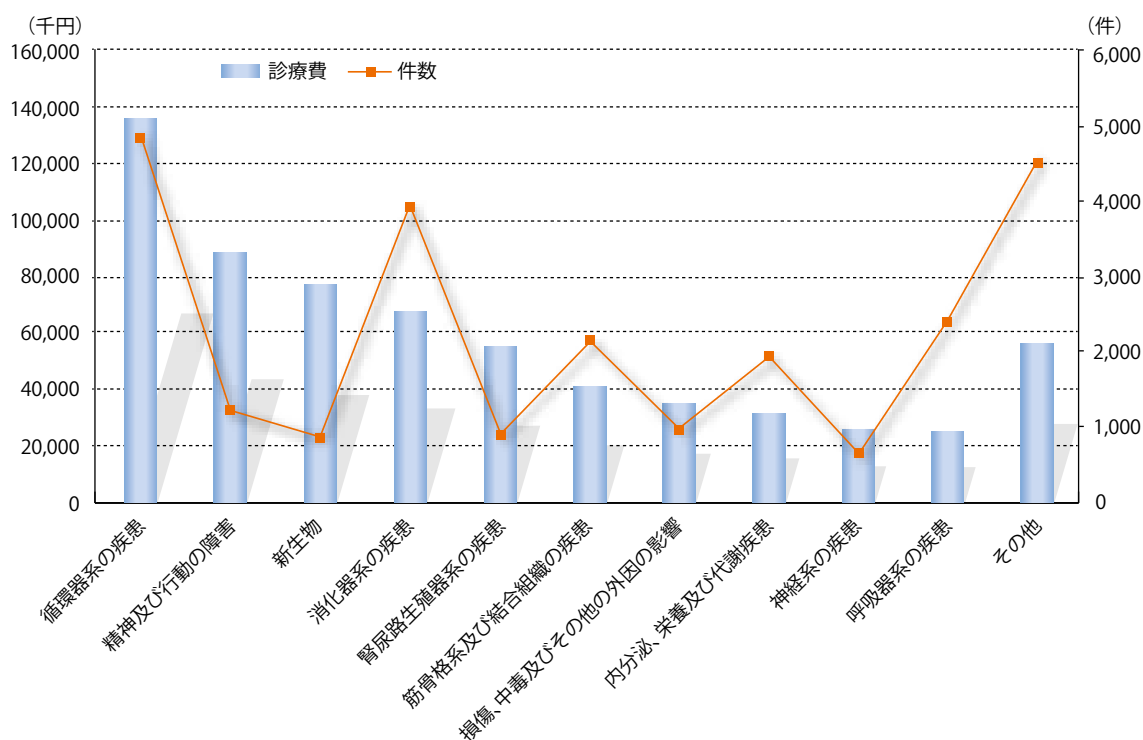
また、働く世代の心の健康やストレス対策、若年期から高齢期までの全ライフステージにおける心身機能の維持向上、子どもの頃からの健康な生活習慣づくりも重要とされています。

今後は、市民の健康をより一層向上させるため「鹿屋市健康づくり計画」の検証・見直し等による取組の充実、地域住民やNPOなどの各種団体との協働による健康づくりの推進が必要です。

また、大隅地域で完結できる高度医療への需要が高まってきていることから、安心して地域で暮らすことができるよう、地域医療連携による医療体系の整備を図る必要があります。

現状と課題

■鹿屋市国民健康保険 疾病分類別の診療費(平成23年5月診療分)



¹ 生活習慣病：糖尿病・高血圧・脂質異常症等、生活習慣が発症原因に深く関係していると考えられている疾患の総称

² 一次予防：健康的な生活習慣づくり、生活環境改善によって、病気を予防すること。

【体系図】

生涯にわたる健康づくりの推進

①健康づくりの推進

②保健活動の充実

③健康診査の推進

④医療体制の充実

施策の方向

① 健康づくりの推進

- (ア) 生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、健康づくり計画に基づき、健康体操やウォーキング、グラウンド・ゴルフなど、市民の誰もが手軽に実践できる運動や健康づくり講話などを実施し、市内全域に定着させていきます。
- (イ) 県民健康プラザ健康増進センターや国立大学法人鹿屋体育大学の機能を活用し、市民の健康度・体力に応じた健康づくり処方等を提供することにより、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。また、健康づくり推進員や食生活改善推進員、母子保健推進員などの地域ボランティアや町内会、NPOなど、健康づくり団体との連携により、各地域での自主的な健康づくり運動を推進していきます。
- (ウ) 健康で心豊かな長寿社会の実現のため、個人、家庭、地域、学校、職場、医療機関など、これらの健康づくりの実施主体がお互いに連携して機能する地域社会を構築していきます。
- (エ) 小児から高齢者まで一貫した健康づくり体制が重要であることから、子どもの頃からの生活習慣づくりの推進や、全てのライフステージにおいて社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に努めます。

② 保健活動の充実

- (ア) 生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的に健康管理情報の活用を図り、個々人の生活習慣の改善に主眼をおいた保健指導・相談や、生活機能の低下を防ぐための介護予防事業を充実します。
- (イ) 生活習慣病を食の面から予防するため、若い世代から食や栄養についての知識の普及を推進し、正しい食生活への行動変容を支援します。
- (ウ) 安心して出産・育児ができるよう、予防接種、歯科保健事業、妊婦教室、育児教室、母子相談等を充実します。
- (エ) 心の健康づくり施策として、働く世代のストレス対策や自殺予防対策、また若年期（思春期）から高齢期までの相談体制の充実や講演会等の実施、さらに、関係機関との連携を図り、地域で支援できる体制づくりに取り組みます。

施策の方向

③ 健康診査の推進

- (ア) 各年齢層に応じた疾病の早期発見、早期治療のための特定健診及び各種検診を充実します。
- (イ) 妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊婦及び乳幼児健診等を実施し、年齢に応じた保健指導を充実し、健やかな子育てを支援します。

④ 医療体制の充実

市民に対し良質かつ適切な医療を提供するため、関係機関等と連携しながら、大隅広域夜間急病センターを核とした一次救急医療体制を確保するとともに、鹿屋医療センター等を中心とした後方支援体制や二次医療体制の充実、子どもを安心して出産できる環境づくりを推進し、さらに、大隅地域において完結できるような高度医療の充実や、医師の確保等に取り組んでいきます。

また、入院患者が、退院後も安心して在宅で地域生活が送れるように、市、県及び医療機関等の関係機関が、地域医療連携による地域ケア体制を充実するとともに、かかりつけ医やかかりつけ薬局の普及にも努めます。

■病院数及び医師数の推移

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
病院数（施設）	65	65	65	65	65	67
医師数（人）	124	133	134	135	131	133

※資料：鹿屋市医師会

※H19～H22は4月1日現在、H23、H24は5月1日現在

※病院数は、星塚敬愛園及び鹿屋医療センターを含む。

※医師数は、鹿屋市医師会の会員数



健康まつり



ドクターヘリコプター



大隅広域夜間急病センター

第2節 ふれあいの福祉の創造

1 高齢者福祉の充実

急速な高齢化の進展による高齢者人口の増加に伴って、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者等が増加しており、高齢者の援護や介護に対するニーズは更に高まる傾向にあります。

今後は、更なる増加が見込まれますが、介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活したいという高齢者の希望は依然として強く、在宅生活の考えを基本とした取組が求められています。

このため、地域密着型サービスを含む在宅サービスの充実はもとより、医療との連携や高齢者虐待防止等の権利擁護、介護・福祉・医療等の総合的な相談及び支援体制の強化を図る必要があり、この調整役となる地域包括支援センターの機能強化や地域の見守り等の支えあい体制づくりとしての地域住民や関係機関等で構成されるあんしん地域ネットワーク事業の推進が重要です。

また、今後は、要介護認定を受ける人の割合が大きく上昇する75歳以上の高齢者が増大することから、それに伴い要介護認定者数は増加し、要介護状態も重度化することが予想され、高齢者はできるだけ早い段階から健康づくりや介護予防を行うことが大切です。

さらに、高齢者がいつまでも生き生きと地域や社会の中で生きがいを持ち、活躍し続けることができるよう、仲間づくりや社会参加への環境づくりや支援も必要です。



【体系図】

高齢者福祉の充実

①地域ネットワークシステムの構築

②在宅福祉サービスの充実とサービスの質の向上

③介護予防の推進

④生きがい対策の推進

① 地域ネットワークシステムの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、公的サービスのみならず、介護と医療が連携し地域全体で互いに支えあう共助の体制づくりや高齢者虐待防止等の権利擁護、介護・福祉・医療等の総合的な相談及び支援体制の強化に取り組みます。

具体的には、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備、地域包括支援センターを中心とした権利擁護や相談・支援体制の機能強化、地域住民や関係機関等との連携による見守り等のあんしん地域ネットワーク事業の推進等、地域の身近な所でサービスを提供し、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケア体制」を構築します。

② 在宅福祉サービスの充実とサービスの質の向上

高齢者の暮らしを支えるため、配食・見守りなどの生活支援や訪問介護や通所介護等の在宅サービスの充実とあわせて、それらが高齢者の自立支援につながるためのサービスの質の向上と適正な実施に取り組みます。

具体的には、要介護認定の適正化のための認定調査員の指導・研修、ケアマネジメント等の適正化のためのケアプランの点検やケアマネジャーへの研修会・情報交換会の実施、介護報酬請求の適正化のための給付実績の点検等を行います。これらを実施することで、市民に対し、介護保険制度に対する信頼性を高めていきます。

③ 介護予防の推進

高齢者が健やかに暮らしていけるように、介護状態に陥らないための健康づくりや介護予防に取り組みます。また、認知症に対するより一層の理解・支援を図ります。

具体的には、健康教育、健康相談等での介護予防の普及・啓発、介護予防教室、高齢者筋力向上トレーニング等の実践により運動器機能向上、栄養改善、口腔指導等を行い、生活機能低下の予防に努めます。

また、認知症に関する相談・支援体制の充実や認知症に対する正しい知識や理解のための講演会や認知症サポーターの養成を引き続き行います。

④ 生きがい対策の推進

高齢者が生きがいのある生活を送るため、地域や社会の中で、高齢者の「出会う場」、「学ぶ場」、「活躍する場」の支援を行います。

具体的には、学習活動、地域奉仕活動、健康増進活動を通じて、地域の仲間づくりを目的としたふれあい・いきいきサロンや高齢者クラブ活動への支援をはじめ、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するため、シルバー人材センターへの加入や地域活動への参加を支援しながら、高齢者の活躍の場を広げていきます。



2 障害者（児）福祉の充実

障害者福祉は、ノーマライゼーションの理念（障害者が地域社会の中で健常者と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であり、そのような社会に改善していこうという考え方）のもと推進されており、健常者もボランティア活動への取組や障害に対する理解を深めるなど、障害者への正しい理解と必要な手助けを自然に行える「心のバリアフリー」を進める必要があります。

障害者を取り巻く環境は、地域コミュニティの機能が低下する中、障害者やその介護者の高齢化が進んでいることなどにより、厳しい状況に置かれています。

このような状況の中で、障害者が自立した生活を営むためには、個々の状況に対応して多様な生活の場を確保するなど、国・地方自治体・地域が様々な支援・協力を行うことが必要となります。

また、障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法）に伴う施策も含めて、自立生活支援、自己決定・権利擁護体制の整備、生活の場の確保、就労支援の充実、暮らしやすい地域社会の実現など、障害者施策のニーズは増大しており、これらに対応するため、福祉はもちろんのこと、情報コミュニケーション、教育、雇用、道路、住宅、防災・防犯、医療・保健、文化・スポーツなど幅広い分野に関係する機関と連携した取組が求められています。

■身体障害者手帳交付状況

（単位：人）

項目	区分	H20	H21	H22	H23	H24
身体障害者 手帳所持者数	1級	1,827	1,900	1,990	1,912	1,948
	2級	1,132	1,143	1,134	1,019	1,022
	3級	985	1,012	1,033	962	970
	4級	934	968	1,014	963	990
	5級	387	387	378	342	347
	6級	407	412	412	354	360
	計	5,672	5,822	5,961	5,552	5,637

※資料：福祉政策課（各年4月1日現在）

■療育手帳交付状況

（単位：人）

項目	区分	H20	H21	H22	H23	H24
療育手帳所持者数	A	1	1	1	1	3
	A 1	209	211	223	221	231
	A 2	195	215	219	202	201
	B	2	2	2	2	2
	B 1	276	294	308	294	299
	B 2	161	171	175	171	176
	計	844	894	928	891	912

※資料：福祉政策課（各年4月1日現在）

■精神手帳交付状況

(単位：人)

項目	区分	H20	H21	H22	H23	H24
精神手帳所持者数	1級	12	13	11	12	12
	2級	268	313	340	399	439
	3級	95	101	100	108	118
	計	375	427	451	519	569

※資料：福祉政策課（各年4月1日現在）

【体系図】

障害者（児）福祉の充実

- ①障害者の相談支援体制の強化
- ②障害者への理解と社会参加の促進
- ③地域における生活支援体制の確立
- ④障害者とその介護者の高齢化への対応
- ⑤生活環境の整備

施策の方向

① 障害者の相談支援体制の強化

地域生活を送る上で支援を必要としている障害者が、気軽に相談することができる総合相談支援センターを活用し、相談体制の強化を図ります。センターの相談窓口には専門の相談員を集約配置し、身体・知的・精神の3障害ワンストップで相談支援を行うとともに、様々な要因が混じり合う複合的な相談にも対応していきます。

② 障害者への理解と社会参加の促進

(ア) 障害者の地域での生活、就労、社会参加を推進するために欠かせない「障害や障害者」に対する理解が一層深まるよう、市民意識の啓発を図ります。

(イ) 障害者の社会参加を推進するため、障害者への情報提供の充実、手話・点訳奉仕員の派遣、各種イベントの実施、移動に要する費用の支援など、幅広い施策に取り組みます。

また、障害者への広報や情報提供を行うために欠かせない手話・点訳・要約筆記・音声訳ボランティア団体の活動を支援するとともに、新たな人材の育成を図ります。

③ 地域における生活支援体制の確立

(ア) ホームヘルプサービスや児童デイサービスをはじめとする障害福祉サービスの充実を図るとともに、地域生活支援事業の充実に努めます。

(イ) 地域生活支援事業の実施主体となる社会福祉法人等と連携を図り、障害者の地域生活への移行を支援します。また、日中活動場所の確保や、地域生活における

サポート体制の整備等、地域に定着するための支援体制の充実に努めます。

(ウ) ハローワークや障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、一般就労の受入先の確保など障害者の雇用機会の拡大に努めます。

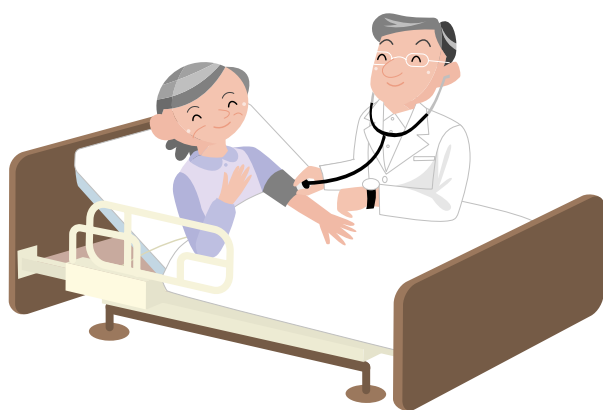
(エ) 児童の障害について、早期発見のための健診システムの充実、早期療育体制の整備に努めます。

④ 障害者とその介護者の高齢化への対応

課題となっている障害者やその介護者の高齢化に対応するため、在宅生活での介護支援を基本としながら、障害の特性や年齢など個々の状況に応じた多様な生活の場の確保や、地域生活を支援するサービスの充実、医療機関との連携等に努めます。

⑤ 生活環境の整備

障害者や介護者が在宅で快適に暮らせるよう、居住環境のバリアフリーを支援していくとともに公共施設や周辺道路など、公共空間のバリアフリーを進めます。



3 児童・家庭福祉の充実

我が国においては、少子化が急速に進行しており、出生数が死亡数を下回る人口減少社会に突入しています。

鹿屋市においては、1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成15年に1.68であったものが、平成19年では1.88と上昇しており、国や県よりも高い水準で推移していますが、人口を維持するのに必要とされる2.08を下回っており、依然として少子化傾向が続いています。

少子化の主な要因としては、晩婚化の進行や未婚率の上昇があると言われており、その背景には、若年世代にとって子育ての経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など、子どもを生み育てることをためらわせる経済的、あるいは心理的な負担感が強くあるものと指摘されています。

また、近年、核家族化の進行、ひとり親世帯の増加、地域連帯意識の希薄化、児童虐待や家庭内暴力なども問題となっており、家庭や地域の子育て機能の低下に伴い、子育てに対するニーズは多様化しています。

さらに、我が国の労働力人口が減少する中において、男女共同参画の推進が求められており、仕事と子育てが両立できる働きやすい職場環境づくりや、多様なニーズに対応する保育サービスの充実が求められています。

このようなことから、鹿屋市では関係機関が密接な連携を図りながら、次世代育成支援対策を推進しており、急速に進行している少子化に対応するためには、新生児・乳幼児期、未就学期、小学生期など、発達の段階に応じた適切な子育て支援サービスの充実と経済的な支援を実施していくことが必要です。

さらに、児童虐待防止対策や配偶者からの暴力被害者対策、婦人保護対策の充実が求められています。

■合計特殊出生率の推移

区分	H11～H15	H12～H16	H13～H17	H14～H18	H19～H23
鹿屋市	1.72	1.72	1.74	1.75	1.80

※資料：子育て支援課

区分	H19	H20	H21	H22	H23
鹿児島県	1.54	1.59	1.56	1.62	1.64
全 国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39

※資料：国、県人口動態統計

■出生数及び出生率の推移

区分		H19	H20	H21	H22
鹿 屋 市	出生数（人）	1,122	1,117	1,127	1,172
	出生率（人／人口千人）	10.6	10.6	10.8	11.2
鹿児島県	出生率（人／人口千人）	8.7	9.0	8.8	8.9
全 国	出生率（人／人口千人）	8.6	8.7	8.5	8.5

※資料：県人口動態統計

【体系図】

児童・家庭福祉の充実

- ①安心して子どもを生み、育てられる地域環境の形成
- ②子育て支援サービスの充実
- ③子育て中の家庭への経済的支援の充実
- ④母子・父子家庭等の子育て支援方策及び福祉の充実
- ⑤子どもの人権尊重及び保護の推進

① 安心して子どもを生み、育てられる地域環境の形成

(ア) 子育て家族の孤立化・地域における養育力の低下など、子育ての不安や負担感が高まっています。子育て中の親子が集まって相談、情報交換、交流等ができる拠点施設や「つどいの広場」等の充実を図ります。

(イ) 家庭生活と仕事等の社会的活動の両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和するため、ボランティアの育成や子育て支援のネットワークづくりを行い、地域で安心して子どもを生み育てられる環境の形成に努めます。

② 子育て支援サービスの充実

家庭は子どもの育成の基盤であり、人格形成にとって極めて重要な場です。保護者が心のゆとりを持って子育てができ、また、育児と仕事等の社会的活動が両立できるよう、保育サービスの充実を図るとともに放課後児童等の健全育成を積極的に推進するなど、子育て支援サービスの充実を図ります。

③ 子育て中の家庭への経済的支援の充実

子育てに係る経済的な負担が増加しており、子育て費用に対する負担の軽減が求められています。次代の社会を担う児童の健全な育成を図るため、保育所・幼稚園の保育料の軽減や、児童手当の支給及び子ども医療費の助成など、子育て中の家庭への経済的支援の充実に努めます。

④ 母子・父子家庭等の子育て支援方策及び福祉の充実

(ア) 近年の離婚件数の増加に伴い母子・父子家庭等が増加しています。このような家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、個々の家庭が抱える問題に対応した、子育て支援方策の充実を図ります。

(イ) 母子寡婦³・父子家庭の精神的・経済的基盤の確立を図るため、各種支援対策の推進に努め、相談・指導体制の充実を図るとともに、就労機会の確保など自立を支援します。

³ 寡婦：配偶者のいない女性で、かつて20歳未満の子を扶養していたことのある者（法によって定義は異なる。）

⑤ 子どもの人権尊重及び保護の推進

子どもの人権問題が、大きな社会問題となっています。児童虐待の防止や早期発見に対応するため、関係者によるネットワークを構築し連携を図るとともに、児童の権利の周知・啓発を行うなど、子どもの人権尊重及び保護を推進します。

■子育て支援事業の実施状況

(単位：箇所)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
子育て支援センター	2	2	1	1	1	1
つどいの広場	2	2	3	3	5	5

※資料：子育て支援課

■認可保育所の入所状況

(単位：人)

区分	H20	H21	H22	H23	H24
入所児童数	2,776	2,605	2,855	2,883	2,976

※資料：子育て支援課（各年10月1日現在）

■特別保育事業及び子育て支援事業の実施状況

(単位：箇所)

区分	H20	H21	H22	H23	H24
延長保育	20	25	28	28	28
休日保育	1	1	1	1	1
病児保育	1	1	1	1	1
一時預かり	7	7	7	7	7
子育て短期支援事業	2	2	2	2	2
放課後児童クラブ	18	18	20	21	21
ファミリーサポートセンター	1	1	1	1	1

※資料：子育て支援課

■母子世帯／父子世帯の推移

(単位：世帯)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22
母子世帯	970	1,016	1,032	1,174	1,377	1,448
父子世帯	165	162	143	165	175	229

※資料：国勢調査

■児童虐待の状況

(単位：件)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
相談件数	6	6	76	19	10

※資料：鹿屋市家庭児童相談室



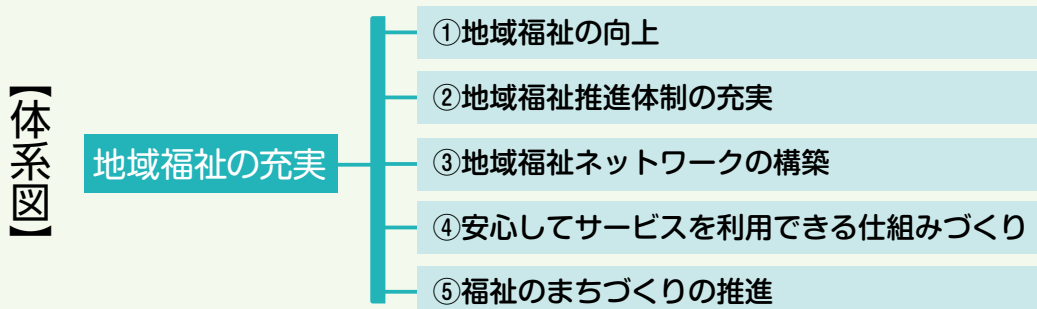
4 地域福祉の充実

日常の社会生活において、公的な支援が及ばない部分は、地域による支え合いに負うところが大きく、これによって普段の地域生活が営まれています。

しかしながら、近年における産業構造の変化に伴うライフスタイルの多様化、核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、地域や家庭における相互扶助の精神や連帯感は弱まる傾向にあります。

このため、災害時における高齢者や障害者への支援、子供や高齢者への虐待、一人暮らし高齢者の孤独死など新たな問題が生じています。

このようなことから、地域の相互支援体制の構築や住民の相互扶助意識の高揚を図りながら、ボランティアやNPO等の育成・支援を行うとともに、社会福祉協議会及び各福祉団体等の機能の充実、さらにこれら相互の連携強化を図り、地域ぐるみで行われる福祉活動を支援していくことが必要です。



① 地域福祉の向上

地域福祉に対する理解と意識の高揚のため、研修会の開催や広報などによる啓発活動を推進します。

地域に密着した福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会の機能の充実強化に努めます。

地域福祉の充実のため、民生児童委員や町内会、あんしん地域ネットワークなどと連携強化に努め、住民が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、幅広い福祉ボランティア活動の推進や各福祉団体の活動に対する支援を行います。

② 地域福祉推進体制の充実

地域福祉の啓発・広報を図るために市民交流センター福祉プラザを活動拠点としていくとともに、サービス提供体制の充実、ボランティア活動の支援、地域福祉活動を担う人材の育成等により、地域福祉推進体制の一層の充実を図ります。

また、住民主体の地域福祉活動を促進する上で重要となる地域の福祉活動拠点（福祉プラザ、串良ふれあいセンター、輝北総合福祉センターなど）や既存福祉施設等の有効活用により、地域に根ざした福祉環境の充実に努めます。

③ 地域福祉ネットワークの構築

地域見守りや要援護者対策などの観点から、情報共有・協働のプラットフォームの場となる地域福祉ネットワークの取組が求められているため、地域住民を中心として、民生児童委員や町内会、福祉関連施設・事業所、学校など地域の社会資源の有機的なネットワークを構築するとともに、地域住民相互の交流、見守り活動など、多様な取組を支援します。

④ 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

高齢者、障害者、子育て中の人など、地域で生活を送る上で支援を必要とする住民が気軽に相談することができるように、地域における各種相談窓口の体制を充実させるとともに、事例検討を通じたネットワークづくりを推進するなど、各相談機関の連携強化に努めます。

また、認知症高齢者や障害者などが、必要なサービスを適切に利用できるよう、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の普及啓発や利用促進を図ります。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

公共施設のバリアフリー化などを促進し、高齢者や障害者が安心して安全に生活できるよう、福祉のまちづくりを推進します。



5 社会保障の充実

国民健康保険、後期高齢者医療⁴、介護保険、国民年金、低所得者福祉などの社会保障制度は、市民のだれもが安心して健康的な生活が送れるように社会全体でともに支えあう制度です。

しかしながら、近年の高齢社会の急速な進行や長期にわたる景気低迷などにより、医療費や介護給付費、生活保護費等が増加し、制度の安定的な運営を脅かす状況となっていることから、現在、社会保障全般について、国による制度の見直しが進められています。

また、各自治体においても、社会保障制度の安定的な運営に向けた、更なる取組が求められています。

① 国民年金

国民年金は、健全な老後生活を維持するための基本的かつ重要な制度であり、国において、将来にわたって持続可能で国民が安心できる制度の確立に取り組んでいます。今後とも、日本年金機構や鹿屋年金事務所と連携し、市民の手續の円滑化や制度の普及・啓発を図る必要があります。

② 生活保護

高齢化・核家族化の進行や景気の低迷をはじめとした社会経済状況により被保護世帯数は増加傾向にあり、生活保護制度については、関係機関との連携を強化し、自立のための就労支援を行うなど、保護の適正な実施に努めていく必要があります。

③ 介護保険

鹿屋市においては、第1期から第4期の介護保険事業計画期間にグループホーム等の居住系サービスや通所介護等の居宅サービスの整備が進められたことにより、介護サービス提供体制が整えられてきました。

その一方で、高齢者人口の増加による要介護認定者数の増加とそれに伴う介護サービス利用者の増加から、介護給付費も大幅に増加していることから、今後も持続可能な介護保険の運営を行っていくための対策が急務となっています。

④ 国民健康保険・後期高齢者医療

高齢化や医療技術の高度化などにより、被保険者に係る医療費は年々増加しており、これが各医療保険特別会計の財政を圧迫している大きな要因となっています。

特に生活習慣病に起因すると考えられる疾病が医療費の上位を占めている状況となっています。

このような状況から、鹿屋市では保険財政の健全化を図るため、平成23年4月に

⁴ 後期高齢者医療：75歳以上の高齢者等を対象とする他の健康保険とは独立した医療制度

「鹿屋市国民健康保険事業財政健全化基本方針」を策定し、

- ・医療費の適正化
- ・保険税の収納率向上対策
- ・保険税の見直し

の3つの柱を中心とした取組を行っており、後期高齢者医療についても、後期高齢者医療広域連合と連携した取組を行っているところであり、今後も引き続き財政健全化に向けた対策を推進することとしています。

■国民健康保険加入状況

区分	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23
世帯数（年度末）	世帯	25,153	25,171	19,016	18,387	18,224	17,962
被保険者数（年間平均）	人	46,165	45,559	33,200	32,689	32,180	31,286

※資料：健康保険課

※平成20年度の被保険者数や世帯数の減は、後期高齢者医療制度の開始による。

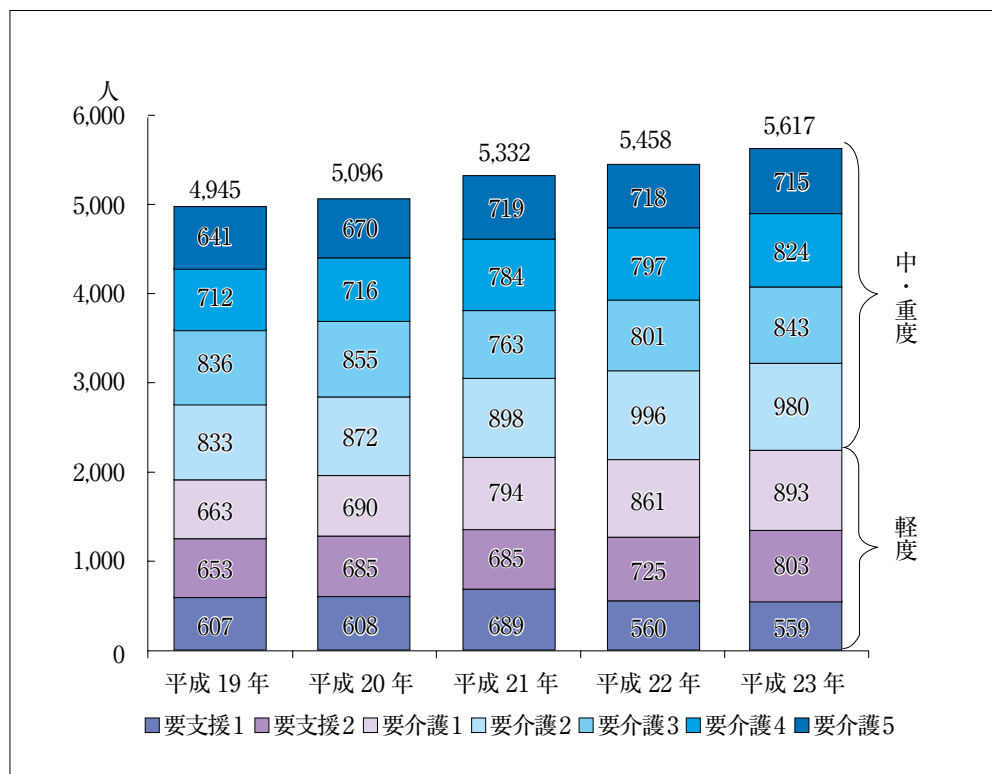
■介護保険被保険者数の推移

（単位：人）

項目	H19	H20	H21	H22	H23
介護保険被保険者数	25,409	25,581	25,660	25,516	25,723

※資料：高齢福祉課（各年3月31日現在）

■介護保険要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業報告（各年3月31日現在）

第1章

■後期高齢者医療制度の被保険者数の推移（年度平均）

（単位：人）

区分		H20	H21	H22	H23
鹿屋市	被保険者数 (うち障害認定者数)	13,650 (895)	13,995 (759)	14,387 (650)	14,631 (566)
県全体	被保険者数 (うち障害認定者数)	246,926 (11,359)	250,686 (9,736)	254,426 (8,401)	256,544 (7,133)

※資料：健康保険課

■生活保護の状況

地域	区分	単位	H21	H22	H23	H24
鹿屋	生活保護世帯数	世帯	602	644	707	774
	生活保護人員数	人	766	828	907	1,003
	保護率	%	9.6	10.3	11.2	12.4
輝北	生活保護世帯数	世帯	33	33	32	33
	生活保護人員数	人	37	36	38	38
	保護率	%	9.2	9.1	10.0	10.3
串良	生活保護世帯数	世帯	70	81	94	97
	生活保護人員数	人	82	95	115	121
	保護率	%	6.2	7.2	8.8	9.4
吾平	生活保護世帯数	世帯	38	33	38	39
	生活保護人員数	人	45	40	50	56
	保護率	%	6.2	5.5	7.0	7.9
全体	生活保護世帯数	世帯	743	791	871	943
	生活保護人員数	人	930	999	1,110	1,218
	保護率	%	8.9	9.5	10.6	11.6

※資料：福祉政策課（各年3月31日現在）

※保護率(%)：人口千人当たり

【体系図】

社会保障の充実

- ①国民年金の充実
- ②生活保護制度の適正な運用
- ③介護保険の充実
- ④国民健康保険・後期高齢者医療の充実

施策の方向

① 国民年金の充実

市民の一人ひとりが高齢期においても安定した生活が営めるよう、国民年金制度への正しい理解のための啓発とともに、制度の適切な運営を目指します。

② 生活保護制度の適正な運用

健康で文化的な最低限の生活確保のため、面接相談員、就労支援員等による生活保護相談・指導体制の充実に努め、自立支援を推進していきます。

また、ハローワークや社会福祉協議会、医療機関、金融機関、民生児童委員などの関係機関と連携し、最後のセーフティネットとしての生活保護制度の適正な運用を図ります。

③ 介護保険の充実

鹿屋市では、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者の介護等に対するニーズの高まりに応じた施策を進めています。介護保険制度の更なる普及啓発を図るとともに、介護サービスの適正な提供や介護費用の増加の抑制に向けた健康づくり、介護予防への取組、収納率の向上による安定的な財源措置を行い、制度に対する市民の理解や信頼感を高め、持続可能な制度運営に努めていきます。

また、高齢者ができる限り元気で要介護状態にならないことや、症状が悪化しないように介護予防を重点的に進めるとともに、介護サービスの質の向上と介護事業者の情報提供を進め、サービス向上を促します。

④ 国民健康保険・後期高齢者医療の充実

医療費の適正化などによる、各医療保険特別会計の財政基盤強化と長期的・安定的運営を図るため、

- ・被保険者の制度に対する知識と理解を深めるための広報・啓発活動の充実
- ・特定（長寿）健診の受診促進、人間ドック助成やジェネリック医薬品⁵利用促進などの各種保健事業の実施
- ・保険税（料）の収納率向上
- ・保健事業に係る関係部署及び関係機関との連携強化

などの取組を更に推進していきます。



⁵ ジェネリック医薬品（後発医薬品）

：これまで使われてきた薬の特許が切れた後に製造販売される医薬品。ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効能・効果・安全性を持つといわれている医薬品で、安価なため患者負担の軽減と医療費の適正化につながることが期待されている。

第1節 生涯学習社会の形成

1 生涯学習の推進

科学技術の急速な発展、国際化、情報化、高齢化などの社会変化の中で、市民一人ひとりが豊かな人生を送るため、生涯にわたって自らの学習に取り組むことが求められています。

そのため、学習情報の提供や学習拠点施設の整備・充実、地域や施設のネットワーク化、学習の成果を適切に生かすことのできる社会の仕組みづくりなど、生涯学習推進体制の充実・強化を図る必要があります。そして、官民一体となった学習機会の提供により、市民のニーズに対応した生涯にわたる学習活動の支援と啓発を図ることが大切です。

また、国立大学法人鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家などの教育機関と連携した学習の充実を図ることも重要です。

現状と課題

■主な生涯学習施設

地域	施設名	建設年度	主な施設・設備等
鹿屋	中央公民館	S49	集会室、和室、調理実習室、視聴覚室、陶芸室等
	文化会館	S51	ホール（1,002席）、ホワイエ等、リハーサル室、楽屋5室等
	図書館	S55	開架閲覧室、研究室、学習室、書庫、視聴覚・教材室、移動図書館車等
	花岡地区公民館	S57	会議室、学習室、和室、調理実習室、図書室、幼児室等
	大始良地区学習センター	S54	集会室、学習室、和室、調理実習室、図書室、保育室等
	高須地区学習センター	S56	集会室、学習室、和室、調理実習室、保育室等
	田崎地区学習センター	H4	集会室、学習室、和室、調理実習室、図書室、陶芸室等
	西原地区学習センター	H5	集会室、学習室、和室、調理実習室、図書室、会議室等
	高隈地区交流促進センター	H8	集会室、学習室、調理実習室、和室、図書室等
	王子遺跡資料館	S59	住居跡、棟持柱付堀立柱建物跡模型等
	東地区学習センター	H13	集会室、学習室、和室、調理実習室、陶芸室、図書室、保育室等
	市民交流センター（リナシティかのや） 芸術文化学習プラザ	H18	ホール（400席）、リハーサル室、ギャラリー、アトリエ、茶室、和室、調理室、ミニシアター（70席）等
	輝北コミュニティセンター	S55	大ホール、各種会議室等
輝北	百引校区公民館	H3	大会議室等
	市成校区公民館	H2	大会議室等
	高尾校区公民館	S63	大会議室等
	平南校区公民館	H元	大会議室等
	輝北歴史民俗資料館	S60	展示室、収蔵庫等
	串良公民館	S45	会議室、講座室、生活文化室、調理実習室、視聴覚室、図書室、別館大ホール等
串良	上小原分館	S53	会議室、講座室、生活文化室、調理実習室等
	細山田分館	S47	会議室、講座室、生活文化室、調理実習室等
	吾平	S56	大ホール、研修室、図書室、講座室、視聴覚室等

※資料：生涯学習課

■生涯学習施設及び利用者数の推移

地域	区分	単位	H20	H21	H22	H23
鹿屋	拠点施設数	箇所	8	8	8	8
	利用者数	人	210,688	238,305	253,975	254,446
輝北	拠点施設数	箇所	5	5	5	5
	利用者数	人	15,268	18,212	15,891	14,346
串良	拠点施設数	箇所	3	3	3	3
	利用者数	人	44,535	45,219	45,013	44,884
吾平	拠点施設数	箇所	1	1	1	1
	利用者数	人	35,450	33,818	31,764	33,171
全体	拠点施設数	箇所	17	17	17	17
	利用者数	人	305,941	335,554	346,643	346,847

※資料：中央公民館

■公共図書館（市立図書館・支所図書室）の状況

区分	単位	H20	H21	H22	H23
基準冊数	冊	291,000	290,000	290,500	289,500
蔵書冊数	冊	202,253	208,761	214,727	220,031
蔵書率	%	69.5	72.0	73.9	76.0
来館者数	人	137,047	131,545	129,173	122,332

※資料：生涯学習課

【体系図】

生涯学習の推進

①生涯学習体制の充実

②生涯学習活動の推進

③生涯学習施設の充実

施策の方向

① 生涯学習体制の充実

- (ア) 「鹿屋市生涯学習基本構想」に基づき、生涯学習推進体制の整備を図ります。
- (イ) 全ての中学校区に生涯学習推進協議会を設立し、地域の特色を生かした学習の充実を図るとともに、学習成果を生かせる環境づくりを進めます。
- (ウ) 市内の各公民館、学習センター等に、学校支援地域本部を設置し、地域コーディネーターを中心に学校、家庭、地域と密着した生涯学習社会の実現を目指します。

② 生涯学習活動の推進

- (ア) 市民ニーズに応じた学習内容を充実し、市民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに、団塊世代⁶や高齢者にも対応していきます。

⁶ 団塊世代：昭和22～24年ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代

- (イ) 中学校区ごとの生涯学習推進体制の構築を図り、公民館や学習センターを核とした生涯学習を推進し、地域の連帯意識の向上や文化・伝統の継承を推進します。
- (ウ) 中央公民館や市内各公民館や学習センター、市民交流センター（リナシティかのや）を中心に、民間とも連携した学習環境を整え「生きがい・教養」だけでなく、「職業的知識・技術」を習得する学習も強化します。
- (エ) 国立大学法人鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家との連携を図り、専門性を生かした学習の推進に努め、市民の高度な生涯学習を支援します。

③ 生涯学習施設の充実

- (ア) 生涯学習の拠点施設である公民館や学習センター施設の保全・補修を計画的に進め、安全で快適な学習環境の提供に努めます。
また、市民交流センター（リナシティかのや）や民間の施設とも連携を図り、市民が多様な学習活動を行えるよう支援します。
- (イ) 鹿屋市立図書館では、インターネットを活用した図書館システムの導入に併せ、大隅地域での広域的な図書館ネットワークシステムを構築し、図書資料等の整備・充実を図るとともに、市民の求める資料や情報の収集・提供に努めます。
また、読書推進活動や図書の巡回・配本サービスの充実、児童、高齢者、障害者へのサービスの向上を図り、生涯学習の拠点施設として、心豊かでたくましく生きる人づくりを目指します。
- (ウ) 各種視聴覚機器・教材等を整備・充実するとともに、それらの貸し出しを推進することにより、市民の学習活動や文化活動を支援します。



わくわくアドベンチャー



串良川源流探検



生涯学習大会（展示発表）



ちぎり絵（市民講座）（中央公民館）



生涯学習まちづくり出前講座



推進協議会（生涯学習）

2 学校教育の充実

近年、顕著な核家族化の進行、ライフスタイルの多様化、地域連帯感の希薄化など、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。鹿屋市の現状も例外ではなく、いじめ問題や不登校など学校が抱える問題も増えています。このようなことから、学校教育へのニーズも多種・多様化しており、これに伴う対応も急がれています。

これらの問題解決に、関係機関との連携を図りながら取り組んでいます。今後も更に連携の強化を図る必要があります。

また、国立大学法人鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家など鹿屋市の特徴ある教育機関との連携を図りながら、教育内容のより一層の充実を図る必要があります。

① 幼児教育

幼児教育においては、遊びを中心とした学びの中で、人と人との関わりを通して豊かな心を育み、子ども一人ひとりの個性や特性を生かしながら、就学前に社会性や規範意識の芽生えを養う教育を実現していく必要があります。

また、子育て支援の観点から、就園に伴う保護者の負担軽減を引き続き図っていく必要があります。

② 義務教育

義務教育においては、小・中学校ともに児童・生徒数は年々減少しており、これに伴う学校の在り方、校舎等の老朽化への対応や学校給食センターの整備など、教育環境の改善が望まれています。

また、基礎学力及び体力の向上を図り、個性を伸ばすなど、生きる力を育む教育の充実が重要です。

各学校においては、児童・生徒や保護者、地域の多様なニーズに応え、安全で安心な教育環境づくりを推進するとともに、基礎学力の定着、コミュニケーション能力や心豊かな人間性を育む特色ある教育の充実が求められています。

子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、市内においても不登校、いじめ等が問題になっており、地域、家庭、学校の連携強化を図り、未然防止に努めるとともに、人権に対する正しい認識・理解を向上させる教育が必要です。

また、適切な就学指導や特別な支援を必要とする児童・生徒への対応など、特別支援教育への理解及び支援体制の充実が求められています。

③ 高校・高等教育

鹿屋女子高等学校においては、生徒数が年々減少していることから、今後、学科の見直し・改善等による特色・魅力ある学校づくりに取り組む必要があります。

鹿屋看護専門学校においては、地域医療に貢献できる有能な人材を育成するため、教育内容及び指導体制の充実・強化を図る必要があります。

■幼稚園の状況

(単位：園・人)

地域	園数	定数	園児数				
			H20	H21	H22	H23	H24
鹿屋	9	1,440	1,140	1,059	1,121	1,196	1,222
輝北	0	0	0	0	0	0	0
串良	0	0	56	49	30	14	0
吾平	1	60	47	38	48	52	48
全体	10	1,500	1,243	1,146	1,199	1,262	1,270

※資料：学校教育課（各年5月1日現在）

※串良地域の幼稚園は、平成23年度末に閉園（2園・定数105人の減）

■小・中学校の状況

(単位：校・人)

地域	小学校			中学校	
	学校数	複式学級 実施校数	児童数	学校数	生徒数
鹿屋	20	8	5,141	8	2,435
輝北	1	0	151	1	92
串良	3	0	671	3	368
吾平	4	2	421	1	228
全体	28	10	6,384	13	3,123

※資料：学校教育課（平成24年5月1日現在）

■小・中学校の児童・生徒数の推移

(単位：人)

地域	区分	H20	H21	H22	H23	H24
鹿屋	小学校	5,047	5,043	5,040	5,089	5,141
	中学校	2,651	2,621	2,527	2,479	2,435
輝北	小学校	197	188	178	164	151
	中学校	117	106	102	102	92
串良	小学校	725	712	667	653	671
	中学校	465	429	412	395	368
吾平	小学校	457	447	429	413	421
	中学校	242	258	246	251	228
全体	小学校	6,426	6,390	6,314	6,319	6,384
	中学校	3,475	3,414	3,287	3,227	3,123

※資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■「基礎・基本」定着度調査年度別平均通過率の推移

区分		H19	H20	H21	H22	H23
小学校5年	鹿屋市平均	76.6	75.2	72.2	69.3	71.4
	県平均	75.9	74.1	70.5	68.8	70.9
中学校1年	鹿屋市平均	70.9	66.0	66.4	66.4	69.9
	県平均	71.0	67.4	66.4	68.2	70.2
中学校2年	鹿屋市平均	65.0	62.4	62.3	64.1	64.0
	県平均	67.9	63.4	63.5	65.6	66.3

※資料：学校教育課

【体系図】

学校教育の充実

- ① 幼児教育の充実
- ② 義務教育の充実
- ③ 高校・高等教育の充実

① 幼児教育の充実

- (ア) 自然環境・社会教育、芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の経費の一部を助成し、特色ある幼稚園づくりを支援します。
- (イ) 教職員の研修体制の充実などにより、教育内容・指導方法の改善・充実に努めるとともに、教職員の資質の向上に努めます。また、就園に伴う保護者の負担軽減に関する取組を引き続き行います。

② 義務教育の充実

- (ア) 多様化・高度化する教育ニーズに対応した信頼される学校づくりを行います。
- (イ) 基礎学力の向上を図り、郷土に根ざした教育活動の展開を通して、コミュニケーション能力や心豊かな人間性を育む教育を実施します。
- (ウ) 健康で活力ある生活を営むための基盤となる体力の向上及び食育の推進を図ります。
- (エ) 児童・生徒の登下校及び運動時等の安全確保の充実を図ります。
- (オ) 人権に対する正しい認識・理解を向上させる教育、いじめの根絶や不登校の解消に向けた生徒指導の一層の充実に努めます。そのため、家庭や地域、関係機関等との連携を深めるとともに、教職員の指導力向上のための研修や積極的な指導・助言を実施します。
- (カ) 特別支援教育への理解及び支援体制づくりを充実させ、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた学校教育の取組の充実を図ります。
- (キ) 郷土の歴史・社会などに光を当てた学習を積極的に導入し、地域や郷土について理解を深め、郷土に誇りを持てる教育を推進します。
- (ク) 鹿屋市学校再編実施計画（平成23年6月策定）を基本に小中学校の再編を推進し、引き続き地域の実情にあった学校規模適正化の推進を図るとともに、学校及び学校給食センターの適切な整備を行います。
- (ケ) 耐震性のない校舎や老朽化した校舎の大規模改造等必要な措置を講じ、教育環境の充実を図ります。

③ 高校・高等教育の充実

- (ア) 鹿屋女子高等学校については、普通科、商業科、情報処理科、生活科学科のそれぞれの特性を生かした教育内容の充実を図るとともに、学科の再編・見直し等

施策の方向

施策の方向

についても検討し、特色や魅力のある学校づくりに取り組みます。

また、老朽化した校舎の改築や耐震補強など、必要な措置を講じ教育環境の充実を図ります。

- (イ) 鹿屋看護専門学校については、地域医療を担う看護師養成のため、学生の確保や教育内容及び指導体制の充実に努め、地域に貢献できる看護師の育成に努めます。
- (ウ) 経済的理由で修学困難な者に学資を貸与し、有用な人材を育成するための奨学金制度を充実させます。



スクールバス



3 社会教育の充実

社会情勢は複雑化し、社会を構成する大事な要素である人と社会のつながりが薄れてきています。とりわけ子どもの社会とかかわる力が弱くなっています。

このことから、世代間の連帯を含め人と人とのつながりや、社会の中でよりよく生き、よりよい社会をつくる能力の基盤形成を目指す必要があります。

そのためには、地域社会の活性化に貢献している社会教育関係団体や関係機関・団体の取組を支援するとともに、市民への時勢に応じた学習機会の提供など、学校・家庭・地域が一体となった社会教育を推進することが大切です。

■青少年に対する巡回指導状況

区分	単位	H19	H20	H21	H22	H23
巡回数	回	225	227	231	233	238
指導数	人	131	116	137	186	212
指導率	%	58	51	59	80	89

※資料：生涯学習課

■教育相談の状況

(単位：人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
相談者数	240	323	237	141	165

※資料：生涯学習課

【体系図】

社会教育の充実

①成人教育の充実

②青少年教育の充実

③家庭教育の充実

④人権教育の充実

① 成人教育の充実

- (ア) 社会教育施設において様々な学びの場を用意するとともに、学習情報を提供することで市民がいつでもどこでも学習できる機会を増やします。
- (イ) 学習の成果を還元できる場の充実を図り学習意欲を高めるとともに、学んだ成果が評価される社会づくりを目指します。
- (ウ) 社会教育有志指導者研修会など、リーダーの養成に努め、社会教育関係団体等の活動を支援するとともに、地域社会の教育力の向上を目指します。

② 青少年教育の充実

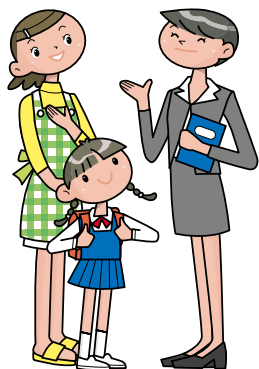
- (ア) 地域や関係機関・団体の青少年体験活動情報誌「鹿屋っ子タイムズ」の発行、ジュニアリーダークラブ「鹿屋っ子クラブ」等の育成、子ども会リーダー研修会や子ども会大会の実施など、青少年の様々な体験活動を推進するための「いきいき鹿屋っ子プラン」を展開します。
- (イ) 様々な人や団体との交流活動を通して、広く視野を広げる取組を進めます。
- (ウ) 学校支援を中心に、学校・家庭・地域が連携した教育活動を推進するため、「かのや学校応援団」事業を展開します。
- (エ) 青少年問題対策関係機関・団体と連携した社会環境の浄化活動や非行防止活動、教育相談活動など、青少年育成支援施策の総合的推進に努めます。

③ 家庭教育の充実

- (ア) 家庭教育の重要性とその取組の啓発を図るため、家庭教育に関する講演会の開催やパンフレット配布により、学習機会や学習情報を提供します。
- (イ) 家庭の役割や発達段階に応じた子どもへの対応などを学び、家庭の教育力の向上を図るため、幼稚園や保育所、小・中学校において家庭教育学級を開設し、その充実を図ります。

④ 人権教育の充実

- (ア) あらゆる人権問題への正しい理解と認識を深めるため、人権問題講演会など人権尊重社会の実現に向けた学習機会を提供します。
- (イ) 人権問題に関する周知、啓発を進めるため、人権ポスター・標語コンクールを実施します。



鹿屋っ子クラブ

第2節 人権を尊重する平和な社会の実現

市民がいきいきと生活していくためには、全ての人の平和と基本的人権が尊重され、一人ひとりの能力や可能性が十分に発揮できる社会づくりが求められています。

しかし、現実には女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・犯罪被害者等への人権侵害が少なからず発生して、近年では、インターネットや携帯電話の普及による新たな人権侵害も問題となっています。

加えて鹿屋市では、北朝鮮による拉致問題があり、早期解決に向け継続的に啓発活動等に取り組んでいく必要があります。

また、ハンセン病⁷についても、国立療養所星塚敬愛園の所在市として正しい知識の啓発をより一層図っていく必要があります。

鹿屋市では、これらの問題を体系的・計画的に解決していくため、市の人権施策の基本指針となる「鹿屋市人権教育・啓発基本計画」を平成24年3月に策定しました。今後は、この計画に基づき全ての市民が平和で、人間として尊重され、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる「人権尊重社会」の実現を目指し、人権教育・啓発の取組を充実する必要があります。

現状と課題

【体系図】

人権を尊重する平和な社会の実現

人権教育と啓発の推進

施策の方向

人権教育と啓発の推進

- (ア) 学校や社会における平和・人権教育を推進し、指導体制の充実と意識啓発・研修活動の強化により、差別を許さない人権意識の高揚を図ります。
- (イ) 人権問題の正しい理解と認識を深める啓発活動を積極的に進めるとともに、人権尊重社会の実現に向けた学習機会を充実させ、差別のない社会を目指します。



⁷ ハンセン病：らい菌の末梢神経内寄生による感染症

第3節 市民文化の振興

現状と課題

心の豊かさを求める市民ニーズの高まりや、余暇時間の増加などにより、多様な文化活動を展開できる基盤づくりが求められています。

また、各地域で守り育まれてきた、かけがえのない文化財や伝統芸能を、地域財産として次代に引き継いでいくとともに、住む人が誇りと愛着を持てるような個性豊かな地域づくりが求められています。

一方、文化活動を行う施設の老朽化や伝統的な芸能・行事を保存・伝承する後継者の不足、歴史・文化財等を保存・管理・活用する総合的な施設がないなどの課題があります。

このようなことから、各地域の文化協会の連携の強化による活動内容の充実や老朽化した施設の再整備を図り、市民の多様なニーズに適切に対応できる芸術・文化活動体制や活動内容の充実・強化を図る必要があります。

また、更なる市民の芸術・文化レベルの向上を目指すため、市民交流センター（リナシティかのや）や文化会館など、関係施設間の連携した活用を推進する必要があります。

■文化祭等の入場者数の推移

(単位：人)

地域	H19	H20	H21	H22	H23
鹿屋	4,884	4,109	3,105	3,175	4,587
輝北	7,000	2,112	3,480	3,500	2,746
串良	1,000	2,590	3,043	3,450	3,783
吾平	1,200	762	1,438	1,493	1,024
全体	14,084	9,573	11,066	11,618	12,140

※資料：生涯学習課

■文化団体数 (単位：団体)

地域	H23
鹿屋	53
輝北	22
串良	24
吾平	7
全体	106

※資料：生涯学習課



ヒメとヒコ

■資料館の利用者数の推移

(単位：人)

地域	H19	H20	H21	H22	H23
鹿屋	810	1,014	1,019	850	693
輝北	491	525	605	670	365
串良	1,015	781	1,140	485	350
全体	2,316	2,320	2,764	2,005	1,408

※資料：文化財センター

【体系図】

市民文化の振興

- ①文化活動の促進と環境づくり
- ②文化交流の促進
- ③伝統芸能の継承
- ④文化財の保存

① 文化活動の促進と環境づくり

文化の香り高いまちづくりを進めるため、市民の自主的な文化活動の促進と活動しやすい環境づくりを進めます。そのために、各地域の文化協会との連携を強化し、文化会館など既存施設の再整備を行うとともに、各施設の有効利用とネットワーク化を図り、文化活動を行う際の利便性を高めます。

② 文化交流の促進

平成27年度に開催の「第30回国民文化祭・鹿児島2015」の鹿屋市会場の運営を通して国内文化の交流を図ります。また、韓国交流など、子供たちを中心とした異文化交流の取組を促進していきます。

③ 伝統芸能の継承

鹿屋市には、刀舞^{かっなめ}(高須町)、鉤引き^{かぎひ}(高隈町・串良町)、棒踊り(市内全域)、八月踊り(市内全域)など、各地域に伝わる特色ある伝統芸能があり、これらの保存・継承に向けた広報・啓発活動の推進に努め、保存・継承活動を通じて、市民のふれあいの場、地域コミュニティの活性化を図るとともに、伝統文化への理解を深めます。

④ 文化財の保存

- (ア) 埋蔵文化財調査等を計画的に実施し、各種地域史・資料の発掘・調査を行い、郷土の歴史・文化に対する市民意識を醸成します。
- (イ) 市民の貴重な財産である文化財や歴史資料等の適切な管理・保存を行うとともに、歴史文化に関する学習機会を充実し、市民の歴史・文化財に対する理解・普及を図るため文化財等の常設展示を検討します。
- (ウ) 鹿屋市の誇る貴重な出土遺物等を小学校体験学習や文化財出前講座などで活用し、市民の文化財愛護思想の高揚と郷土愛の醸成を図ります。



象嵌装大刀レプリカ



ラブヒコ



輝北歴史民俗資料館



串良歴史民俗資料室



伝統芸能刀舞



文化財たんけん隊



文化財出前授業

第4節 スポーツ活動の振興

国立大学法人鹿屋体育大学等を拠点とする多様なスポーツ活動が展開されており、市民交流センター（リナシティかのや）の健康スポーツプラザ、かのやグラウンド・ゴルフ場、串良平和アリーナをはじめ各地域に整備されたスポーツ施設を中心に、市民が日常生活の中で気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりが進んでいます。

一方、地域のスポーツイベントの統廃合、総合型地域スポーツクラブの事業及び会員の拡大、スポーツ大会やイベントの開催による交流人口の拡大、スポーツ施設の情報のネットワーク化、さらには老朽化した施設の計画的な整備等が課題となっています。

今後は、スポーツを通じた地域活性化を図るため、総合的なスポーツ推進体制を充実させ、既存施設を生かしながら、スポーツ交流の推進や競技力の向上などを図り、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツを親しめる生涯スポーツ社会の実現に向けた取組が求められています。

また、平成32年度には、鹿児島国体が開催されることから、円滑な大会運営ができるよう施設や実施体制の充実及び競技力向上に取り組む必要があります。

現状と課題

■主なスポーツ施設

地域	施設名	建設年度	主な施設・設備等
鹿屋	陸上競技場	S33	400 mトラック、メインスタンド等
	野球場	S31	両翼 95 m、中堅 120 m
	屋内運動場	H3	ゲートボール場 3 面
	体育館	S45	バレーボールコート 3 面
	武道館	H9	1 階：柔道場 3 面、2 階：剣道場 3 面
	第2 武道館	S54	剣道場 2 面
	弓道場	S54、H6	近的場 10 人立、遠的場 6 人立
	相撲場	H8	土俵
	テニスコート	S56	テニスコート 6 面（鹿屋中央公園）
		H3	テニスコート 8 面（西原健康公園）
	サッカー場兼ソフトボール場	S48	ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面（鹿屋中央公園）
		H3	ソフトボール場 1 面（西原健康公園）
	中央プール	S47、H3	50 m 9 コース（公認）、25 m 5 コース
	高隈艇庫	S45	艇庫 2 棟
	かのやグラウンド・ゴルフ場	H19	8 コース、64 ホール（最大 12 コース、96 ホール）
	ラグビー場等競技場	H17	専用ラグビー場 1 面、多目的広場少年野球 2 面
輝北	市民交流センター（リナシティかのや）健康スポーツプラザ	H18	フィットネスホール（バドミントン 3 面）、健康づくり交流室等
	輝北体育館	S56	バレーボールコート 2 面
輝北	輝北運動場	H 元	運動場、200 mトラック
	串良平和アリーナ	H11	体育館、事務室、会議室、トレーニング室等
串良	陸上競技場	H7	400 mトラック、サッカーコート、スタンド等
	屋内ゲートボール場	H5	ゲートボール場 3 面、夜間照明施設
	屋外テニス場	H12	テニスコート 4 面、クラブハウス、夜間照明施設
	多目的野球場	H13	野球場 1 面、本部スタンド等
	B & G 海洋センター	S58	体育館、25 m プール、幼児プール等
	吾平町コミュニティセンター	S56	大ホール、バレーボールコート 2 面
吾平	吾平運動場	S46	200 mトラック（野球場 1 面、サッカー場 1 面）
	吾平屋内ゲートボール場	H6	ゲートボール場 2 面
	吾平相撲場	H6	土俵
	吾平弓道場	H8	近的場 5 人立

【体系図】

スポーツ活動の振興

①スポーツ活動の推進

②スポーツ施設の整備・充実

③スポーツ交流の推進

① スポーツ活動の推進

- (ア) 市民の生涯スポーツ・競技スポーツを振興するため、総合型地域スポーツクラブ及び鹿屋市体育協会の活動を支援します。
- (イ) スポーツイベント、スポーツ教室等の情報を提供し、市民がスポーツに触れる機会を提供します。
- (ウ) 鹿屋体育大学等との連携を図り、競技団体、スポーツ指導者、ボランティアの育成の支援を行い、市民の生涯スポーツの振興に活用します。

② スポーツ施設の整備・充実

- (ア) スポーツ施設の再編・整備を行い、スポーツ施設情報のネットワーク化と利用システムの構築を図り、市民のスポーツ活動の需要に応える施設の整備充実と有効活用を図ります。
- (イ) 施設の管理運営については、民間活力を積極的に導入し、市民サービスの向上を図ります。

③ スポーツ交流の推進

各種スポーツ競技団体との交流を推進し、県・九州・全国レベルのスポーツイベントの開催や合宿等の誘致を行い、スポーツによる交流を推進します。



第2章

はじめに

後期基本計画

参考資料

■主なスポーツイベント

地域	名称
鹿屋	「体育の日」スポーツフェスタ in かのや
	小学校区対抗「かのやローズヒル」駅伝大会
	南日本レガッタ
	鹿屋市中学校駅伝大会
	鹿児島県長距離走鹿屋大会
	農業祭大隅地区剣道大会
	鹿屋相撲大会
輝北	南日本クロスカントリー大会 I Nきほく
	加瀬田ヶ城旗争奪ゲートボール大会
	大隅地区中学校新人野球大会
	大隅地区中学女子新人バレーボール大会
	輝北ダム一周駅伝大会
串良	B & G各種スポーツ大会
	くしら桜まつりジョギング大会
	町内一周駅伝大会
	町民バレーボール大会
吾平	始良川カヌー体験会
	美里あいら宮下相撲大会
	町民ふれあいゲートボール大会
	美里あいらバレーボール大会
	美里あいら体育大会

※資料：市民スポーツ課



くしら桜まつり



スポーツ合宿

第5節 国際性豊かな人づくりの推進

現状と課題

鹿屋市においては、アジア圏における経済文化交流をはじめ、アジア・太平洋農村研修村における交流事業の展開、スポーツ団体、民間団体等による国際交流が行われています。

国際化の進展により、国際社会に対応できる人材の育成が望まれていることから、外国青年（国際交流員、外国語指導助手）による交流事業や英語教育が行われています。また、小学校では教育課程特例校制度を活用し、1年生から外国語活動を実施しています。

経済成長の著しいアジア圏をはじめとした海外諸国との経済交流や文化交流等を通じて、地域活性化を図るためにも国際交流の推進は重要であり、国際交流団体等と連携を図りながら国際理解事業を展開するとともに、外国語教育の更なる充実と外国人にやさしい、生活しやすい環境の整備が求められています。

■外国人住民男女別人員

(単位：人)

項目	H20	H21	H22	H23	H24
男	75	76	81	76	83
女	206	223	253	257	257
計	281	299	334	333	340

※資料：市民課（各年4月1日現在）

【体系図】

国際性豊かな人づくりの推進

国際交流活動の推進

国際交流活動の推進

- (ア) アジア・太平洋農村研修村の利用を促進し、外国文化に触れ合う機会の提供や国際交流活動を推進します。
- (イ) 国際的視野を持った市民を育むため、国際理解のための広報活動や講座を充実させるとともに、ホームステイの受入れなど、国際理解の促進と国際化に対応した人材の育成を推進します。
- (ウ) 小学校での外国語活動を実施し、生きた英語によるコミュニケーション能力の素地を身に付ける外国語教育の充実・強化を推進します。
- (エ) 外国人が快適に安心して生活できるように英文字等による情報提供等を推進します。



施策の方向

第1節 安全・安心なまちづくり

1 防災体制の充実

鹿屋市は台風の常襲地帯に位置するとともに、保水力の低いシラス質の土壤であるなど、災害が発生しやすい環境にあります。

また、大きな津波による被害をもたらした東日本大震災をはじめ、局地的な豪雨による河川の氾濫や大規模な土砂災害等の近年の災害は人的・物的両面において、その被害が甚大化してきています。

加えて、なお一層進行する高齢化や核家族化に伴い、災害時の要援護者が増加し、それらの人々を支える支援者が不足している状況にあります。

このような中、災害時の被害をできるだけ少なくするための地域が一体となった防災活動への取組や災害時に迅速・的確な対応を行うための関係機関との連携強化が求められています。

また、あらゆる災害に関する情報を全ての市民に提供し、いち早く避難を促すことができる防災行政無線をはじめとする多様な手段による総合的な情報伝達体制の構築や大規模な地震災害に備えた既存の公共施設の耐震化への取組が課題となっています。

さらに、市内には第二次世界大戦中に掘られた防空壕が多数存在し、年数の経過とともに崩落の危険性が高くなっていること、これに起因する道路、地盤の陥没など二次災害の発生も危惧されます。危険性の高い防空壕については、一通り対策は終了していますが、今後も新たに発見される壕もあることから、継続した防空壕の処理対策が必要となっています。

【体系図】

防災体制の充実

- ① 災害予防対策の充実
- ② 自主防災組織の充実
- ③ 防空壕対策の充実

① 災害予防対策の充実

ア 災害等から市民の生命と財産を守り、安全・安心な地域社会を構築するため、「鹿屋市地域防災計画⁸」や「鹿屋市国民保護計画⁹」に基づく防災・災害等に対する体制の充実に努めるとともに、「災害時要援護者避難支援プラン」の適正な運用を図ります。

あわせて、プランに基づく取組の充実強化や支援者の確保、関連施設等における避難支援体制の整備を促進します。

⁸ 地域防災計画：災害対策基本法に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画

⁹ 国民保護計画：国民保護法に基づき、市の国民の保護に関して定めた計画

- (イ) 災害発生時をはじめ、あらゆる災害に関する情報を全ての市民に提供し、いち早く避難を促すことができる防災行政無線やコミュニティFM、携帯電話等を介した多様な手段による総合的な情報伝達体制を構築します。
- (ウ) 大規模な地震災害等に備え、地域防災計画に基づく指定避難所などの市民への周知や耐震化、機能の充実を図るとともに、既存公共施設の耐震診断や補強など耐震化促進を進めます。
- (エ) 大規模災害時に迅速・的確な対応を行うため、海上自衛隊鹿屋航空基地をはじめとする国・県（警察）、消防などの関係機関との連携強化を図ります。

② 自主防災組織の充実

- (ア) 自主防災組織による防災マップの作成や避難訓練の実施に対する助成を行うとともに、地域内の要援護者の把握や支援者の確保に関する取組を促進します。
- (イ) 防災に関する出前講座や研修の実施などを通して、地域における自主防災意識の啓発を図ります。

③ 防空壕対策の充実

防空壕の崩落等による災害を防止するため、危険性のある防空壕の埋め戻しや壕口の閉鎖などを進めていきます。

■自主防災組織の組織率

地域	組織数（組織）	組織率	構成世帯数（戸）
鹿屋	86	100%	24,613
輝北	39		1,520
串良	71		4,514
吾平	10		2,719
全体	206		33,366

※資料：安全安心課（平成24年4月1日現在）

※組織率は、自主防災組織の組織数を町内会数で割ったもの



2 消防・救急体制の充実

鹿屋市は、東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町と共同で大隅肝属地区消防組合を設置し、地域の消防・救急に関する業務を処理しています。近年の鹿屋市における消防・救急の出動件数は、火災はほぼ横ばい状態ですが、救急は年々増加傾向にあります。

鹿屋市の消防団は、火災発生時の初期消火活動や台風や豪雨、地震などによる自然災害時の市民の救出・救助活動、避難誘導など地域防災体制の重要な役割を担っています。

しかしながら、高齢化や過疎化の進行、産業構造の変化に伴う若年層の都市部への集中などにより団員の定員割れや若年層の不足などが問題となっており、女性を含む若年者を中心とした団員の確保や、活力ある消防団づくりが求められています。

また、消防団施設や機材等の計画的な整備など、消防団の充実・強化が必要となっています。

救急活動については、高齢化の進行に伴う急病人の増加などが予想され、これに対応する救急体制の充実等を図る必要があります。

■消防団員数の推移

(単位：人)

地域	分団数（分団）	H19	H20	H21	H22	H23
鹿屋	29	574	571	577	574	578
輝北	5	90	91	90	91	84
串良	8	169	164	163	160	164
吾平	5	124	121	124	117	124
全体	47	957	947	954	942	950

※資料：安全安心課

※平成20年度から定員数1,055人

■救急件数の推移

(単位：件)

地域	H19	H20	H21	H22	H23
鹿屋	2,850	2,844	2,912	3,234	3,385
輝北	—	156	175	174	187
串良	485	454	453	458	499
吾平	199	193	214	262	257
全体	3,534	3,647	3,754	4,128	4,328

※資料：安全安心課

※輝北は、平成20年4月1日に輝北分署が大隅管轄地区消防組合から移管されてからの件数



【体系図】

消防・救急体制の充実

① 消防水利施設等の充実

② 常備消防の充実

③ 消防団の充実

④ 救急体制の充実

① 消防水利施設等の充実

消火栓や防火水槽等の消防水利施設の整備・充実に努め、常備消防・消防団の双方の消防力の強化に努めます。

② 常備消防の充実

大隅肝属地区消防組合の機能・体制等の充実に図り、災害の軽減に努めます。

③ 消防団の充実

(ア) 女性団員の入団や企業等への理解や協力を推進し団員の確保に努めるとともに、消防団活動の環境づくりや啓発活動の充実などに努めます。

(イ) 消防施設・機材の計画的な整備・充実や効率的な体制づくりを検討することにより、消防団の充実・強化を進めます。

(ウ) 操法大会の開催や定期的な訓練の実施など、消防技術の向上や組織の強化に向けた支援に努めます。

④ 救急体制の充実

関係市町と連携しながら救急搬送体制の充実に向けて総合的に取り組みます。



3 治山・治水対策の充実

現状と課題

鹿屋市には、肝属川、始良川、串良川など多くの河川がシラス台地を縫って流れているとともに、集中豪雨や台風の常襲地帯でもあるため、水害発生の危険性が高くなっており、市民生活が土砂災害、浸水被害などに脅かされている状況にあります。

現在、市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が473か所あるなど、危険箇所は多いものの、整備率は依然低い状況にあります。

また、宅地化の進展や営農形態の変化、さらには短時間に集中的な降雨があるなど、急激な雨水流出量の増加により、道路の冠水や宅地への浸水が発生し、雨水の排水処理能力が問題となっています。

今後は、地域住民の生命・財産を守り、安全な地域の形成を図っていくため、治山・治水対策、雨水排水対策を総合的かつ計画的に進めていくことが重要となっています。

■急傾斜地崩壊危険箇所 (単位：箇所)	
地域	H24
鹿屋	233
輝北	99
串良	100
吾平	41
全体	473

※資料：道路建設課

【体系図】

治山・治水対策の充実

- ①土砂災害危険箇所の整備
- ②雨水排水対策の総合的な推進

施策の方向

① 土砂災害危険箇所の整備

森林保全による雨水のかん養機能¹⁰の強化、急傾斜地崩壊危険箇所、砂防施設の整備を推進します。

② 雨水排水対策の総合的な推進

- ア) 側溝等の整備や計画的な河川改修などを進めます。
- イ) 下水道事業や農地防災事業などを活用した雨水排水対策を進めます。



¹⁰ かん養機能：森林の土壌等が雨水を貯留保全し、河川に流出する水を調整し、洪水を防ぐとともに地下水として貯留する機能（涵養機能）

はじめに

後期基本計画

参考資料

4 基地対策の充実

海上自衛隊鹿屋航空基地は、日本の海上防衛の中核基地として位置付けられており、固定翼哨戒機や救難ヘリコプター、教育部隊のヘリコプターが配備され、我が国の平和と安全を守ることを主な任務としています。また、当該基地は県内の離島における災害派遣（救急搬送）を引き受けており、災害や救急搬送体制において重要な役割を果たしています。

しかし、基地が市街地に所在していることから、航空機による騒音問題も顕在化しています。

また、大規模な災害等が発生した場合に、鹿屋市や県、関係防災機関単独では対応が困難となった場合に際しての協力体制の在り方について検討する必要があります。

【体系図】

基地対策の充実

基地周辺地区の環境対策の促進

基地周辺地区の環境対策の促進

基地周辺地区における航空機騒音の被害実態の把握に努めるとともに、抜本的な騒音防止対策、特にヘリコプター騒音に特化した対策を講じることや防衛施設周辺整備事業の実施による市民生活環境の向上について関係機関に引き続き要請を行います。



5 交通安全の推進

鹿屋市の交通事故発生件数は、これまで高い水準で増加してきている中、やや減少傾向が見られたものの若者や高齢者等の交通事故が目立ってきており、依然として予断を許さない状態が続いています。また、自転車の利用者の交通モラルの低下も問題となっています。

一方、市道などでの交通事故の危険性が高い箇所において、ガードレールや道路反射鏡などは年々、設置が進められているものの、歩道が未整備の通学路もあります。また、交差点での事故が全体の事故件数の約半数を占めることから、交差点での事故防止対策が必要となっています。

鹿屋市は、公共交通機関がバスのみであり、自動車での移動需要が高いことから、交通事故を未然に防ぎ、市民の安全を守っていくためには、交通安全教育の推進や安全な道路環境づくりを進めるとともに、地域住民による子どもや高齢者など交通弱者を守る取組が必要となっています。

■交通事故件数等の推移

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24
事故件数（件）	827	841	851	867	787	751
死亡者数（人）	5	2	14	7	6	6
負傷者数（人）	1,060	1,054	1,081	1,105	1,001	959

※資料：安全安心課（各年1月から12月までの累計）



【体系図】

交通安全の推進

①交通安全施設の維持・整備

②交通安全思想の普及徹底

① 交通安全施設の維持・整備

交通事故の危険性が高い箇所やスクールゾーンなど、特に歩行者の安全性を確保する必要性が高い市道などについて、自動車と歩行者の分離や区画線等の路面標示の整備を図るとともに、ガードレール、道路反射鏡等の交通安全施設の維持・更新を進め、安全な道路環境の整備に努めます。

② 交通安全思想の普及徹底

幼児、児童・生徒、高齢者等を対象に、段階的かつ体系的な交通安全教育を実施するとともに、交通安全に関する普及啓発活動の推進を図ります。



6 防犯・消費生活相談体制の充実

現状と課題

多様化する社会の中で、犯罪の低年齢化とともに、子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪が全国的に多く発生しており、鹿屋市においても同様の傾向にあります。

このような中、鹿屋市では町内会や学校関係、事業所や各種団体等による地域ぐるみでの防犯パトロール隊の結成が増えてきているなど、市民の防犯意識は高まりつつあることから、更なる防犯体制の強化に努めることが必要です。

また、近年、市民の安全安心な暮らしを脅かす暴力団が関与する犯罪が増加しています。

さらに、市内で増加傾向にある空き家については、少年少女の非行等につながりやすいなど社会的な問題となりつつあります。

一方、消費生活においては、多重債務や悪質な販売方法によるトラブル、高齢者の財産を狙った詐欺的な出資商法など、様々な契約をめぐる問題が発生しています。

また、近年、インターネットの普及により、出会い系サイトによるトラブルや、無料サイトから有料サイトへ巧みに誘導され不当な請求を受けるなど、新しい形態の消費者トラブルも増加しています。

このように、複雑化、多様化する相談内容から消費者の利益を守るため、身近な消費生活相談窓口の周知に努める必要があります。

あわせて、消費者のトラブルを未然に防ぎ、自立を支援するため、消費者被害等の迅速な情報提供を行うとともに、消費者教育・啓発の充実が必要です。

■犯罪認知件数の推移 (単位：件)

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24
犯罪認知件数	805	876	823	693	668	670

※資料：安全安心課（各年1月から12月までの累計）

施策の方向



- ① 防犯意識の啓発
- 犯罪のない安全な鹿屋市の実現のため、防犯協会や警察はもとより家庭や学校との連携を保ちつつ、市民の防犯意識の啓発に努めるとともに、市民の自主防犯活動を促進します。

② 防犯体制の確立

- (ア) 全ての市民が安全に暮らせる環境を守るため、地域が一体となった防犯活動や自主防犯組織の取組を支援します。
- (イ) 防犯灯や防犯用看板などの設置により、安全・安心のまちづくりを進めます。
- (ウ) 暴力団排除条例に基づき、市民の暴力団を排除する気運の向上や地域が一体となった暴力団排除活動等の推進に努めます。
- (エ) 空き家等の適正管理に関する条例に基づいて、空き家の所有者に対する指導・勧告等を行います。

③ 消費生活相談体制の充実

- (ア) 複雑化・多様化する消費生活相談及び苦情等に対応するため、相談員への研修等の実施により、専門的な知識を向上させることで、更なる相談体制の充実・強化を図ります。
- (イ) 消費者の利益を守るために必要な情報を収集し、市民へ情報提供・知識の普及に努め、消費者トラブルや被害の未然防止を図ります。



消費生活センター

第1節 地球にやさしいまちづくり

1 地球環境問題等への対応

ライフスタイルの変化等を背景とする人の活動やエネルギー消費に伴う二酸化炭素等の排出増加により、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、被害が必ずしも一定地域に限定されず、科学的にも解明が充分でない地球規模での環境問題が発生しています。

また、身近な問題として、肝属川の実態調査において、文献等で内分泌攪乱作用¹¹が確認されたと報告されている物質なども検出され、河川の生態系保全のためにも国・県との連携を図った監視が必要不可欠なものとなっています。

本市は、市域面積の約5割が森林地域であり、世界遺産級の価値を持つ森林生物遺伝資源保存林に指定されている壮大な高隈山系を有しています。この貴重な自然環境を守り、次代に引き継いでいくためにも、自然環境に対する意識の啓発、維持管理に対する協力体制の確立など、人間と自然の共生について市民一人ひとりが真剣に考え、地球規模での環境問題の解決に向けた積極的な取組を進める必要があります。

また、地球温暖化に関する報道や東日本大震災における原発事故等を受けて、市民の再生可能エネルギーへの関心が高まっています。

■自然公園地域及び森林区域の指定状況 (単位：ha)

自然公園地域（自然公園法）			森林区域（森林法）		
国立公園	国定公園	県立自然公園		国有林	民有林
0	0	1,470	22,834	7,243	15,591

※資料：県自然保護課、畜産林務課

■環境講座の開催状況

区分	単位	H19	H20	H21	H22	H23
環境講座開催回数	回	49	12	13	21	13
環境講座参加者数	人	3,124	476	926	1,096	623

※資料：生活環境課

施策の方向

【体系図】

地球環境問題等への対応

- ①環境基本計画及び地球温暖化対策地域実行計画の取組
- ②環境保全活動の充実
- ③市民の意識啓発
- ④自然保護活動の充実
- ⑤再生可能エネルギーの導入

¹¹ 内分泌攪乱作用が確認された物質：一般に環境ホルモンとも称され、生体内に取り込まれると特定の器官に作用する物質（平成18年度調査で東串良町俣瀬の肝属川で重点調査濃度を超えるエストロンが検出された。）

① 環境基本計画及び地球温暖化対策地域実行計画の取組

環境の保全に関する総合的かつ長期的目標等を計画的に推進するために策定した「鹿屋市環境基本計画」及び「鹿屋市地球温暖化対策地域実行計画」に基づいて、快適な自然環境の創出、環境への負荷の低減及び環境との共生・調和を図った取組を進めます。

② 環境保全活動の充実

- (ア) 廃食油回収ポストの設置などにより、河川の水質保全の啓発に努めるとともに、リサイクル意識の向上を図ります。
- (イ) 自然環境を保全するための取組として、定期的な河川の水質調査や有害物質の測定、地下水の調査を継続して行います。また、騒音測定や振動測定、悪臭物質調査などの実施により、快適な生活環境づくりを進めます。

③ 市民の意識啓発

- (ア) 環境出前講座の実施などにより、環境保護に関する市民の意識啓発に努めるとともに、自然環境保全に携わるボランティア及びリーダーの育成を進めます。
- (イ) 学校や地域、職場など様々な社会生活の場での環境教育・学習を推進し、環境問題や環境保全に対する意識の高揚を図ります。また、市民への環境に関する情報提供の充実に努めます。

④ 自然保護活動の充実

- (ア) 高須・浜田海岸など、ウミガメが産卵する海岸の環境保全に努めるとともに、ウミガメの保護活動を進めます。
- (イ) 自然観察会や自然を利用した場所等での環境学習を推進し、地域特有の自然環境や地域に生息する希少動植物への市民の理解と意識啓発に努め、地域の豊かな自然環境や希少動植物の保護活動を充実します。
- (ウ) 二酸化炭素の吸収や水の源である山林等における除間伐の推進や、自然林等の保全に努めます。

⑤ 再生可能エネルギーの導入

地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素排出量の削減に向けて、市民、事業所、行政が一体となって省エネルギーに取り組むとともに、風力発電や太陽光発電、小水力発電など環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの活用・促進に努めます。



2 循環型社会¹²の形成

大量生産、大量消費、大量廃棄の時代におけるごみ処理については、地域における重要な課題です。

鹿屋市では、循環型社会を実現するため、ごみの分別収集を行っていますが、平成21年度から市民1人の1日当りのごみ排出量が増加しております。

このことから、今後も、ごみの減量、資源化に取り組んでいくとともに、市民一人ひとりが、ごみを減らしていくことへの意識を持って、地域全体として、ごみ問題に取り組んでいけるよう、ごみ分別出前講座や鹿屋市衛生自治団体連合会等と一体となった積極的な取組を進めるなど、循環型の社会を構築していくことが求められています。

■ごみ排出の状況

区分	単位	H19	H20	H21	H22	H23
ごみ総排出量	t	33,825	31,722	32,667	34,197	34,637
1人1日当りごみ排出量	g	868	820	847	885	895
ごみ資源化率	%	18.60	17.82	16.48	17.60	17.57

※資料：生活環境課

■不法投棄の現状

(単位：件)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
不法投棄防止パトロールによる不法投棄物発見件数	486	276	275	354	365
市民等からの不法投棄通報等件数	152	202	151	90	121

※資料：生活環境課



¹² 循環型社会：環境の負荷を減らすために資源を有効に利用し、廃棄されるものを最小限とする社会

【体系図】

循環型社会の形成

- ①循環型社会の形成促進
- ②市民の意識啓発
- ③不法投棄防止対策の強化
- ④鹿屋市一般廃棄物処理基本計画の見直し

① 循環型社会の形成促進

「鹿屋市環境基本計画」の実効性のある着実な推進を図ることによって、環境への負荷が少なくなるよう、大量消費、大量廃棄型の生活様式を見直し、ごみの減量及びリサイクルの推進等の取組を行い、循環型社会の形成を図ります。

② 市民の意識啓発

- (ア) 市民の協力を得ながら、ごみの減量化、資源物の分別収集を実施するとともに、市民のリサイクル意識の啓発を進めます。
- (イ) 廃棄物の発生源を断つ（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の4 R運動を推進し、家庭での分別・資源物回収の徹底によるごみ減量運動に取り組めます。

③ 不法投棄防止対策の強化

不法投棄の未然防止に向けて、関係機関等との連携を図りながら、不法投棄の監視及び通報体制の強化を図ります。

④ 鹿屋市一般廃棄物処理基本計画の見直し

平成26年度に「鹿屋市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しを行い、本市の一般廃棄物の排出抑制・再利用・再資源化・適正処理等について、市民、事業所、行政が一体となって取り組み、更なる循環型社会の形成を推進します。



3 環境衛生の充実

市民生活や事業所活動を起因とする悪臭や水質の汚濁等が依然として後を絶たない状況にあり、早急に安心して生活できる環境を築いていくことが求められています。

市内の中心部を流れている肝属川は、両岸の住宅や事業所からの排水の流入が多く、さらに、笠野原台地にある住宅や店舗、畜産施設等からの排水が流入していることから特に水質汚濁が進んでいます。

こうした状況の中で、市民が安全・安心で快適な生活環境で暮らすためには、環境衛生に対する意識を高め、市民一人ひとりのモラルの向上を図り、生活排水対策を進めていくとともに、市民、企業、団体、行政が、それぞれの役割分担のもと、協働して地域の快適な環境づくりを進める必要があります。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、下水道及び合併処理浄化槽の普及により、し尿処理量は年々減少しているが、逆に浄化槽汚泥処理量は微増傾向にあるため、全体としてはほぼ横ばいとなっています。

今後は、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及の促進、し尿処理施設における適正な処理に努めていく必要があります。

一方、市営墓地については、墓参者の高齢化に配慮した環境整備や、災害及び施設の老朽化に対応した改修を行っていくとともに、利用者の需要に応じた埋蔵形態についての検討を進めていくことが必要です。また、共同墓地については、適正な管理が行われるよう指導するとともに、更なる環境整備の充実に努める必要があります。

火葬場については、鹿屋市など1市4町で運営を行っており、平成20年4月に新たな施設が整備されています。

■し尿処理の状況

(単位：kl)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
総量	66,478	66,718	66,218	65,764	63,985
し尿処理量	22,398	21,885	18,230	17,502	17,261
浄化槽汚泥処理量	44,080	44,833	47,988	48,262	46,724

※資料：生活環境課

施策の方向

【体系図】

環境衛生の充実

- ①環境に配慮した農畜産業の推進
- ②下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及促進
- ③河川の自然環境の保全
- ④環境美化運動の推進
- ⑤し尿処理の効率的な処理
- ⑥市営墓地の整備・改修、共同墓地の整備促進、火葬場の運営

① 環境に配慮した農畜産業の推進

- (ア) 農業の持つ物質循環機能を生かし、化学農薬や化学肥料に過度に依存しない農業を推進するため、有機物を利用した土づくりの推進、有機質肥料や天敵資材等の利用促進を図り、農作物の生産を通して、水源かん養や生物の生息・生育空間の提供など、農地の持つ環境保全機能を発揮させるように配慮します。
- (イ) 家畜排せつ物の分離処理や完熟堆肥化の指導徹底など、畜産農家の適正な排せつ物処理を推進し、地域生活環境の改善と環境保全型畜産業を促進します。

② 下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及促進

- (ア) 河川への生活雑排水の流入、地下水の汚染を防ぐため、公共下水道の整備完了区域内については、接続率の向上に向けた取組を進めます。
- (イ) 下水道計画区域外については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から、合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

③ 河川の自然環境の保全

- (ア) 九州1級河川の中で、BOD（生物化学的酸素要求量）値の評価で、ワースト上位を占めている肝属川については、2号及び3号排水路浄化施設での水質浄化と新しい浄化方法の調査・研究に努めるとともに、市民、事業所、行政が連携して水質改善に努めます。
- (イ) 市民、企業、団体、行政が一体となって、クリーン作戦などにより、河川における自然環境の保全に努めます。

④ 環境美化運動の推進

市民が快適に暮らせるまちを目指して、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくため、市民総参加による環境美化運動を推進していきます。

⑤ し尿処理の効率的な処理

簡易水洗や合併処理浄化槽の普及による汚泥処理量の増加や汚泥濃度の希薄化に対応するため、有用微生物を活用し、効率的な処理に努めます。

**⑥ 市営墓地の整備・改修、共同墓地の整備促進、火葬場の運営**

市営墓地については、少子高齢化時代を踏まえ、墓参者の安全性と利便性を確保するため、計画的な整備・更新を進めるとともに、共同の埋蔵形態について検討を行っていきます。共同墓地については、更なる環境整備の促進に努めます。火葬場については、引き続き大隅肝属広域事務組合において、広域的な運営を行っていきます。

第1節 適正な土地利用の推進

鹿屋市は、大隅半島の中央部に位置し、錦江湾に面した海岸線、高隈山の広葉樹林、肝属川、始良川、串良川等の河川など多彩な自然環境に恵まれた地域です。また、一方では大隅半島の中心都市としての都市機能の集積や国内有数の食料供給基地を形成する広大な農地など多様な土地利用となっています。

市の総面積は448.33km²であり、うち可住地面積は215.06km²と全体の約48.0%を占めています。評価総地積（269.39km²）による土地利用は農地（田畑）の約45%、次いで山林の41%、宅地の14%となっています。

土地は、人々の生活や社会活動を支える重要な基盤であり、限りある貴重な財産です。また、土地利用の在り方は、市民生活や自然環境、産業活動など、あらゆる分野に大きな影響を与えることから、長期的・計画的な土地利用を推進することが必要です。

しかしながら、道路環境の整備やモータリゼーション¹³の進展などによる大型小売店等の郊外への出店とともに、地価の安い郊外の農地の宅地転用などによるスプロール化¹⁴が進んでおり、その結果、後追いのインフラ¹⁵の整備、維持管理コストの増大など市街地の拡散がもたらす影響が出てきています。

また、高齢化や人口減少による周辺地域の活力の低下などにより、遊休農地の増加や森林機能の維持などが懸念されています。

輝北、串良、吾平地域の拠点となる地域市街地については、高齢化の進行や人口減少による購買力の低下、鹿屋地域等への大型店の出店などにより商業機能が低下していることから、地域の生活基盤としての商業機能の維持を図っていくことが必要となっています。

このようなことから、「国土利用計画法」や「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、適正な土地利用の規制・誘導を進めるとともに、まちづくりと優良農地の確保の観点から、「鹿屋市都市計画マスタープラン」や「鹿屋農業振興地域整備計画」に基づき、市域の一体的な均衡ある発展を促進していく必要があります。

一方、適切な土地利用行政の推進の観点から、今後も鹿屋市全体で地籍調査事業を推進していく必要があります。

■都市計画の概要

（単位：ha）

	決定年月日	面積	備考
都市計画区域	H18.12	24,876.0	
地域地区（用途地域）	H17. 3	1,239.1	
地域地区（高度利用地区）	H13. 3	1.9	北田大手町地区
地域地区（臨港地区）	H20. 6	14.0	鹿屋港臨港地区
	H20. 6	1.4	高須港臨港地区
地区計画	H12. 3	6.0	パークヒルズ鹿屋地区計画

¹³ モータリゼーション：日常生活での自動車利用の一般化

¹⁴ スプロール化：市街地の周辺部において無計画な開発などが進むことにより、虫食いのような状態で都市が拡大すること。

¹⁵ インフラ：学校、道路、橋梁、通信設備、上下水道、電力等の社会基盤

■都市計画施設等整備状況

区分		単位	H24
都市計画道路	決定延長	m	75,400
	整備済延長	m	52,720
	整備率	%	69.9
都市計画公園	決定面積	ha	119.6
	整備済面積	ha	89.5
	整備率	%	74.8
都市計画墓園	決定面積	ha	6.1
	整備済面積	ha	3.4
	整備率	%	55.7
都市計画汚物処理場	決定面積	ha	1.45
都市計画市場	決定面積	ha	2.84
都市計画と畜場	決定面積	ha	3.50
都市計画ごみ焼却場	決定面積	ha	7.60
都市計画市街地再開発事業	決定面積	ha	1.90
都市計画土地区画整理事業	決定面積	ha	97.7

※資料：都市政策課（平成24年4月1日現在）

【体系図】

適正な土地利用の推進

①計画的な土地利用の推進

②市街地の形成

③農業地域の形成

④森林地域の形成

⑤地籍調査の推進

施策の方向

① 計画的な土地利用の推進

- (ア) 「国土利用計画法」や「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、適正な土地利用の規制・誘導を進めます。
- (イ) 「都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画区域内の適切な土地利用を誘導するとともに、計画的な都市基盤の整備に努めます。
- (ウ) 「土地利用対策要綱」を策定し、土地の無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を目指します。

② 市街地の形成

○住宅地

- (ア) 住宅地については、良好な住環境、都市基盤の整備を促進し、計画的な住宅地の形成を図っていきます。また、市街地の住居表示の実施に努めます。
- (イ) 市街地の緑地の保全に努めるとともに、快適でゆとりある景観に配慮した街並み整備を促進します。

○商業地域

- (ア) 大隅地方拠点都市地域の拠点地区である中心市街地については、北田大手町地区市街地再開発事業によって整備されたリナシティかのやを中心に、商店街の街並み整備、魅力と活力ある商店街づくりなど、商業等の活性化を図ります。
- (イ) 輝北・串良・吾平地域の地域市街地についても適切な土地利用の推進により無秩序な市街化を防止し、地域の中核的機能の維持を図ります。
- (ウ) 国道220号鹿屋バイパス沿線や寿地区、西原地区の旧国道220号沿線の商業施設が連担している地域については「都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」などの適切な運用などにより、中心市街地の商店街と地域商店街との機能分担を図り大隅地域の多様な消費生活を支える商業機能の集積を促進します。

○工業地域

- (ア) 工業地域については、今後の企業誘致や立地状況とともに、東九州自動車道や大隅縦貫道などの開通を見据えた新たな工業地域について検討を進めます。
- (イ) 準工業地域については、遊休地の有効活用や適正利用の促進に努めます。

③ 農業地域の形成

- (ア) 農地については「鹿屋農業振興地域整備計画」などにに基づき、適正な農地利用に努めます。
- (イ) 農地集積や流動化を積極的に推進し、遊休農地の発生防止や優良農地の維持・確保に努めるとともに、畑地かんがい関連事業、ほ場整備事業などにより生産性の向上や農地の有効利用を推進します。
- (ウ) 産業構造の変化や都市化の進展に伴う農村社会の混住化の進行に対応するため、良好な生活環境の確保に努めつつ、生産活動の場としての整備を推進します。

④ 森林地域の形成

森林地域については、「大隅地域森林計画」に基づき主要林産物や特用林産物¹⁶の生産基盤としての森林の育成とともに、レクリエーションの場としての活用や山地災害防止、水資源のかん養など公益的機能と経済的機能の維持・向上に努めます。

⑤ 地籍調査の推進

適切な土地利用行政を推進するため、「国土調査法」に基づく地籍調査事業を計画的に進め、本市の実態や動向の総合的な把握に努めます。

¹⁶ 特用林産物：森林から生産されるもののうち、建築用材以外のきのこ類、樹実類、山菜類、木炭類、竹類など

第2節 交通体系の整備

現状と課題

○広域交通網

平成23年3月に九州新幹線が全線開業したことにより、鹿児島中央～博多間が約1時間20分で結ばれるなど、県内の交通が急速に広域化・高速化しています。鹿屋市においても鹿児島市等への連絡口となっている垂水港を近傍に有する優位性を踏まえながら、新幹線の整備効果を最大限に生かしたまちづくりの推進が求められています。

東九州自動車道は、地域の高速交通の要として産業の活性化や交流の促進など大きな経済効果が期待できるとともに、災害時の避難路や救援物資等の輸送道路として役割が期待されています。

平成22年3月には、曾於弥五郎～末吉財部間が供用され、今後は鹿屋串良～曾於弥五郎間、野方インターチェンジ及び大隅縦貫道（鹿屋串良～笠之原間）の平成26年度の確実な供用と志布志～鹿屋串良間の早期完成、日南～串間～志布志間の整備計画区間への格上げなど、今後も建設スピードを緩めることなく早期実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

また、国道220号、269号、504号などについては、空港や域内外の拠点施設へのアクセス道路として、また、地域間交流や産業振興の観点からも高い整備効果が予測できることから、その整備を更に促進していくことが必要です。

さらに、陸と海との交通要衝地である立地特性を生かしたまちづくりを進めていくとともに、交通拠点の利便性を高めるべく周辺地域のアクセス機能の向上を図っていくことが必要となっています。

○幹線道路・生活道路

鹿屋市内の交通ネットワークは、鹿屋地域を中心として放射線状に伸びる国道が骨格をなし、それを県道等が補完するネットワークが形成され、平成22年度末の改良率は国道100%、県道78.1%、市道67.5%となっています。市内地域間については、地域により整備状況が異なることから、これを是正していく必要があります。

また、生活道路である市道の舗装率は、県全体に比べて高いものの、依然として未舗装区間や狭隘な区間などが見られます。産業活動や防災、救急など市民生活に密接に関連する道路であることから、整備の推進が必要です。

■道路整備状況

区分	単位	国道	県道	市道
路線数	本	3	23	1,644
延長	m	90,681	200,243	1,405,186
改良済延長	m	90,681	156,316	949,082
改良率	%	100.0	78.1	67.5
舗装済延長	m	90,681	199,242	1,283,192
舗装率	%	100.0	99.5	91.3

※資料：道路建設課（平成23年4月1日現在）

○道路環境

全ての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン¹⁷に配慮した歩行者空間の創造、道路の緑化等に配慮した道路整備が求められています。また、市民との協働による道路の環境美化を推進していくことが必要です。

一方で、市内地域間の一体性を確保するとともに、観光産業を振興していくため、市の名称を示す標識の改修や各地域拠点や観光ネットワークをPRする案内板の整備が必要となっています。

○港湾施設

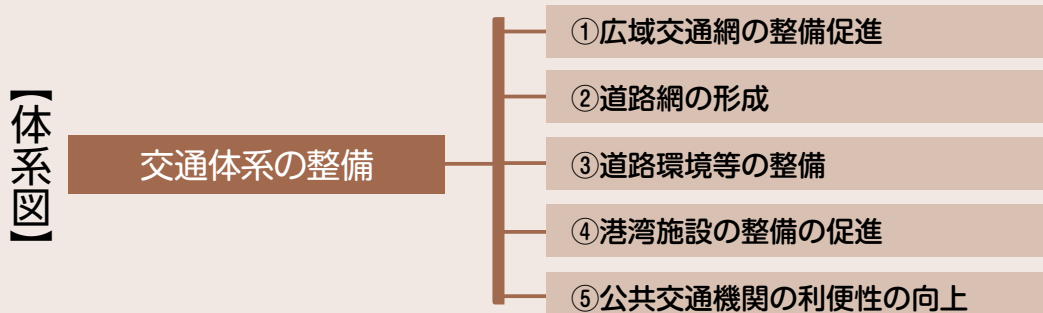
港湾施設の整備により、基幹産業である漁業の振興と海上交通の安全な輸送機能と円滑化を図るとともに、地域交流の場としての役割の強化を図る必要があります。

○公共交通機関

地域の唯一の公共交通機関である路線バスは、鹿屋市と関係市町が共同で運行しているバス26路線、鹿屋市が独自で運行しているバス（コミュニティバス）20路線、バス事業者が継続して運行しているバス13路線があります。

今後は、市内の道路ネットワークを強化していくことにより、市内地域間の連携・交流の促進、各地域の均衡ある発展を目指し、バス路線の維持を図っていくことが必要です。

あわせて、利用者の意向を把握しながら、利用状況を踏まえた廃止路線代替バスの見直しやコミュニティバス（かのやくるりんバス等）、鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスの利便性向上や活用の促進に向けた検討が必要です。



① 広域交通網の整備促進

産業の発展や市民生活の向上を図るため、広域交通網の骨格となる東九州自動車道について、今後も全線の早期着工・完成に向けた取組を推進していきます。あわせて、大隅縦貫道や国道220号、269号、504号など広域交通網の整備を促進していきます。

¹⁷ ユニバーサルデザイン：全ての人のためのデザインという意味で、能力や年齢・国籍・性別などの違いを超え、ある特定の人のためでなく、全ての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりなどを行っていかうとする考え方

② 道路網の形成

市民生活や産業活動、周辺都市との連携が快適かつ効率的に行えるように、国・県・市道の道路網の整備を推進し、地域格差のない有機的な道路ネットワークの形成を図ります。



③ 道路環境等の整備

高齢者や身体障害者をはじめ、全ての人が安全で快適に道路を利用できるようユニバーサルデザインに配慮した道路環境の整備を進めるとともに、道路空間が公共空間として潤いを感じられるよう道路緑化、環境美化などを市民と協働で進めます。



④ 港湾施設の整備の促進

沖防波堤の整備により、漁船や小型船舶等を強風による高波等から守り漁港や物流港としての機能の充実を図っていくとともに、岸壁など港湾施設の整備による機能の充実を図ります。

⑤ 公共交通機関の利便性の向上

路線バスについては、現在の路線の維持に対する支援を図っていきます。また、市民・事業者との連携・役割分担のもと、少子高齢社会に対応した市民の交通手段として鹿児島中央駅～鹿屋間直行バスの利便性向上、コミュニティバスなどのルート変更や運行回数の見直し等を検討していきます。

■鹿児島中央駅～鹿屋間直行バスの利用実績

(単位：便・人)

年度	鹿児島→鹿屋			鹿屋→鹿児島			合 計		
	運行便数	利用者数	1便平均利用者数	運行便数	利用者数	1便平均利用者数	運行便数	利用者数	1便平均利用者数
平成21年度	605	7,742	12.80	605	9,198	15.20	1,210	16,940	14.00
平成22年度	2,007	27,583	13.74	2,007	29,769	14.83	4,014	57,352	14.29
平成23年度	2,196	36,252	16.51	2,196	36,784	16.75	4,392	73,036	16.63
平成24年度	2,004	33,567	16.75	2,004	33,985	16.96	4,008	67,552	16.85

※資料：企画調整課

※平成21年度は、平成21年12月～平成22年3月までの数値

※平成24年度は、平成24年4月～平成25年2月までの数値



かのやくりんバス



くしらふれあいバス



鹿児島中央駅～鹿屋間直行バス

第3節 快適な居住環境の充実

1 下水道等の整備

下水道については、鹿屋地域の市街地で公共下水道の整備を進めているほか、農業集落排水や合併処理浄化槽の設置などにより、生活排水処理を行っています。鹿屋地域における公共下水道の整備率は、平成23年度末で事業計画面積784haに対して68.9%の状況にあります。

また、鹿屋市の污水处理人口普及率は、平成23年度末で61.7%であり、全国平均87.6%、県平均71.7%を大きく下回っています。

公共用水域の水質保全などを図るため、今後も引き続き公共下水道の計画的な整備及び合併処理浄化槽の設置を図るとともに、水洗化に対する市民の啓発に取り組んでいく必要があります。

また、公共下水道事業計画区域内の浸水被害の解消を図るため、今後も引き続き雨水排水路の計画的な整備が求められます。

■公共下水道の整備状況（鹿屋地域市街地）

区分	単位	H19	H20	H21	H22	H23
事業計画面積	ha	784	784	784	784	784
処理区域内戸数	戸	9,603	9,867	9,987	10,096	10,162
処理区域内人口	人	15,828	16,351	16,536	16,640	16,749
整備面積	ha	434	533	536	538	540
整備率	%	55	68	68	69	69

※資料：下水道課

【体系図】

下水道等の整備

①公共下水道の整備促進

②その他の排水処理施設の整備拡大

① 公共下水道の整備促進

- (ア) 公共下水道事業については、居住環境の向上と公共用水域の水質保全を目指して、今後も普及促進を図ります。
- (イ) 公共下水道事業計画区域内においては、下水道事業により計画的な雨水排水対策に努めます。

② その他の排水処理施設の整備拡大

輝北地域で実施している農業集落排水事業については適切な維持管理に努め、その他の地域については、公共下水道との整合を図りながら、合併処理浄化槽の設置を推進し、公共用水域の水質保全を図ります。

2 上水道の安定供給

鹿屋市の水道事業は、上水道事業、簡易水道事業、小規模水道などがあり、各事業の行政区域人口に対する平成23年度の割合は上水道事業で88.2%、簡易水道事業で6.5%、小規模水道その他で5.3%となっています。

しかし、上水道事業においては給水開始から約85年が経過し、施設の老朽化が見受けられることから、浄水場や配水池、配水管などの基幹施設の更新・改良、施設の耐震化などを計画的に実施していく必要があります。

また、東日本大震災を教訓とする大規模災害を想定した施設の耐震化など危機管理面の迅速な強化が求められています。

今後の水道事業においては、施設の老朽化に伴う更新・改良の推進とともに、簡易水道事業、小規模水道の統合を含めた事業の在り方の検討や水質保全対策の推進、さらには危機管理に対応した安全・安心な水を安定して供給できる、より効率的な事業運営が求められています。

■上水道の整備状況

(単位：人)

区分	計 画 給 水 人 口	給水人口	普及率	備考
上水道	99,090	92,277	93.12%	
公営簡易水道	3,800	3,652	96.11%	輝北地区
民営簡易水道	—	3,191	—	市内 10 か所
その他 (小規模水道、自家水など)	—	5,255	—	市内 42 か所の集落水道外
専用水道	—	226	—	

※資料：業務課（平成 24 年 3 月 31 日現在）



【体系図】

上水道の安定供給

- ①計画的な施設整備（更新・耐震化）と管理システムの整備
- ②簡易水道及び小規模水道における事業の在り方の検討

① 計画的な施設整備（更新・耐震化）と管理システムの整備

上水道は、安全・安心で安定した水の供給を永続的に行っていく必要があることから、良質な水資源の確保、施設の更新・耐震化など計画的な施設整備を推進していくとともに、集中管理システムの導入など管理システムの整備を図ります。

また、節水意識の高まりや少子高齢化等による使用水量の減少で増収は見込めない状況の中で、徹底した経費節減に努めるとともに、効果的・効率的な事業運営を図ります。

② 簡易水道及び小規模水道における事業の在り方の検討

公営簡易水道については、上水道との統合を行い、民営簡易水道及び小規模水道については、地元意向を勘案しながら調査・検討を進めます。

3 住宅・宅地の整備

○住環境

鹿屋市の持ち家率は、65.9%と県全体の63.3%を上回っていますが、ライフスタイルの変化、高齢社会の進行など、「住まい」を取り巻く環境は大きく変化しています。

鹿屋市の高齢化率は平成22年で24.8%と全国平均に比べ高く、高齢化の急速な進展は社会構造にも大きく影響しており、まちづくりにおいても高齢者への配慮が不可欠となっています。

また、高齢者のみならず、障害者、子供などに配慮し、全ての人が快適に暮らせる住環境づくりを進める必要があります。

さらに、過疎地を中心に、少子高齢化による空き家の増加が予想されることから、これらの対策を総合的に検討するとともに、若年層やU・I・ターン¹⁸者などの定住促進に向けた取組を進める必要があります。

一方、市民の生命・財産を守るため、安全な場所への移転促進や住宅の耐震化などを推進する必要があります。

これからのライフスタイルの変化や高齢社会の進展など、住宅を取り巻く環境は大きく変化してきており、社会的背景の変化に合わせた居住環境の整備が望まれています。

○市営住宅

鹿屋市では、平成24年3月末現在2,207戸の市営住宅が整備され、募集に対する競争率は2.4倍とニーズは高い状況となっています。

しかし、一方では耐用年数を超える市営住宅が現在22.6%を占めるなど、老朽化の問題も抱えるとともに、高齢化や社会経済情勢の変化などに伴う単身や母子世帯などの入居希望者の増加も予想されます。

このため、市営住宅の整備に当たっては、市営住宅に対する需要やニーズを見極めた上で、財政負担の軽減化・平準化などの観点を踏まえながら、入居者の安全・安心を確保するため、計画的に進める必要があります。

■公営住宅等の整備状況

※資料：建築住宅課（平成24年3月31日現在）

地域	市営住宅戸数			左のうち耐用年数を超える住宅戸数(%)	公募状況			持家率(%)
	公営住宅(戸)	単独住宅(戸)	合計		公募戸数(戸)	応募数(戸)	競争率(倍)	
鹿屋	1,505	0	1,505	18.5	97	363	3.7	60.6
輝北	96	105	201	16.9	37	17	0.4	86.4
串良	188	3	191	81.7	22	27	1.2	85.2
吾平	288	22	310	9.7	33	54	1.6	83.0
全体	2,077	130	2,207	22.6	189	461	2.4	65.9
県計	37,599		37,599					63.3

¹⁸ U・I・ターン：他地域から鹿屋市への移住

Uターン：出身地から進学や就職のために他地域に出た後、出身地に戻る。

Jターン：出身地から進学や就職のために他地域に出た後、出身地近隣に戻る。

Iターン：出身地に関わらず住みたい地域に移ることで、一般的に地方から都会への移住は含まない。

【体系図】

住宅・宅地の整備

- ① 計画的な住宅行政の推進
(住宅マスタープランの推進)
- ② 市営住宅の整備・更新
- ③ 危険住宅の移転推進
- ④ 木造住宅の耐震化推進
- ⑤ 住宅リフォームの推進

施策の方向

① 計画的な住宅行政の推進（住宅マスタープランの推進）

- (ア) 住み続けたいまちを目指して、定住できる住宅づくりを図るため、「鹿屋市住宅マスタープラン」に基づき、総合的な住宅政策を推進していきます。
- (イ) U・J・Iターン者の定住促進を図るため、良好な住宅の提供のための取組を推進していきます。

② 市営住宅の整備・更新

ニーズの高い市営住宅については、「鹿屋市住宅マスタープラン」や「鹿屋市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、計画的な整備・更新に努めます。

また、「鹿屋市営住宅長寿命化計画」に基づく、建物の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減にも努めます。

③ 危険住宅の移転推進

災害に対する市民の安全と財産の保全を確保するため、がけ地の崩壊等の危険がある区域の住宅については、安全な場所への移転を促進します。

④ 木造住宅の耐震化推進

安心・安全な木造住宅の整備を図るため、耐震診断及び耐震改修工事による耐震化を促進します。

⑤ 住宅リフォームの推進

高齢者、障害者、子育て世代などに対し、良質な住宅の確保を図るため、住宅リフォームを推進します。



4 公園・緑地の整備

○公園

鹿屋市には、都市公園68か所（県立大隅広域公園を含む。）、市立公園36か所、運動広場等17か所の計121か所、216.12haの公園・広場があります。平成23年度の市民1人当たりの公園・広場面積は20.57㎡/人です。また、都市公園における市民1人当たりの公園面積は14.39㎡/人で、国の整備水準9.8㎡/人を上回っています。

しかし、地域間で整備水準における格差があることから、平準化を図る必要があります。

また、防災機能やユニバーサルデザインに対応した公園・広場の適正な整備を図っていくことが必要です。

霧島ヶ丘公園については、平成18年4月にかのやばら園がグランドオープンして以来、一定の知名度の確保が図られていることから、今後は公園機能の充実、適正な維持管理に努め、域内外からの交流人口の増加による地域活性化、拠点的な公園の有機的なネットワーク化を積極的に推進することが必要です。

今後の維持管理については、遊具等の公園施設の定期点検やバリアフリー化への対応、防災機能の充実を行い、利便性の向上と安全・安心な公園・広場の適正な維持管理を行っていくことが必要です。

また、公園の位置、機能及び設置目的並びに管理運営費の節減などの観点から、管理運営方法についても検討が必要です。

○緑地・緑化

市街地内に点在する良好な緑地は、市民生活に潤いをもたらすとともに、都市防災上有効な機能を有しています。また、身近な生物の生息環境としての機能もあり、緑地を保全し快適な環境づくりを推進していくことが必要です。

今後も市民の快適な生活空間を創出するため、公園や道路、河川、学校等の公共施設における緑化の推進を図っていくことが必要です。あわせて、市民の緑化に対する意識の啓発や環境学習の推進が求められています。

■公園の整備状況

区分	単位	整備状況
都市公園	箇所数	68
	面積 (ha)	141.27
市立公園	箇所数	36
	面積 (ha)	53.95
その他公園	箇所数	17
	面積 (ha)	20.79
1人当たりの公園・広場面積（公園計・人/㎡）		20.57

※資料：都市政策課（平成24年4月1日現在）

【体系図】

公園・緑地の整備

①公園・緑地の整備

②公園の維持管理体制の確立

① 公園・緑地の整備

(ア) 各地域でバランスのとれた公園・緑地の整備を推進し、地域住民等の必要性に応じて、効率的・効果的な整備を図っていくことに努めます。

また、鹿屋市の自然や文化を生かした公園の整備を図るとともに、拠点的な公園の有機的なネットワークの形成を図ります。

(イ) 市街地の公園・緑地については、防災機能の確保にも配慮し、快適な住環境づくりを推進します。

(ウ) 緑あふれるまちづくりを全市的に展開していくため、公共施設の緑化を推進するとともに、市民の緑化に対する意識の啓発に努めます。

② 公園の維持管理体制の確立

(ア) 公園の管理方法の検討を進めるとともに、市民が公園・緑地を安心して利用できるよう、「都市公園施設長寿命化計画」に基づき、既存公園の年次的な施設の改修・改善を行っていきます。

(イ) 身近な公園の清掃・除草など、市民がボランティア活動に参加する自主的な公園愛護活動を推奨していきます。



5 河川の整備

鹿屋市には、肝属川、始良川、串良川など多くの河川がシラス台地を縫って流れています。

台風の常襲地帯であることや地球温暖化等による局地的な集中豪雨などの発生の恐れなどにより、大規模河川災害が危惧されています。

河川の整備は、地域住民の生命・財産を守るため極めて重要な事業であり、国・県への河川改修要望を行うとともに、市においても準用河川等の改修を進めていく必要があります。

また、市内の中心部を流れる肝属川の水質は、近年改善傾向にありますが、九州の1級河川26河川中ワースト上位にあることから、更なる水質改善に努める必要があります。

一方、コンクリート護岸の整備などが進んだことにより、河川の原風景が失われている区間も見られます。

このようなことから、水質浄化対策や治水対策とあわせ、河川景観の再生や河川環境を生かした親水の場の整備などを行うとともに、河川愛護に関する市民の意識啓発を図る必要があります。

■肝属川水質ランキング（九州1級河川中）

	H19	H20	H21	H22	H23
ワースト順	2位	1位	1位	2位	1位

※資料：生活環境課

【体系図】

河川の整備

①治水対策の強化

②河川環境の保全

① 治水対策の強化

水害などの自然災害を防止するため、河川改修・補修等を推進し、大雨などによる河川の氾濫を防止します。

② 河川環境の保全

水質の改善や多自然型工法¹⁹の導入などを進め、自然と調和した河川環境と景観の再生を図ります。



施策の方向

現状と課題

はじめに

後期基本計画

参考資料

¹⁹ 多自然型工法：治水、利水に加えて自然環境に配慮した河川整備工法

6 魅力ある景観の創造

市民の価値観の多様化、快適性・ゆとり・潤いなどへのニーズの高まりにより、地域個性の再生、美しい景観の創造が求められています。

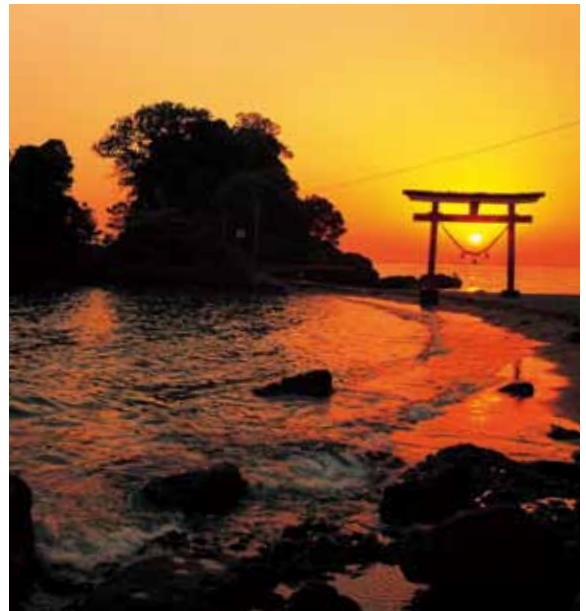
鹿屋市は、豊かな自然、歴史、文化により育まれてきた地域であり、このような地域資源を生かした個性ある景観の保全・再生・創造が望まれています。

また、本市は平成19年4月に景観行政団体²⁰となりました。今後は地域特性を生かした景観の保全・形成が、地域の持つ魅力や個性の創出につながるものとして捉え、鹿屋市らしい景観形成を進めるための取組に努めていく必要があります。

景観形成の推進

「都市計画マスタープラン」及び「景観計画」を策定し、市民との協働のもと、豊かな自然、歴史、文化を生かした個性ある景観の保全・再生・創造に努めます。

また、特色ある樹種を活用した取組など地域特性を生かした景観形成に努めます。



²⁰ 景観行政団体：景観法により景観行政を司る地方公共団体

第4節 高度情報通信社会への対応

社会生活における様々な分野で情報化が急速に進展しており、情報の入手方法は広報紙などの紙面、テレビ、ラジオ、携帯情報端末など多種多様となっていることから市政情報の提供においては、より多くの伝達手段を確保するとともに、ニーズへの的確な対応など内容の充実に努める必要があります。

また、市民の情報活用能力や情報モラルの向上も望まれることから、各種ICT²¹講座をはじめ、学習機会の充実に努める必要があります。

鹿屋市においては、これまで市民の利便性の向上と事務の効率化のため、情報システムや地域イントラネットなど高度情報通信社会に対応できる基盤整備を推進してきましたが、その運用経費が課題となっています。今後、情報システムについては、他自治体との共同運用、クラウド²²化などの方法等について検討する必要があります。

また、情報化の進展に伴い、個人情報の流出、プライバシーの侵害、データへの不正アクセス、有害情報の発信等の新たな問題も顕在化してきていることから、十分な安全対策を講じていくことが必要です。

インターネットの通信基盤については、地域間格差の是正に取り組んできた結果、ADSL回線は市内全域で利用可能となっています。一方、光回線は市街地エリアのみの敷設にとどまっており、未整備地域の住民や事業所などからは利用についての要望もあることから、その対策が今後の課題となっています。

【体系図】

高度情報通信社会への対応

- ① 情報提供等の充実
- ② 高度情報通信基盤の整備
- ③ 企業や人材の育成
- ④ 行政の情報化

施策の方向

① 情報提供等の充実

豊かな市民生活の実現に役立つような市政全般の情報提供に努めるとともに、情報伝達手段として携帯情報端末の活用など、新たな情報提供の形を研究します。

また、コミュニティFMや防災行政無線システムの活用による防犯・防災情報の充実に努めます。

② 高度情報通信基盤の整備

地域間の情報格差の是正とともに、地域産業の振興、企業誘致の促進を図るため、通信環境の改善に向けた取組を行います。

²¹ ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略

²² クラウド：サーバーやソフトウェアなどシステム資源を所有せず、外部システムをネットワークを通じて利用する形態

また、小中学校等の児童生徒の学習意欲や学習効率の向上のため、情報機器の充実とともに、情報活用力や情報モラルの向上に取り組めます。

③ 企業や人材の育成

地域の産業振興を図るため、かのやブランドの情報発信に努めるとともに、地元中小企業向けＩＣＴ講習会の開催など各種支援に努めます。

また、住民の情報活用力及び情報モラルの向上を図るための各種ＩＣＴ講座等を実施します。

④ 行政の情報化

住民の利便性向上を図るため、新たな証明発行システムの導入について検討するとともに、電子申請システムのなお一層の充実に努めます。

また、住民サービス向上及び業務の効率化を図るため、クラウドコンピューティング技術の導入に向けた調査研究など、なお一層のＩＣＴの利活用に取り組むとともに、職員の能力向上、業務改革・改善、セキュリティ管理教育などにより、情報化の効率的実施に努めます。



第1節 活力ある農林水産業の確立

1 農業の振興

鹿屋市の農畜産業は、温暖な気候と豊かな自然、広大な台地を生かしながら基幹産業として発展してきました。特に、畜産については、肉用牛、豚、乳用牛の飼養頭数、産出額ともに全国トップクラスにあり、鹿屋市を支える重要な産業となっています。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少と、それに伴う遊休農地の増加、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）、各国との自由貿易協定（ＦＴＡ）・経済連携協定（ＥＰＡ）、世界貿易機関（ＷＴＯ）農業交渉の動向など、農畜産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

このようなことから、人・農地プランを適宜見直しながら、将来の地域農業の担い手となる青年就農者を確保するとともに、地域の中心となる認定農業者をはじめとする担い手農家の育成、集落営農の推進、高齢農業者の対策、異業種企業の参入促進など農業従事者対策を進める必要があります。また、農業生産と経営の高度化に向けた支援体制の強化、農業従事者の収益増のための6次産業化の推進を図るとともに、農村の生活環境整備、優良農地の維持・確保、有害鳥獣の被害防止対策、農地の流動化を推進することによる遊休農地の発生防止や効率的・永続的な農地の利用対策の充実等が必要となっています。

また、地元農畜産品の地域内における流通・消費ルートの確立による地産地消の推進や、大消費地向けの流通体制の一層の強化とブランド化を確立する必要があります。

さらに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性家畜伝染病やＢＳＥ（牛海綿状脳症）問題、食品不正表示、健康志向の高まりなど、消費者の食の品質、安全・安心に対するニーズは高度化・多様化していることから、トレーサビリティ²³の徹底や安全・安心な産地化を目指した「かごしまの農林水産物認証制度（Ｋ－ＧＡＰ）」を推進し、安全・安心で環境との共生に根ざしたブランドの確立を図り、その情報発信を進める必要があります。

畜産物については、輸入自由化以降、輸入品の需要が拡大していましたが、安全性への不安から国産品が見直されつつあるため、安全性のＰＲとともに生産者と消費者をつなぐ流通体制の確立等により、農産物貿易交渉の進展も踏まえた国際競争力の向上を図ることが必要です。

生産基盤整備については、地域の特性にあわせた農業農村整備事業による整備を促進し、農業生産性の一層の向上と農業経営の安定を図ることが必要です。特に、肝属中部及び曾於南部の国営畑地かんがい事業地域については、水利用による計画的な畑かん営農の確立、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図る必要があります。

²³ トレーサビリティ：食品とその流通した経路及び所在等を記録した情報の追跡と遡及を可能とする仕組み

国営事業完工から約40年が経過し老朽化が進む笠野原地区畑地かんがい施設については、早急な施設の延命化対策を講じるとともに、農業用水の安定供給による農業生産性の維持及び農業経営の安定化を図る必要があります。

また、農業廃棄物処理や家畜排せつ物の適正処理の推進など、環境保全型農業を展開していくことも求められています。

そして、国内有数の食料供給基地としての機能を維持していくため、災害や価格変動に左右されない魅力的でたくましい21世紀型農業へと転換していくことが急務となっています。

■主な農業生産物

地域	さつまいも		水稻		バレイショ		茶		花き	
	生産面積 (ha)	出荷量 (t)	生産面積 (ha)	出荷量 (t)	生産面積 (ha)	出荷量 (t)	生産面積 (ha)	出荷量 (t)	生産面積 (ha)	出荷量 (千本)
鹿屋	1,063	27,821	614.3	2,982.1	70	1,890	270	726.8	24.0	6,731
輝北	72	1,919	236.0	1,071.4	6	180	44	106.2	14.8	7,605
串良	760	22,096	208.8	1,038.3	46	1,150	34	114.4	11.5	4,025
吾平	128	2,993	211.7	938.0	—	—	3	4.6	0.7	500
全体	2,023	54,829	1,270.8	6,029.8	122	3,220	351	952.0	51.0	18,861

※資料：平成23年度鹿屋市生産実績（耕種）

■畜産の状況

地域	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏・種鶏		ブロイラー	
	農家戸数 (戸)	飼養頭数 (頭)	農家戸数 (戸)	飼養頭数 (頭)	農家戸数 (戸)	飼養頭数 (頭)	農家戸数 (戸)	飼養頭数 (羽)	農家戸数 (戸)	飼養頭数 (羽)
鹿屋	25	2,033	523	17,205	88	136,332	3	315,722	9	352,691
輝北	6	1,011	229	8,615	18	15,998	6	305,470	6	315,500
串良	17	1,076	470	16,145	49	79,879	3	371,647	8	421,955
吾平	2	11	160	2,736	11	20,643	—	—	2	100,000
全体	50	4,131	1,382	44,701	166	252,852	12	992,839	25	1,190,146

※資料：畜産林務課（平成24年1月1日現在）



さつまいも



施設ピーマン



水稻



ブロッコリー

【体系図】

農業の振興

- ①多様な担い手の育成・確保
- ②農業経営体制の強化
- ③みんなで進める地域振興
- ④食の安全・安心の確立
- ⑤環境にやさしい循環型農業の展開
- ⑥生産基盤の強化による生産性の向上
- ⑦農地の有効利用の促進

① 多様な担い手の育成・確保

- (ア) 農業後継者や新規就農者の確保、異業種からの参入促進など、意欲と能力のある担い手を育成・確保するため、担い手育成支援協議会において目標とその達成に向けたアクションプログラム²⁴を策定するとともに、人・農地プランを適宜見直し、計画的な取組を推進します。
- (イ) 専門的な指導や就農者相互の情報交換等を通じて、農業経営に関する課題の解決や経営能力の向上、更なる生産基盤の拡大などを促進し、他産業並みの所得確保ができるよう農業経営と集落の活性化を図ります。
- (ウ) 地域活動や農業生産現場で女性の果たす役割を明確にし、女性の持てる力を十分に発揮できる環境づくりを進め、女性の農業経営への一層の参画を図ります。
- (エ) 農村の高齢化に即応し、高齢者による少頭数飼いや、自家農産物の直売所での販売など、高齢者の生きがい対策としての農業の展開を支援します。
- (オ) 高齢・兼業化により耕作できなくなった農地の利活用対策として、遊休農地解消のための事業活用や、担い手育成総合支援協議会の機能充実により遊休農地等の解消を図るとともに、担い手への農地の集積と農作業の受委託を推進します。

② 農業経営体制の強化

- (ア) 認定農業者等の担い手の育成、農畜産業従事者間の親睦・研修等による技術向上、農地の利用集積の促進等を地域全体で推進し、生産組織の技術向上を図るなど、効率的・安定的な経営体が地域農業の中心となる農業構造を確立していきます。
- (イ) 経営者の農業経営基盤の改善と生活の向上を図ることを目的に、農協等から借受けた資金の金利負担の軽減を図るため利子補給を行います。
- (ウ) 水稻作付けと地域振興作物作付けを適切に組み合わせた効率的な水田営農により、水稻以外の地域振興作物の産地づくりを進めるとともに、生産の省力化・低コスト化の推進、農産物の高品質・安定生産の確保等に努め、生産性の向上を図ります。

²⁴ アクションプログラム：実行計画・行動計画

- (エ) 畜産経営における家畜の飼養管理代行を支援し、後継者育成とゆとりある畜産経営を推進するヘルパー運営の充実と高齢者の豊富な経験と技術の活用などにより、生産の省力化・低コスト化の推進、畜産物の高品質・安定生産の確保等に努め生産性の向上を図ります。
- (オ) 山間部を中心として、有害鳥獣の被害防止策を講じることにより、農林畜産物等の品質向上と、生産者の所得向上、経営安定を図ります。
- (カ) 「かのや紅はるか」や「かのや深蒸し茶」等の地場産品の産地化やブランド化を進めるとともに、地産地消の推進、農家の経営安定と生産意欲の向上を図るなど、品目別の重点施策や経営安定化対策を実施します。
- (キ) 農業従事者が自ら加工、販売等を行う6次産業化を推進することにより、農業従事者の所得向上、経営の安定化を図ります。

③ みんなで進める地域振興

- (ア) 多様な状況変化に対応しつつ持続的に農地・農村基盤を支えていくため、農業者のみならず地域住民、関係団体等が幅広く参加する活動組織を設立し、協働による農村環境・景観の保全や施設の維持・管理など、農村資源の保全管理に資する活動を促進します。
- (イ) 過疎や高齢化等により農村集落が抱える課題を、話し合い活動を通して、地域が支え合える村づくりを促進します。
- (ウ) 特産品づくり等による農村経済の活性化を図るとともに、自然や歴史・文化、景観等の資源を活用した都市と農村との共生・交流など新たな視点に立った個性あふれる地域づくりを進めます。

④ 食の安全・安心の確立

- (ア) 食育や地産地消等の在り方を示す「かのや食と農交流推進計画」に基づき、地域経済の活性化と健康で豊かな食生活の普及・定着を推進します。
- (イ) 全国に誇れる農林水産物や加工品等の地域内外への情報発信を図るとともに、首都圏等の店舗を活用した農産物の流通体制を整備し関係団体との連携のもと、地場産品のブランド化を推進します。
- (ウ) 食の安全・安心を推進する活動の一環として、農林水産物の生産とその加工を担うグループを育成し、市民の健康づくりと生産者の生きがいづくり、所得の向上を図ります。
- (エ) 生産者である農林水産業者と消費者との信頼関係を確立し、生産意識の高揚と地域経済の活性化を図ります。
- (オ) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性家畜伝染病については、関係機関と連携しながら、ウイルスの侵入防止の啓発や発生時の初動防疫体制の整備など緊急対応策の徹底を図るとともに、畜産環境センターについては、防疫上の観点に立ち、養豚ふん尿の共同処理から個別処理方式への転換について、養豚農家の意向を踏まえながら検討を進めていきます。

⑤ 環境にやさしい循環型農業の展開

- (ア) 有機質肥料及び農薬の適正な使用など、環境負荷の軽減に配慮した持続可能な環境保全型農業の展開により、安全・安心で消費者の視点に立った高付加価値な農作物の生産を図ります。特に、農業用廃プラスチック類については、共同回収の実施、農家の意識改革、野焼きや不法投棄の防止とその徹底に向けた巡回指導を行うこと等により、適正な処理を促進します。
- (イ) 畜産業の規模拡大などに伴い、悪臭・水質汚濁など畜産経営に起因する環境問題が深刻化していることから、ふん尿処理施設の整備や完熟堆肥化の指導徹底など、畜産農家の適正な排せつ物処理を推進するとともに、畜舎の衛生管理の徹底など農家の環境意識の高揚を図ることにより地域環境の改善と環境保全型農業への転換を促進します。

⑥ 生産基盤の強化による生産性の向上

- (ア) 肝属中部及び曾於南部の国営畑地かんがい事業地域については、それぞれ、関連事業により農道や農業用排水施設、畑地かんがい施設等の整備を行い、水利用による計画的な営農の確立、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図ります。
- (イ) 老朽化が進む笠野原地区畑地かんがい施設については、農業生産性の維持・向上を図る上から、長寿命化計画に基づく施設の延命化を図ります。
- (ウ) 食料を安定して生産、供給するため、農業農村整備事業による良好な営農条件を備えた農地及び農道の整備、農業用排水施設等の適切な保全を図ります。
- (エ) 農地等に係る総合的な防災対策を進めるとともに、暴風雨、洪水、地すべり、地震、その他の異常気象により被災した農地や農業用施設の災害箇所については早期復旧により二次災害を防止するなど、円滑な営農の推進に寄与します。
- (オ) 農畜産業を担っていく意欲と能力のある担い手の育成・確保に努めるとともに、基幹産業の一翼を担う農畜産業が他産業と同等の所得確保ができるよう生産基盤の整備を推進します。
- (カ) 南の食料供給基地としての役割を果たすべく、各種事業に取り組み、それぞれの経営が自立できるよう、経営体質の強化を図ります。



⑦ 農地の有効利用の促進

- (ア) 農地流動化を更に図るため、これまでの取組に加え地図情報システム及び農地の賃貸情報をホームページ等により情報提供し、計画的な土地利用の促進による優良農地の確保と農業の健全な発展を推進します。
- (イ) 遊休農地等を対象にして農業生産性の向上を図る目的で、簡易な遊休農地解消（土壌条件整備等）を行う認定農業者等に対し助成します。
- (ウ) 農用地の有効利用及び認定農業者等への農用地の利用の集積を更に加速的に推進し効率的、安定的な農業経営を育成するために農用地の貸借者に助成します。
- (エ) 農地の有効利用を促進するため、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策並びに農地の違反転用発生防止対策を目的として、これまで実施している農地パトロールについては、啓発効果が期待されることから、更に強化月間の延長、重点地域の設定、広報活動の強化と併せて農地相談など推進体制の強化に努めます。



2 林業の振興

市域面積の約5割を占める森林は、平成24年度時点で70.8%がすぎ、ひのき、くぬぎ・なら等の人工林、29.2%が天然林となっています。

平成22年度には、木材自給率が26.0%に至るなど国産材の需要回復の兆しは見られますが、今なお、国産材の需要は思わしくなく木材価格の低迷により採算性が低下しているなど、林業は厳しい状況下にあり、山林を維持していくことが困難となってきました。また、戦後植林された木が成熟期に入り、除間伐が急務となっています。今後の国産材の確保のため、伐採跡地及び未立木地への植林など保育事業の推進を図るとともに、国・県の制度を活用した林道や作業道等の整備を進め、生産性の向上を目指すことが求められています。

一方、地球温暖化防止や水源かん養、生態系の維持・増進、文化・レクリエーション活動の場として森林の多面的機能が見直されてきています。

このようなことから、林産物の開発を進めるとともに、観光林業の振興による都市住民との交流の場づくりなど多様な活用を行うことで、より付加価値を高め、林業の活性化を図っていくことが求められています。

現状と課題

はじめに

後期基本計画

参考資料

■民有林の森林現況

(単位：ha) (単位：m³)

人工林別面積		蓄積
人工林	10,449.43	4,137,396
針葉樹	9,713.15	4,075,307
すぎ	6,919.73	3,269,752
ひのき	2,575.15	757,235
その他	218.27	48,320
広葉樹	736.28	62,089
くぬぎ・なら	659.03	57,450
その他	77.25	4,639
天然林	4,166.27	488,943
針葉樹	15.39	3,563
まつ	15.39	3,563
広葉樹	4,150.88	485,380
くぬぎ・なら	7.88	729
その他	4,143.00	484,651



■林種別森林面積（森林計画面積）

(単位：ha) (単位：%) (単位：ha)

鹿屋市		対県比	鹿児島県
森林面積計	22,834	3.9	585,575
樹林地	14,749	3.6	405,519
人工林	10,449	4.8	217,019
天然林	4,300	2.3	188,500
竹林	512	3.2	15,965
伐採跡地	18	1.9	945
未立木地	272	5.0	5,400

※資料：平成19年度森林現況表（間伐推進5か年計画）

平成24年度鹿児島県森林・林業統計

※民有林の森林現況は国有林面積を含まないので、「林種別森林面積（森林計画面積）」と一致しない。

【体系図】

林業の振興

①多様な担い手の育成・確保

②林業経営の強化

③森林の多面的機能の発揮

④林産物の供給及び利用の確保

① 多様な担い手の育成・確保

- (ア) 林業従事者に対する助成制度や社会保険制度の充実等により雇用の安定を図ります。
- (イ) 施業の機械化など生産性の向上を図り、自立可能な経営体等を育成していきます。
- (ウ) 山村地域における交流施設の活用により、域内外の多様な交流を促進していきます。



② 林業経営の強化

- (ア) 木材価格の低迷や森林所有者の手入れ不足により間伐の未実施が増えていることから、間伐促進体制の構築や生産基盤の整備による計画的な間伐を促進します。
- (イ) 森林組合への助成制度の充実等を進めるとともに、林業従事者相互の親睦・研修による技術の向上等を図り、林業の経営管理を強化します。さらに、林道施設の維持・管理により安全な施業環境を整備します。

③ 森林の多面的機能の発揮

- (ア) 森林の多面的機能を発揮させるため、森林所有者による森林整備の一体的な管理指導に努めます。また、定期的な巡回体制の充実や災害箇所の復旧の充実等により、災害に強い森林づくりを目指します。
- (イ) 自然環境の保護、林道・作業道路の安全確保、病虫害による被害を未然に防ぐ対策の実施、研修の実施等により市有林の保全・管理の充実を図り、生産性の向上を目指します。
- (ウ) 市有林管理については、作業委託や森林情報システムの充実を図りながら、施業実施に努めます。

④ 林産物の供給及び利用の確保

原木の山元から製材工場への直送、製材工場とハウスメーカーとの連携等により、木造住宅の建設や農林関係施設等への木材利用を進めます。

また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定により、公共建築物等への木材利用が進むことから地元産材を活用するため、鹿屋市産の木材利用に努めるとともに、しいたけやたけのこ、山菜、枝物など特用林産物の生産・販売の促進を図ります。

3 水産業の振興

鹿屋市では、カンパチなどの海面養殖を主体にアジ、タイ、イカ類などの一本釣り漁業やエビ、オオメハタなどの小型底引網漁業などの漁船漁業が行われているほか、串良地域のウナギ養殖など多様な水産業が営まれています。

しかしながら、海面養殖業の主体であるカンパチ養殖については、餌飼料価格の高騰や他地区との競合等による魚価の低迷が水産業者の経営を圧迫しており、漁場改善計画などにより持続的な操業が可能な漁場を確保するとともに、消費者ニーズに対応した安全・安心な魚づくりの推進や環境に配慮した養殖業を推進する必要があります。

また、内水面漁業では、生産量のほぼ全てをウナギ養殖が占めており、主要な産業となっていますが、近年の輸入ウナギによる価格の乱高下やシラスウナギの不漁などにより経営が不安定となっています。全国有数の生産地域として、消費者ニーズに対応した安全・安心な養殖業を推進する必要があります。

さらに、漁業従事者数も減少を続けており、高齢化も急速に進行していることから、意欲と経営能力のある中核的な漁業者の育成など担い手づくりを推進することにより、持続可能な漁業経営を目指すとともに、漁業経営の高度化に向け支援体制を強化し、加えて、漁協の経営基盤強化を図る必要があります。

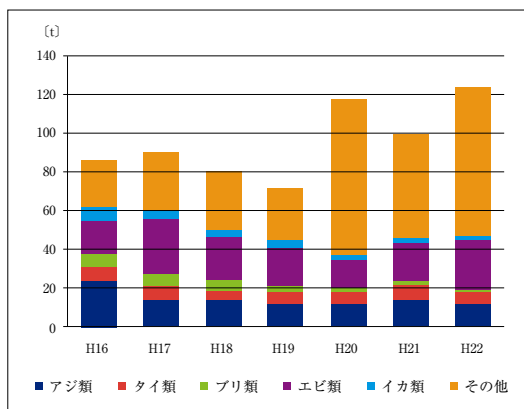
また、漁業体験や漁村の生活・文化体験、海洋スポーツなど、海に関わる体験活動事業や都市と漁村との交流事業を促進してきましたが、参加者は少ない状況にあります。

水産物の流通は、産地価格の低迷が続く中、生産者や漁協自らが販売まで行うなど多様化しており、水産物の市場経由率の低下など水産業を取り巻く情勢が変化しています。

また、水産物の消費については、若年層を中心に魚離れが進行する一方で、従来の低価格・簡便化志向に加え、健康や産地・品質への関心が高まるなど、消費者ニーズが多様化しており、カンパチをはじめとする水産物の地域内及び国内外への一層の販路拡大と付加価値の高い製品作りを推進するとともに、地産地消の取組や魚食普及の推進等に努め、消費拡大を図る必要があります。

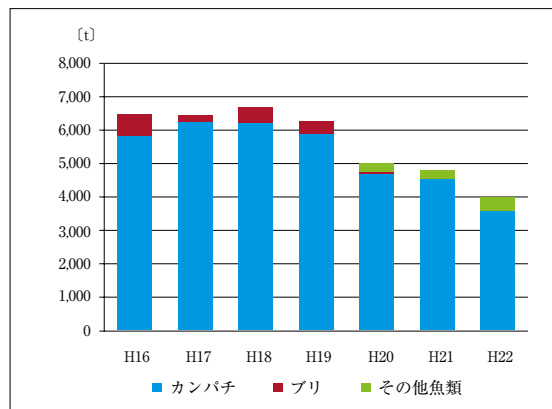
あわせて、平成21年度より「恵み豊かな海を未来に受け継ぐために」を目的とした環境・生態系保全活動支援事業により、魚族資源の保護及び環境への負荷軽減を目指す藻場の保全活動への取組を支援しています。

■鹿屋市の海面漁業の魚種別漁獲量



※資料：農政水産課

■鹿屋市の魚種別海面養殖収穫量



※資料：農政水産課

【体系図】

水産業の振興

- ①多様な担い手の育成・確保
- ②つくり・育てる水産業の推進
- ③「かのやブランド」とその流通・販売システムの確立
- ④水産資源を生かした観光・交流の促進

① 多様な担い手の育成・確保

水産業の健全な発展と漁業経営の安定化を目指して、体験学習や漁業セミナー等の開催により新規就業者の確保や漁業研修等により意欲と経営能力のある漁業者の育成・確保を図るとともに、女性・高齢者の多様な能力の活用を図るため就労環境の整備を促進します。



② つくり・育てる水産業の推進

- (ア) 資源管理型漁業や恵み豊かな海づくりの推進、良好な漁業環境の保全等により、つくり・育てる水産業の振興を図ります。
- (イ) 養殖施設の整備やその機能向上等により作業の効率化と安全性の向上を図り、魚類養殖業の経営安定とカンパチブランドの確立を図ります。
- (ウ) 養鰻漁業を支えるシラスウナギの安定供給が推進されるよう水産庁が推し進める親魚の資源保護や、完全養殖に向けた研究等への協力及びこの研究への予算化の国への働きかけなど、養鰻漁業の経営安定を図ります。

③ 「かのやブランド」とその流通・販売システムの確立

- (ア) 地元生産物の「かのやカンパチ」や「ナミクダヒゲエビ」等のブランド化と大消費地への流通体制の確立を図るため、地元飲食店での地元食の提供や消費者に好まれる特産品等の開発、新たな販路開拓等を進め、魚価の向上等を図り、漁業者の経営の安定化につなげていきます。
- (イ) HACCP²⁵認証の継続による消費者ニーズに応じた安全・安心な新たな水産物加工品の開発に努めます。



④ 水産資源を生かした観光・交流の促進

近年の海洋性レクリエーション需要の増加に対応するため、新鮮な魚介類の産地直売など、水産資源を生かした観光・交流（ブルーツーリズム）を積極的に促進します。



²⁵ HACCP : Hazard Analysis Critical Control Point の略。危害分析重要管理点。食品の原材料生産から加工、流通、販売、消費に至るまでの全ての過程について、行程ごとにHA（危害分析）を行い、危害を防止するCCP（重要管理点）を定め、一定頻度で継続監視することにより、危害の発生を未然に防ごうとするもの

第2節 賑わいと活力ある商工業の振興

1 商業の振興

商業においては、鹿屋地域を核とする商業圏域を形成していますが、近年モータリゼーション²⁶の進展による大型商業施設の郊外への展開により、日用品の購買は郊外へ向かう傾向にあり、若年層の生活スタイルの変化により、衣料品等の購買は鹿児島市・都城市等へ流出し、また、インターネットの普及等による無店舗販売といった購買構造の多様化に伴い、商業地域内の購買力が低下するなど、中心市街地の空洞化、各地域商店街の機能減退等が課題となっています。

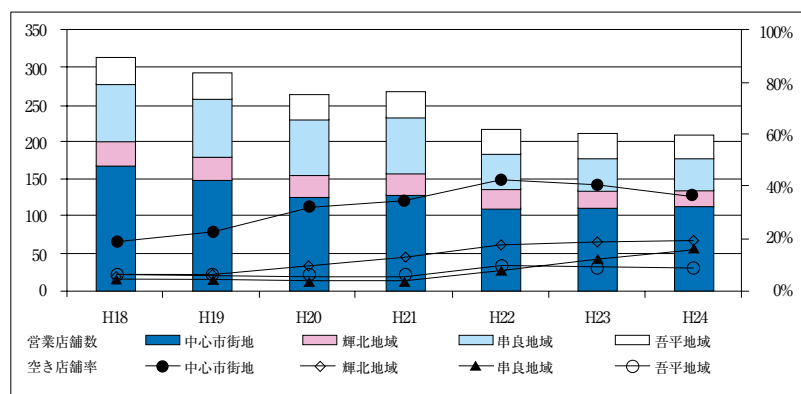
このような中、大隅の顔として発展してきた中心市街地では、活性化を図るための拠点施設として「リナシティかのや」が建設され、年間延べ130万人を超える施設利用者がいます。しかしながら、周辺商店街の活性化に繋がっているとは言えず、まちのにぎわいを再生するためには、回遊性を高めることが課題となっています。

一方、輝北地域、串良地域、吾平地域等の地域商店街は、日用品を中心とする商業機能を担っているものの、郊外店との競合や店主の高齢化、後継者不足等により空き店舗が目立つ状況にあります。地域の商店街は地域の核であり、地域活動の担い手でもあることから、その商業機能を維持することにより、地域の活力を持続していくことが必要です。

今後は、中心市街地においては「リナシティかのや」の利用者を回遊させるべく周辺商店街等との連携・協働による誘客促進と活性化策の展開等を図っていくとともに、地域商店街においては、消費者ニーズに的確に対応し地域に密着したきめ細かなサービスを提供できる商業機能整備を図ることが望まれています。

また、平成26年度には東九州自動車道の鹿屋串良インターチェンジ（仮称）の供用開始が予定されており、大隅地域の産業・経済・文化の活性化が期待されますが、一方でストロー現象による地元商店街の衰退等も懸念されるため、地元消費者が中心市街地や地域商店街で所用を完結できるよう、それらの機能の維持・向上を図る取組を推進する必要があります。

■中心市街地、輝北・串良・吾平地域商店街の営業店舗数、空き店舗数の推移



※資料：鹿屋商工会議所、かのや市商工会(旧輝北町・串良町商工会)、吾平町商工会

※調査対象場所：各地域の商業が集積している中心部

【体系図】

商業の振興

① 中小企業等の振興

② 商店街の振興

施策の方向

① 中小企業等の振興

- (ア) 消費者の地元離れ等が進む中で地域商店街の経営は厳しい状況にあることから、商工会議所、商工会と連携し、中小企業における経営の近代化・合理化の支援、健全経営に向けた相談事業や指導の推進等により、経営基盤の強化促進を図ります。
- (イ) 消費者ニーズに合った新製品の開発や生産、新サービスの開発や提供など、新たな経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を支援します。
- (ウ) 創業者に対し、商工会議所、商工会と連携し、経営のノウハウや事業計画の作成方法を講義するセミナーの開催、窓口での相談受付などにより、創業の支援に努めます。
- (エ) 販路開拓や技術革新、需要構造の変化への対応など、異業種間で連携して行う新事業への取組等を支援し、地場産業の振興・育成に努めます。
- (オ) 地元の豊富な農産物等を活用した「農商工連携」を推進し、地元中小企業等の新たな起業や事業拡大に努めます。

② 商店街の振興

- (ア) 中心市街地においては、周辺商店街への回遊性を高めるため、周辺商店街や関係団体等が「リナシティかのや」を活用した街の賑わいづくりに取り組んでいることから、今後も周辺商店街等が主体となった商店街活性化や各種イベントの開催など、誘客促進を図る取組を支援していきます。
- (イ) 地域商店街においては、各種イベントの開催や空き店舗の活用等により地域商店街の活性化と地域振興に努めます。このため、商工団体との連携を強化し、地元の食材を活用した地産地消の推進や地域に根付く伝統や文化を継承・発展させるなど、地域にとってなくてはならない魅力ある商店街づくりを支援します。
- (ウ) 空き店舗を解消するため、これまでの補助事業の継続や更なる支援に努めます。



2 工業の振興

リーマンショック以降、東日本大震災の発生や長引く円高等により長期間にわたるデフレ不況に陥り、地域経済を支えていた輸出産業の多くが、海外に生産拠点を移転しました。

このような中、政権が交代し、景気対策や金融政策などを背景に、円高修正や株価の上昇等により、我が国の経済は徐々に活発化しており、後退局面から脱しようとしているものの、欧州債務問題や日中関係等の深刻化、電力需給対策など、不透明要因が山積していることから、下振れリスクを抱えている状況にあると言えます。

鹿屋市の工業は7割以上が鹿屋・吾平地域に集積しており、食品加工・製造業、電子部品・デバイス製造業を中心とする企業が立地しています。

今後の企業誘致や地場企業等の立地促進に当たっては、東九州自動車道や大隅縦貫道の整備に加え、志布志港の国際バルク戦略港湾の選定など、ハード面での整備も着実に進んでいることから、新たな工業の集積地の必要性や方向性を検討するとともに、全市的なアクセスの改善、人材の育成、水源・電源対策、情報インフラの充実など企業ニーズに合致した環境整備を図る必要があります。

また、鹿屋市産業支援センターの機能を生かしながら、第1次産業を基軸とした食品加工・製造業の起業や事業の拡大による6次産業化や農商工連携の推進、企業立地等による内発型産業の育成、立地企業のアフターフォローによる企業の経営基盤の強化等により、地域経済の活性化及び産業の振興を図ることが求められています。

本市が大隅地域の中核都市として地域経済の浮揚を図るためには、本市の地域特性である第1次産業を基軸とした事業を展開するなど、地域の特徴を最大限に生かした工業の振興を図るとともに、国内のみならず国際市場を視野に入れた事業を展開できるよう、支援体制の充実を図り、産業の高度化を進めることが必要です。

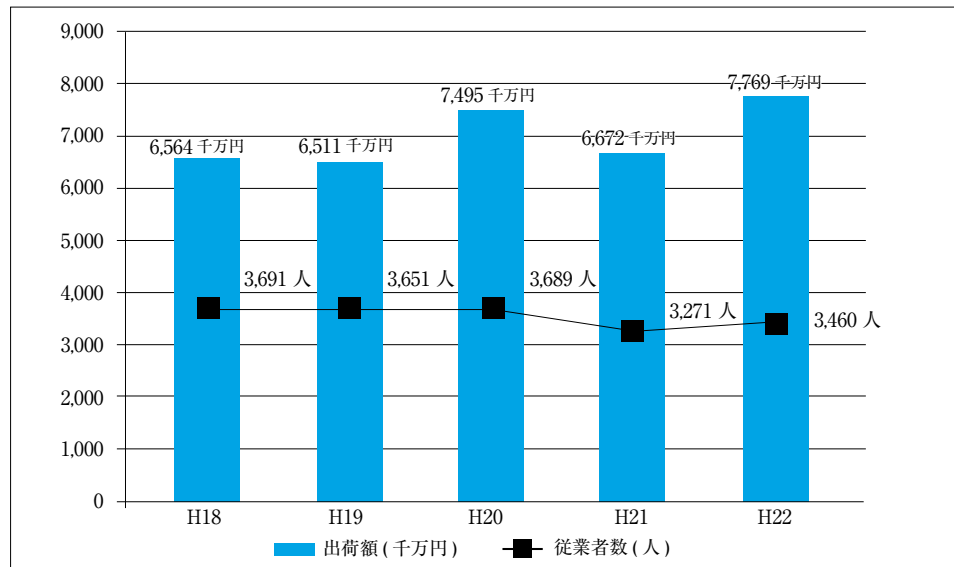
■鹿屋市の産業中分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等			事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等	
			(万円)	順位				(万円)	順位
食料	37	1,214	2,541,139	1	鉄鋼	—	—	—	
飲料	20	208	477,178	2	非鉄	—	—	—	
繊維	2	25	—		金属	11	128	146,287	
木材	7	48	43,441		はん用	3	19	10,018	
家具	4	18	8,177		生産	6	122	82,479	
紙	1	4	—		業務	1	19	—	
印刷	5	166	255,361	5	電子	2	626	—	
化学	1	54	—		電気	5	378	410,099	4
石油	2	36	—		情報	—	—	—	
プラスチック	3	41	48,008		輸送	—	—	—	
ゴム	—	—	—		その他	5	158	202,643	
窯業	11	196	419,470	3					

※資料：平成22年工業統計調査結果

※上位5位の内容 【食料】食料品製造業 【飲料】飲料・飼料・たばこ製造業 【窯業】窯業・土石製品製造業
【電気】電気機械器具製造業 【印刷】印刷・同関連産業

■鹿屋市の製造品出荷額、従業者数の推移



※資料：平成22年鹿児島県の工業

【体系図】

工業の振興

①内発型産業の振興

②企業立地の促進

① 内発型産業の振興

- (ア) 大隅加工技術拠点施設の利用促進や関係機関との積極的な連携を図りながら、地域内での起業や事業拡大等に対する支援を行い、6次産業化や農商工連携の取組を推進します。
- (イ) 地域振興に資する民間事業活動への支援を進め、雇用の場を創出するとともに、活力と魅力ある地域づくりを進めます。
- (ウ) 地場企業の経営基盤の強化を図るため、工場の新・増設、新技術や新製品の開発、新規需要の開拓等への支援を行います。
- (エ) 本市特有の地域資源であるバイオマスを活用し、循環型社会の構築を踏まえた産業の活性化を促進します。



② 企業立地の促進

- (ア) 内発型産業の強化・育成に寄与する企業立地を促進するため、企業立地における方針を定めた「企業立地戦略プラン」に基づき、県や関係団体と一体となった企業立地活動を展開します。
- (イ) 用地取得や雇用促進に対する助成など、立地企業への支援を行います。
- (ウ) 企業立地の推進や市内企業の人材育成による企業の充実・強化を図るため、セミナー等を開催し、企業の即戦力となる人材の育成・確保に努めます。

第3節 魅力あふれる観光地の創造

鹿屋市には、日本最大規模を誇る「かのやばら園」を中心に豊かな自然や歴史・文化を生かした観光施設や農林水畜産物を生かした食文化など多彩な観光資源があります。

平成23年3月の九州新幹線全線開業により、薩摩半島を中心とする本県への観光入込客は増加していますが、本市及び大隅半島への新幹線全線開業による効果は浸透しきれていない状況にあります。

このような中、観光旅行の形態は、個人・グループ旅行へと変化し、その内容も見学型から体験型・滞在型等へと志向の変化が見られます。また、労働時間の短縮による余暇時間の増大や団塊の世代が現役を退き、趣味や余暇に時間を割くことができる人の増加などによる観光需要の増大が予想されているほか、LCC²⁷の就航や東九州自動車道の開通等による観光客の増大、観光消費の活性化が期待されています。

そのため今後は、地域の魅力である豊かな自然や「食」を生かしながら、グリーンツーリズムや体験漁業、森林・環境体験学習など現代のニーズに即した特色ある事業を展開するとともに、観光客の満足度を高めリピーター²⁸を確保していくため、快適な滞在を提供する受け入れ体制づくりを進める必要があります。

さらに、団塊世代の退職や東九州自動車道の整備効果等を十分に享受し、域外から多くの観光客を導くため、市内や大隅地域の他の観光拠点等との連携・ネットワーク化を図りながら、魅力的な観光地や観光ルートづくり、交流拠点の形成、効果的な宣伝手法の確立などを進めるとともに、人々の「おもてなし」の心と地域資源を融合し、地域全体が観光地として発展できるよう、市民意識の啓発と人材の育成、民間活力の導入等による継続的な観光産業の確立を図っていくことが求められます。

また、「かのやばら園」は、観光拠点施設としての機能を強化し、誘客促進につなげるとともに、市民と一体となって「ばらを活かしたまちづくり」の活動（イベント開催、ばらを活かした商品の開発など）を更に充実させ、相乗的に「ばらのましかのや」のイメージを市全体に定着させることで、産業振興と交流人口の拡大による地域活性化を図っていくことが必要です。

その他、本市特有の地域資源である国立大学法人鹿屋体育大学を有効に活用したスポーツ合宿やスポーツキャンプの誘致を推進することにより、「スポーツのましかのや」を全国に発信していくことも重要であり、これらの誘致活動を推進するためのスポーツ施設の整備も必要です。

■観光・宿泊入込客数の推移 (単位：人)

年	入込客数	
	観 光	宿 泊
H19	1,068,315	242,487
H20	1,299,224	224,572
H21	1,389,466	206,952
H22	1,211,190	201,292
H23	1,280,854	215,586

※資料：商工観光課

²⁷ LCC：ローコストキャリア（Low Cost Carrier）の略称で、効率的な運営により低価格の運賃で運航サービスを提供する航空会社を指す。

²⁸ リピーター：繰り返し訪れる顧客

【体系図】

魅力あふれる観光地の創造

①魅力ある観光地づくり

②「食」を生かした観光地づくり

③観光PRの充実

施策の方向

① 魅力ある観光地づくり

- (ア) 観光客増加に向けて「観光戦略プラン（仮称）」を策定し、その取組を着実に実施していくことで、民間事業者が自発的に観光基盤を整備する環境を整え、民間による宿泊施設の充実・整備を促進します。
- (イ) 「かのやばら園」への誘客効果を高めるため、「かのやばら園」はもとより、霧島ヶ丘公園を魅力ある観光施設として機能を充実させるほか、市民との協働による「ばらを活かしたまちづくり」の取組を強化することにより、地場産業の振興や交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化につなげていきます。
- (ウ) 本市の観光の拠点施設である「かのやばら園」を核に、県立大隅広域公園、吾平山上陵及び輝北天球館等、点在する観光施設を結び、域内を周遊するルート設定を行うことで誘客の促進を図ります。
- (エ) 本市の基幹産業である第1次産業を生かした滞在型観光（グリーンツーリズム）の推進を図ります。
また、平和教育の場として鹿屋航空基地史料館を活用した修学旅行の誘致を推進します。
- (オ) 本市の観光素材である自然などの地域資源（高隈山等）を生かした誘客促進を図ります。
- (カ) スポーツ合宿等による交流人口の増加を図ります。

② 「食」を生かした観光地づくり

黒豚、かのやカンパチをはじめとする農林水産物等の特産品を生かし、地産地消に取り組む飲食店の情報提供など、観光客のニーズにあった「食」や地元の人々の「おもてなし」の心による観光振興を進めます。

また、本市出身の大都市圏居住者等との情報交換を行いながら特産品の開発等を進め、新たな観光資源として生かすなど、地域経済の活性化につなげていきます。



③ 観光PRの充実

- (ア) 鹿児島中央駅と本市を結ぶ直行バスの運行を今後も継続し、更なるPRを行うことで、九州新幹線全線開業効果を本市に浸透させる取組を行います。
- (イ) 鹿屋串良インターチェンジ（仮称）の供用開始に伴い、自動車でのアクセスが向上することから、九州自動車道主要SAで観光・物産等の情報を発信するとともに、キャンペーンを実施し、誘客促進を図ります。
- (ウ) これまで実施してきた観光物産フェアやキャンペーン等によるPRに加えてSNS²⁹を活用し、観光・グルメ・イベント情報等を広く発信することで鹿屋市の知名度・認知度を高める取組を行います。



かのやばら園



輝北うわば公園



大隅湖



串良平和公園



高隈山



湯遊ランドあいら

²⁹ SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略称で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイト。
友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

第4節 雇用の促進と勤労者福祉の充実

現状と課題

地域の雇用の安定は、若年層の定着には欠かせない要素です。全国的には緩やかな景気の回復により雇用情勢の回復傾向が見られ、鹿屋市においても企業立地等が進む状況が見られます。

しかしながら、本市の有効求人倍率は、県平均を上回ってはいるものの、依然として全国平均を下回る厳しい状況にあります。

このことが、若年層の地域外流出の要因となっており、地域の雇用情勢が厳しい中で、雇用機会の創出や地域で求められる人材の育成が課題となっています。

このような中、本市においては、国や県の事業を活用した失業者等の雇用・就業機会の創出や鹿屋市雇用創造協議会による雇用創出のための人材育成など、雇用対策に取り組んでいます。また、平成24年度からは、同協議会において、「食」及び「観光」をテーマに、地域資源を生かした新商品開発、販路開拓等ができる人材を育成するなど更なる雇用創出に取り組んでいます。

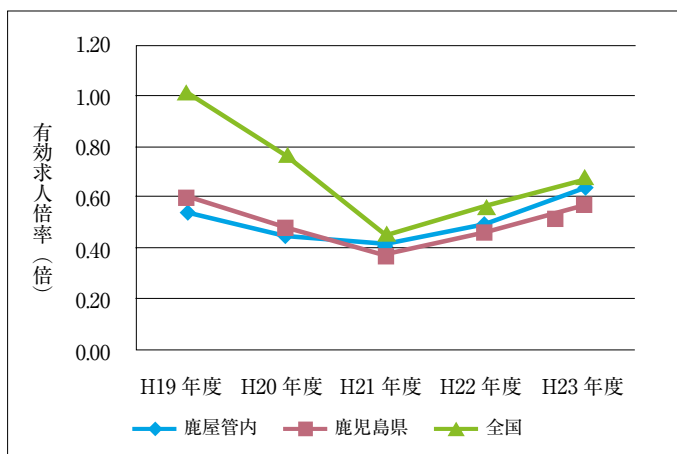
これらについては、事業期間が限定されていることから、恒常的かつ波及的な雇用の創出に結びつきにくいという課題もあります。

そのため、農業生産法人等の育成や、基幹産業である第1次産業を基軸とした第2次・第3次産業の振興、地域資源を活用した交流人口の拡大などにより、新たな雇用の場を確保し、人口流出の抑制や就業人口の増大を図るとともに、地域経済の持続的な発展につなげていく一体的な取組が求められています。

一方、長期的には人口減少や少子高齢化、就業意識の変化等による労働力不足が予測されることから、高齢者の就業促進や若者の健全な就業意識の醸成、仕事と家庭の両立支援、職業紹介機能や職業能力開発の強化、産業構造の変化に対応した再就職の斡旋等を進めていくことが求められます。

さらに、中小企業等の従業員・経営者の福利厚生の上昇を図り、ゆとりある勤労者生活を支えるより良い労働環境の整備や、雇用の促進と安定を図るとともに、企業の経営基盤、経営体質の強化を進め、強い企業、魅力ある職場づくりを支援することが求められています。

■有効求人倍率の推移



※資料：ハローワーク鹿屋

※鹿屋管内とは、ハローワーク鹿屋の管轄区域である鹿屋市、垂水市、肝属郡（東串良町、南大隅町、錦江町、肝付町）を示す。

第6章

■主な雇用対策とその成果

項目	区分	成果	実施年度
国県の基金事業	緊急雇用創出事業臨時特例基金事業	71 事業・延べ 246 人の雇用を創出	H20 ～ H23
	ふるさと雇用再生特別基金事業	31 事業・延べ 85 人の雇用を創出	H21 ～ H23
鹿屋市雇用創造協議会の取組	人材育成に関する講座	受講生 1,092 人、81 人が就業	H22 ～ H23
	就業サポート事業 (合同就職面談)	213 人が出席、35 人が就業	

※資料：商工観光課

■事業所数の推移

地域	事業所数		H13 ～ H18	
	H13	H18	増減数	増減率 (%)
鹿屋	4,444	4,048	−396	−8.9
輝北	187	171	−16	−8.6
串良	674	597	−77	−11.4
吾平	327	285	−42	−12.8
全体	5,632	5,101	−531	−9.4

※資料：平成 20 年鹿児島県企画部統計課

■鹿屋市勤労者サービスセンターの加入状況

	H20	H21	H22	H23	H24
事業所数	142	189	229	271	410
会員数 (人)	586	947	1,313	1,440	1,844

※資料：商工観光課（各年 3 月 31 日現在）



【体系図】

雇用の促進と勤労者福祉の充実

①就業の支援

②勤労者福祉の充実

施策の方向

① 就業の支援

- (ア) 市独自の施策として国の試行雇用奨励金制度を活用し、若年者等を引き続き雇用した事業主に対し、奨励金を交付することにより雇用の定着を図ります。
- (イ) 求人・求職者間における雇用のミスマッチを解消するため、国、県等が実施する職業訓練等の情報を提供し、若年層の地元就職と離職者の再就職のための支援を行うため、合同就職面談会等を開催し再就職に向けた支援活動を実施します。
- (ウ) 雇用労働、農業、自営業など、働く場における男女平等と働きやすい労働環境づくりについて、企業や市民への啓発、情報提供、相談等を行い、女性や高齢者、障害者等、誰もが安心して働ける就業環境の整備を進めます。
- (エ) 社会的に弱い立場に置かれている障害者の就業機会づくりを支援します。
- (オ) 高齢者の就業機会の確保・促進などにより、健康で働く意欲をもった高齢者の知識や技術を生かした就業を支援します。
- (カ) 鹿屋市勤労婦人センターにおいては、ニーズに応じた一般教養、職業生活及び家庭生活技術に関する講習会等を実施し、仕事と家庭の両立を支援します。
- (キ) 市民生活を支える基盤である安定した雇用の場を確保するため、鹿屋市産業支援センターを中心に、雇用吸収力の高い企業の誘致や、時代の変化等に対応できる地場産業の振興、内発型産業の育成に努めます。
- (ク) 「食」及び「観光」をテーマに、雇用創出や起業支援を推進するため、鹿屋市雇用創造協議会等との連携を図り、本市の特色ある地域資源と豊富な食材を生かした商品化、販路開拓、情報発信のできる人材育成に努めます。
- (ケ) 本市の基幹産業である農林水産物を基軸とした生産から加工・流通など一貫した取組による農商工連携や6次産業化を推進し、雇用の創出に努めます。

② 勤労者福祉の充実

- (ア) 一般財団法人鹿屋市勤労者サービスセンターの会員拡大と中小企業等勤労者の福祉の充実を図ります。
- (イ) 中小企業等の人材確保と従業員の福祉の増進を図り、企業の発展に寄与するため、中小企業勤労者退職金制度への加入を奨励していきます。
- (ウ) 鹿屋市勤労婦人センターにおいては、各種サークル活動を支援し、女性労働者等の福祉の増進を図ります。

第1節 共生・協働社会の構築

1 市民参画の推進

社会情勢の変化、価値観の多様化などにより、市民の行政に対するニーズが多様化・複雑化する中で、地域の発展・向上を図っていくためには、市民・企業・NPO等と行政が一体となってまちづくりの在り方を見直していく必要があります。

鹿屋市においては、かのやばら園の運営をボランティアやNPO等の協力により進めているほか、行政に頼らない地域づくりを独自に展開する団体が見られるなど、市民の自主的な活動が徐々に増えてきています。

共生・協働のまちづくりを進める上で、「地域は、そこに住む住民が自ら考え、行動し、良くしていく必要がある」という基本的な考え方を醸成していくことが大切であり、市民と行政の信頼関係を築くため、開かれた行政づくりに向けた積極的な情報公開を図っていく必要があります。

このため、鹿屋市では、これまでも広報かのや、ホームページ、コミュニティFM放送による市民への情報提供を進めてきましたが、今後はより一層、市民ニーズを幅広く市政に反映させることが重要であることから、広聴手段の充実に努め、活発な情報交流の場を確保していく必要があります。

■特定非営利活動法人年度別認証数

(単位：件)

年度	H19	H20	H21	H22	H23
鹿屋	4	4	5	3	5
輝北	0	0	0	0	1
串良	0	0	0	0	1
吾平	1	0	0	1	0
全体	5	4	5	4	7

※資料：市民活動推進課

■特定非営利活動法人数

	鹿屋	輝北	串良	吾平	全体
法人数	51	4	3	1	59

※資料：市民活動推進課（平成25年3月1日現在）



■情報公開状況

(単位：件)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23
情報公開条例に基づく開示請求	32	60	36	65	52	56
個人情報保護条例に基づく開示請求	32	13	16	18	20	17

※資料：情報行政課

【体系図】

市民参画の推進

- ①共生・協働のまちづくり推進のための仕組みや体制の構築
- ②市民の自主的活動の支援、町内会やボランティア団体、NPO等の活動支援
- ③広報・広聴活動の充実

① 共生・協働のまちづくり推進のための仕組みや体制の構築

市民との「共生・協働のまちづくり」に対応するため、市民と行政が対等な立場で、補完性の原則に基づき、市民・企業・NPO等と行政との役割分担を明確にして、地域が有する人材などを有効に活用するとともに、市民意識の高揚を目的とした学習機会の提供や職員研修を充実させるなど、市民と行政が相互に補完し、共生・協働のまちづくりを進めるための仕組みや体制を構築します。

② 市民の自主的活動の支援、町内会やボランティア団体、NPO等の活動支援

(ア) まちづくりや地域活動を実施する町内会やボランティア団体、NPO等の活動促進を図るため、活動団体からの運営相談、要望等に対応する体制及び各団体間の連携・交流を促進するための体制を構築します。

(イ) 市民活動が行いやすい環境づくりとして、人材の育成や活動場所の提供、活動の支援を推進するとともに、市民参画制度の充実を目指します。

③ 広報・広聴活動の充実

広報かのかや、ホームページ、コミュニティFM放送等を活用して、的確で分かりやすい情報提供や積極的な情報公開を行い、広報啓発活動を充実させるとともに、広聴活動の充実を図ります。



2 地域コミュニティ活動の推進

防犯、災害等への対応や青少年の育成など身近な課題に対処していくとともに、地域を活性化していくためには、町内会をはじめ、高齢者クラブ、女性団体、青年団体、子ども育成会、NPO等の各種市民活動団体の役割は重要です。

また、市民の社会参加活動への関心が高まっており、社会福祉や環境保全をはじめとした様々な分野において、地域コミュニティ単位での自主的な活動が盛んになってきています。

しかしながら、地域コミュニティの核となる町内会組織については、活動拠点となる公民館の整備・改修など、活動への支援を進めていますが、市民の価値観の多様化や都市化による未加入者の増加、過疎化による構成員の減少、高齢化などによる活動の停滞が見られます。

このようなことを踏まえ、鹿屋市においては、平成22年1月に「鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり指針」を策定し、市民と行政とのパートナーシップで進める地域づくりの新しい仕組みとして、市の区域を一定の地域に分け、地域の住民代表的な組織をつくり、自主的に地域課題を解決する活動やより良い地域づくりを推進していくことが求められています。

■町内会の状況

地域	町内会数	総世帯数 (世帯)	加入世帯 (世帯)	加入率 (%)
鹿屋	86	34,208	24,613	72.0
輝北	39	1,547	1,520	98.3
串良	71	4,626	4,513	97.6
吾平	10	2,742	2,719	99.2
全体	206	43,123	33,365	77.4

※資料：市民活動推進課（平成24年4月1日現在）



【体系図】

地域コミュニティ活動の推進

「鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針」に基づくまちづくりの推進

「鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針」に基づくまちづくりの推進

- (ア) 地域コミュニティづくりのため、地域の核となる町内会組織の統合・再編を促進し、活動内容の充実を推進します。
- (イ) 町内会と市民活動団体との連携から「地域力の向上」を創出する地域コミュニティを推進します。
- (ウ) 共生・協働の理念に基づいた社会を目指し、自立した住民自治を確立していくため、コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）の構築を推進します。



3 男女共同参画社会づくり

経済社会がグローバル化する中、少子高齢化の進行、人口減少、家族や地域社会の変化など、社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある地域をつくるために男女共同参画社会の実現は重要課題となっています。

しかし、長い歴史の中で培われた「男は仕事、女は家庭」といった固定的な男女の役割分担意識が未だ根強く残っており、この性別役割分担意識からくる男女間格差や政策・方針決定過程への男女共同参画の取組の遅れなど、様々な問題があります。

鹿屋市においては、平成21年3月に男女共同参画推進の指針となる「かのや男女共同参画プラン」を策定したことから、「男女がお互いに認め合い、ともに創り・育てるまち」をめざし、総合的かつ計画的な施策の取組を引き続き進めていく必要があります。

また、今後は講演会や各種研修会等の開催など市民と行政が一体となり、男女共同参画を社会全体に理解・浸透させる取組を積極的に進めていくことが必要であり、社会のあらゆる分野で男女がお互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくことが重要です。

■男女共同参画研修会開催回数及び参加者数

区分	単位	H19	H20	H21	H22	H23
開催回数	回	13	15	15	11	13
参加者数	人	1,048	846	540	456	500

※資料：市民活動推進課



【体系図】

男女共同参画社会づくり

- ① 人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立
- ② 男女がともに安心して暮らせる環境の整備
- ③ 男女共同参画による活力ある地域づくりの推進

① 人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立

男女共同参画社会形成のため、性別にとらわれない視点に立った教育・学習の推進を図り、性別による固定的な役割分担意識や慣行の見直しについて、広報・啓発活動を積極的に実施します。

また、あらゆる暴力は、重大な人権侵害であるという認識を高めるための広報・啓発活動を実施します。

② 男女がともに安心して暮らせる環境の整備

男女を問わず家事・育児・介護等の家庭活動を担い、仕事との両立ができるよう就業支援や労働環境の整備を図り、多様なライフスタイルに対応できる支援体制を整備します。

③ 男女共同参画による活力ある地域づくりの推進

家庭・地域・職場・学校など社会のあらゆる分野での男女共同参画の推進と、政策・方針決定過程への女性の参画を図り、市民と行政が一体となった取組を積極的に推進します。



第2節 効率的・効果的な行財政運営に向けた経営システムの確立

平成12年の「地方分権一括法³⁰」の施行を契機とする地方分権の流れは、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において地方自治体の裁量や権限の拡充が明記され、大きく進展することとなりましたが、一方で、これまで以上に地域が自らの責任と判断でまちづくりを行っていくことが強く求められることとなりました。

また、我が国の社会経済情勢の見通しは世界的な金融システムの不安定化や復興途上にある東日本大震災の影響等により依然として不透明であり、地方自治体を取り巻く行財政環境は厳しさを増しています。

このため、地方自治体においては、多様化・高度化する住民ニーズや地域主権改革に伴う国からの権限移譲事務の増加等に対応できる効率的な組織体制及び足腰の強い財政基盤を構築していくことが喫緊の課題となっています。

鹿屋市では平成22年7月に「第2次鹿屋市行政経営改革大綱」を策定し、組織見直しや定員適正化の推進、市民の視点を生かした事務事業の見直し等に取り組んでいますが、地域経済の低迷や高齢化の進行により、税収の伸び悩みや扶助費・医療費など社会保障費の増加、さらには「合併算定替」の終了に伴う地方交付税の大幅な減少により、財政の硬直化が、なお一層進むことへの懸念が高まっています。

したがって、今後も本市が市民サービスの質を維持向上させ、都市間競争が激化する中で地域の資源や特性を生かした特色あるまちづくりを実現していくためには、「歳入に見合った歳出」の原則を堅持し、健全な財政基盤を確立するとともに、限られた財源を重点的・効率的に配分していくことが不可欠です。

そのためには市税等の収納率向上の取組を強化し、滞納額の解消に努めるなど自主財源の確保に努めることはもとより、外部の視点を取り入れた事務事業の徹底的な見直しや、類似・重複する財産の整理、民間委託の積極的な活用や市民との共生・協働の推進による行政コストの抑制といった取組を、より一層強化していくとともに、これらの多様な課題を解決できる柔軟な発想と高度な政策形成能力を備えた人材を育成していく必要があります。

現状と課題

■健全化判断比率

(単位：％)

区分	鹿屋市					国の定める基準	
	H19	H20	H21	H22	H23	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	—	—	12.05	20
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	17.05	30
③実質公債費比率	12.3	12.1	12.2	12.1	12.0	25	35
④将来負担比率	108.7	87.7	76.2	60.4	49.1	350.0	

※資料：財政課

※①と②は黒字のため、「—」で表しています。

※①と②の早期健全化基準は H23 年度決算に基づく値

³⁰ 地方分権一括法：地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成12年4月に施行された地方自治体の自主性・自立性を高めるために関係する法令を一括して改正した法律）

【体系図】

効率的・効果的な
行財政運営に向けた
経営システムの確立

- ① 経営感覚に基づく行政経営の実現
- ② 行政の担うべき役割の重点化と市民との協働の推進
- ③ 自主性・自立性の高い財政運営の確保

施策の方向

① 経営感覚に基づく行政経営の実現

- ア 限られた財源の中で最大の効果を上げるため、外部の視点を生かした事務事業の見直しにより、これまで以上に施策・事業の選択と集中を図り、市民目線に立った成果重視の行政運営に転換するとともに、適切な進行管理を行っていきます。
- イ 社会情勢の変化に伴い多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応していくため、適宜に行政組織の見直しを行い、より迅速な意思決定と対応を重視した、市民に分かりやすい柔軟で即応性に優れた組織機構の構築に努めます。また、効率的で効果的な本庁と支所の役割を構築するための必要な見直しを行います。
- ウ 市民の負託に応え、分権時代にふさわしい、柔軟な発想と高度な政策形成能力を備えた職員を育成していくため、自己研さん意欲を高める研修の充実等に努めるとともに、総合的な人事評価システムの構築などにより、人事管理全般の見直しを進めます。

② 行政の担うべき役割の重点化と市民との協働の推進

- ア 社会経済情勢の変化に伴う行政需要の増加に対応し、簡素で効率的な行財政運営を行うため、公共的なサービスの提供に係る行政と市民・民間事業者等との役割分担を明確にし、行政が担うべき役割の重点化とともに、市民等との協働、民間事業者等の活力の活用を進めます。
- イ 総合計画で示された施策の立案、選択、実施に当たっては、市民と行政のパートナーシップを踏まえた取組を進めます。
- ウ 「公の施設」の用途や配置状況等を見直し、統廃合や民間への貸付・譲渡も含め、積極的な施設管理運営の見直しを着実に進めます。また、低コストで適正なサービスが提供できると判断された施設については、指定管理者制度をはじめ民間活力や市民との共生・協働の取組を積極的に導入していきます。

③ 自主性・自立性の高い財政運営の確保

- ア 歳入規模に応じた計画的な事業の実施や行政評価システム等を活用した効率的・効果的な事務事業の実施などとともに、人件費の抑制、財産の有効活用などによる経費の節減・合理化に努め、柔軟性の高い財政構造への転換を図ります。
- イ 第1次産業を基軸とした第2次・第3次産業の振興による地域経済の活性化を図り、安定した税源の確保とともに、市税の適正・公正な賦課に努め、課税に対する市民の理解と信頼性を高め、徴収率の向上による税収の確保に努めます。
- ウ 受益者負担の原則に基づく、使用料・手数料・分担金などの適正化を進めます。
- エ 現在実施しているホームページや広報かやへの有料広告の掲載などに加え、新たな財源の確保に向けた施策の導入を進めます。
- オ 「財政健全化法」に対応した健全な財政運営を行っていきます。

第3節 広域行政の推進

経済の発展や交通網の充実、情報通信手段の発達などによる市民の活動範囲の広がりにより、従来からの県や市町村という行政区域を越えた人・モノ・情報の交流に対応する広域的なサービスの提供が求められています。

このような中、大隅地域においては東九州自動車道の開通や九州新幹線全線開業など、更なる交通体系の充実により、人・モノ・情報の交流の活発化・広域化が更に進んでいくことが予想され、このような行政ニーズの広域化や、市民ニーズの多様化・複雑化に対応していくため、周辺市町が広域的に連携し、相互に役割分担することで効率的かつ効果的な行政サービスを提供していく必要性がこれまで以上に高まっています。

鹿屋市は、大隅地域の中心的な都市として、大隅地域全体の発展をリードしていくため積極的に近隣の市町と連携しつつ、広域行政を推進していくことが求められています。

これまで、大隅地域では鹿屋市を中核都市とする4市5町による「大隅広域市町村圏計画」や「大隅地方拠点都市地域基本計画」に基づく広域的な取組を「大隅総合開発期成会」を中心に推進してきました。特に、一般廃棄物処理や火葬場、消防、介護保険等の事務については、その性格に応じて一部事務組合方式により広域的な処理に努めてきたところです。

これに加えて、平成21年10月に鹿屋市を中心市として3市5町で「大隅定住自立圏推進協議会」を設置し、総務省の定住自立圏構想を推進しているところです。

また、宮崎県串間市、日南市、鹿児島市（一部）を加えた7市5町で「大隅地域半島振興計画」に基づく地域振興を図ってきました。

今後は、これらの広域的な取組を着実に推進していくとともに、更なる効率的・効果的な運営を目指した一部事務組合の統合や広域化を進めていくことが必要です。

また、高速道や新幹線など高速交通体系の整備効果を地域に波及させるための取組など、地域全体の活性化に向けた取組が求められています。

現状と課題

はじめに

後期基本計画

参考資料



【体系図】

広域行政の推進

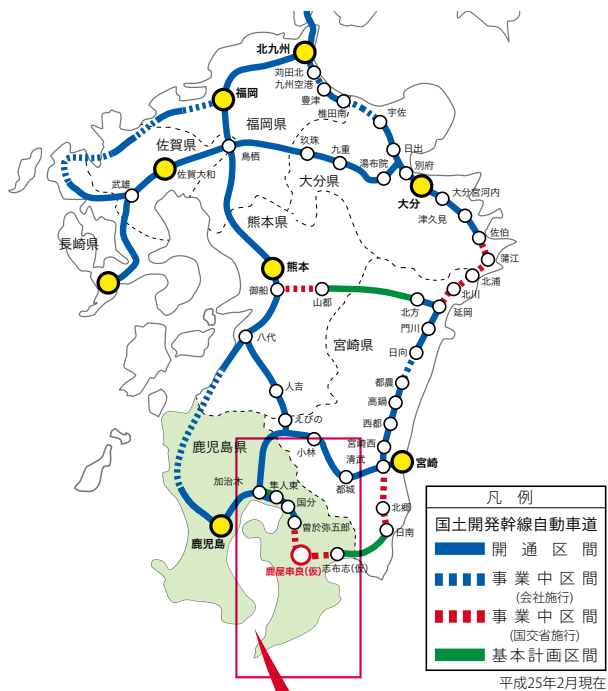
広域行政の推進

広域行政の推進

- (ア) 鹿児島県が、県下の10万都市を「地域中核都市」として位置付け、県都鹿児島市と10万都市のネットワークの構築による県土の均衡ある発展を目指しているなど、大隅地域における鹿屋市の拠点都市としての役割を果たすため、積極的に広域行政を展開していきます。
- (イ) 東九州自動車道や大隅縦貫道の早期完成に向けた取組を周辺市町と一体となって進めるとともに、鹿屋串良インターチェンジ（仮称）の供用開始など高速交通体系の整備や新幹線がもたらす効果を地域全体で享受するための広域観光の取組などを進めます。また、観光拠点となるかのやばら園の更なる機能の強化・充実に向けた取組を進め、市内及び佐多岬等、大隅地域の観光拠点とのネットワークの形成を図ります。
- (ウ) 効率的・効果的な広域行政を推進するため、一部事務組合の施設の老朽化等を踏まえ、今後の一部事務組合の在り方の見直しを関係市町と協力しながら進めます。
- (エ) 大隅地方拠点都市地域の顔として、リナシティかのやを中心とした中心市街地の活性化の取組を進め、魅力ある都市形成を図ります。
- (オ) 大隅広域夜間急病センターを核とした一次救急医療体制を確保するとともに、鹿屋医療センター等を中心とした後方支援体制や二次医療体制の充実、子どもを安心して出産できる環境づくりを推進し、さらに、大隅地域において完結できるような高度医療の整備充実や、医師の確保等に取り組んでいきます。



鹿屋市本庁舎



●現在、市街地から鹿児島空港まで約100分かかりますが、高速道路の開通により、約75分に短縮されます。



第3部 地域別計画

第1章 地域別計画の基本方向

第2章 地域別計画



第3部 地域別計画

第1章 地域別計画の基本方向

第1節 地域別計画の考え方

第2節 地域・地区の区分

第2章 地域別計画

第1節 鹿屋地域

1 市街地中心地区

2 寿地区

3 西原地区

4 高隈地区

5 東原・祓川地区

6 田崎地区

7 大始良地区

8 高須・浜田地区

9 古江・花岡地区

第2節 輝北地域

第3節 串良地域

第4節 吾平地域



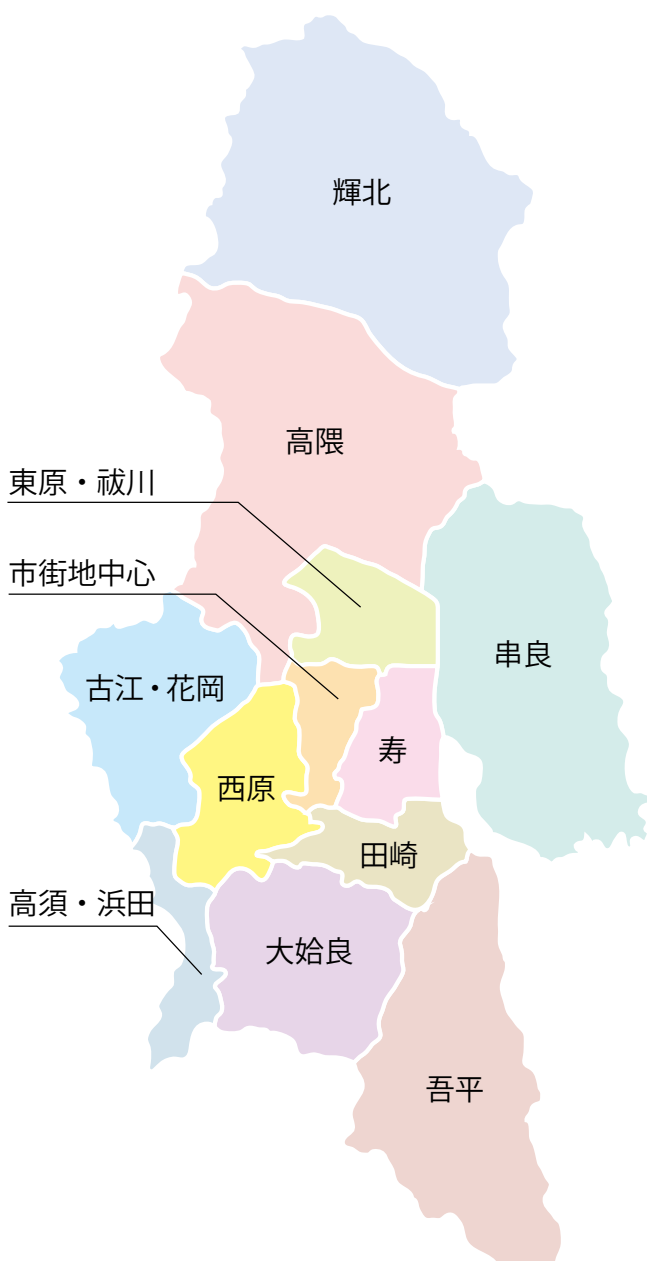
第1節 地域別計画の考え方

鹿屋市は、多様な特性を持つ地域によって構成されています。地域別計画は、これらの特性とそれぞれの地域が抱える課題を踏まえながら、各地域の果たす役割と将来の方向を明らかにするものです。

各地域がそれぞれの役割、機能を相互に補完し、厳しい時代の中で鹿屋市全体の均衡ある発展と活性化を目指す計画として定めることとします。

第2節 地域・地区の区分

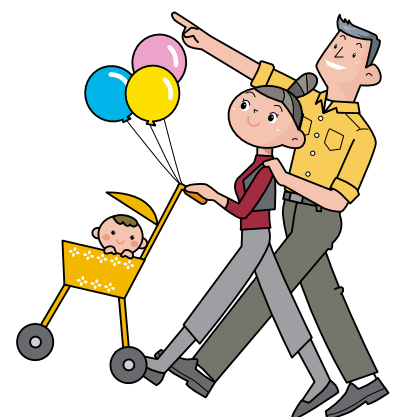
地域・地区の区分の考え方は、社会的条件、特に一体性及びこれまでの取組の方向性を総合的に勘案し、行政所管区域を基本として市域を4つに区分します。このうち、鹿屋地域については、土地利用状況や都市機能の集積、日常の生活圏、地形等の自然的条件等を踏まえ、9地区に区分します。



地 域	地 区
1 鹿屋地域	(1) 市街地中心地区
	(2) 寿地区
	(3) 西原地区
	(4) 高隈地区
	(5) 東原・祓川地区
	(6) 田崎地区
	(7) 大始良地区
	(8) 高須・浜田地区
	(9) 古江・花岡地区
2 輝北地域	
3 串良地域	
4 吾平地域	

(鹿屋地域の地区区分)

地 区	町 名
1 市街地中心地区	古前城町、本町、新栄町、朝日町、向江町、共栄町、北田町、大手町、西大手町、曾田町、白崎町、王子町、打馬1～2丁目、下祓川町、西祓川町
2 寿地区	寿1～8丁目、新川町、旭原町、札元1～2丁目、笠之原町
3 西原地区	新生町、上谷町、西原1～4丁目、大浦町、郷之原町、今坂町、上野町、野里町
4 高隈地区	上高隈町、下高隈町
5 東原・祓川地区	東原町、上祓川町、祓川町
6 田崎地区	田崎町、川西町、川東町、永野田町、名貫町
7 大始良地区	飯隈町、池園町、萩塚町、星塚町、下堀町、田淵町、大始良町、獅子目町、南町、横山町
8 高須・浜田地区	高須町、浜田町、永小原町
9 古江・花岡地区	小野原町、天神町、船間町、古江町、古里町、白水町、海道町、花岡町、根木原町、花里町、有武町、小薄町、高牧町



第1節 鹿屋地域

1 市街地中心地区

～拠点都市の顔、ひとがふれあふ賑わいのまち～

この地区は、古くから、官公庁や公共施設、業務機能などが集積する大隅地域の政治、経済、文化の中心としての役割を担ってきており、近年の市街地再開発事業などにより、賑わいを創出してきています。

また、国道269号、504号などの主要道路の結節点という利便性を踏まえて、地域唯一の公共交通機関である路線バスや空港バス、市街地巡回バスの乗り換え地点となっているなど、交通の要衝としての機能も高まってきています。

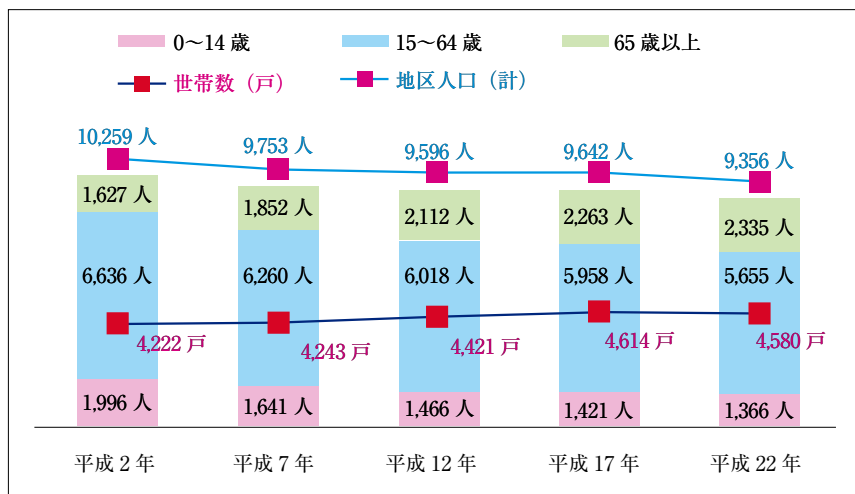
今後は、リナシティかのやなどの集客機能を十分に生かした様々な交流の促進とともに、まちのにぎわいを再生するため、空き店舗の解消や集客効果を生かした周辺商店街への回遊性を高めることが課題となっています。

また、生活雑排水などによる河川の水質汚濁などが課題となっており、更なる都市機能の充実による鹿屋市、そして大隅地域の顔としての機能の強化が求められています。

○ 主要な施設

鹿児島地方検察庁鹿屋支部、鹿児島地方裁判所鹿屋支部、
鹿児島県大隅地域振興局、中央公民館、図書館、文化会館、中央公園、
体育館、武道館、保健相談センター、鹿屋市社会福祉協議会、
リナシティかのや、産業支援センター、ハローワークかのや、
大隅広域夜間急病センター など

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

基本方向

大隅地域の拠点都市の顔として、集客力のある魅力あるまちづくりを推進するため、関係機関等との連携のもとでの起業支援や空き店舗対策の取組、商店街の各種団体等と協働した様々なイベント等の開催と駐車場の利用促進、市民交流センター（リナシティかのや）の運営の充実などにより、一層の賑わいの創出と商店街の活性化を図ります。

また、市民や民間団体などと一体となった河川美化活動の推進等による河川等の水質浄化や公共施設の跡地問題の検討、リナシティかのやの周辺地区の整備・充実など、快適な居住環境、都市機能の充実により、拠点都市の顔としての活発な交流の展開を図ります。



2 寿地区

～「住と商」が調和する快適なまち～

この地区は、昭和40年代以降、急速に市街化が進み、現在も人口の増加傾向は続いており、これに伴う宅地化が急速に進んでいます。

県民健康プラザの周辺整備をはじめ、良好な居住空間が形成されており、これに伴い、近隣型の商業施設も多数立地している状況にあります。

このようなことを背景に、近年、局地的集中豪雨時の雨水処理能力が問題となっているとともに、市道の改良や老朽化した側溝、舗装の改修など生活基盤の改善が求められています。

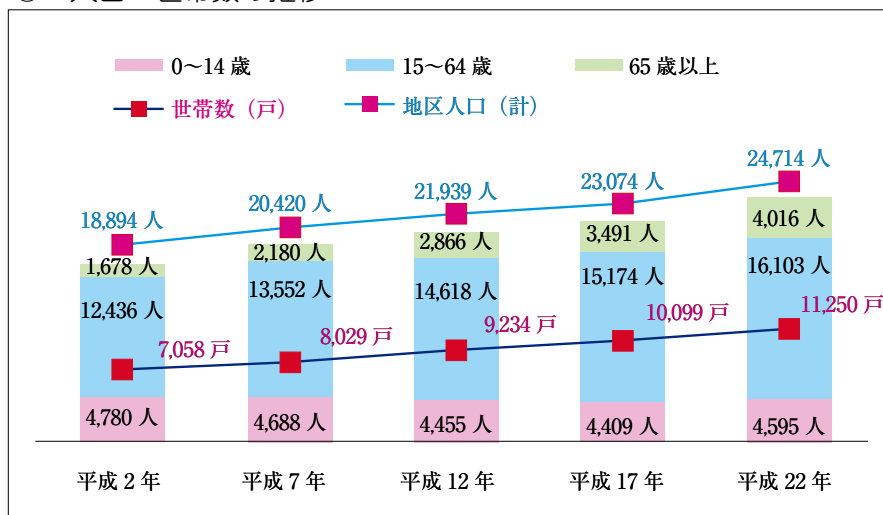
さらに、笠之原・旭原地区を中心に、農用地から宅地への転用が進み、営農に支障を来していることから地域住民の理解と適正な土地利用が求められています。

市営住宅の老朽化対策についても、良好な居住環境の整備が課題となっています。

○ 主要な施設

県民健康プラザ（健康増進センター・鹿屋医療センター）、鹿屋警察署、鹿屋年金事務所、鹿屋商工会議所、農業研修センター、勤労婦人センター、東地区学習センター など

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

基本方向

地区内の生活基盤の改善を図るため、総合的な雨水排水対策を進めるとともに、市道の改良や側溝、舗装の改修、また、砂防指定地区の埋立後の公園整備を促進します。

さらに、都市化に伴う農地等の保全・管理など適正な土地利用の推進や市営住宅の老朽化対策等を図ります。

商業振興に関しては、地元の商店街や関係団体との連携のもと、イベント開催等を促進し、地域に根ざした近隣型商業の集積を図ります。



3 西原地区

～ 交流と住が融合する文教のまち ～

この地区は、土地区画整理事業などの実施により、早くから市街地化が図られるとともに、海上自衛隊鹿屋航空基地などがあり、人口が集積した地区を形成しています。

また、文化施設が隣接していることや教育機関が立地していることから、市の文教地区を形成しているとともに、基地史料館や観光物産総合センター等の観光施設が立地しているなど、多くの機能を担っている地区です。

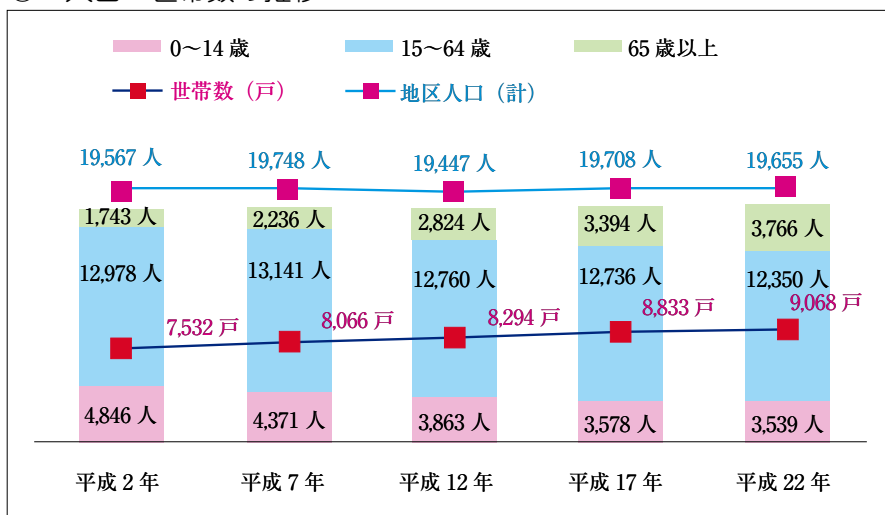
地区内を通る国道220号・269号、県道鹿屋環状線といった幹線道路の利便性等を生かした交流の促進や商業の活性化が求められています。

市営住宅の老朽化や幹線市道の整備及び雨水排水対策等の居住環境の整備も課題となっています。

○ 主要な施設

海上自衛隊鹿屋航空基地、観光物産総合センター、国の合同庁舎、鹿屋運動公園（陸上競技場、野球場）、西原地区学習センター、鹿屋女子高等学校、鹿屋看護専門学校 など

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

基本方向

基地史料館や観光物産総合センター等の観光施設を活用した交流を促進します。また、時代の要請に合致した教育環境・体制の充実を図ります。

あわせて、ユニバーサルデザインに配慮した幹線市道の整備、地元商店街や関係団体との連携・協働のもとでのイベント開催等の促進により、地区内の観光施設やかのやばら園の後背地であることなどを生かした交流を促進し、商業機能の充実など地域の活性化を図ります。

また、市営住宅の改善や雨水排水対策の充実などを進めるとともに、基地周辺の航空機騒音問題の対策を進めます。



4 高隈地区

～ ひとと大自然がふれあう国際性豊かなまち ～

この地区は、高隈山と笠野原台地に囲まれ、高隈山の照葉樹林、串良川、大隅湖などの豊かな自然に恵まれ、大隅湖に面するアジア・太平洋農村研修村は、国際交流の拠点となっています。

主要な道路として、鹿屋市と鹿児島空港を南北に結ぶ国道504号、県道垂水南之郷線などが通っています。

過疎化、高齢化が急速に進んでいる地区であり、その対策が大きな課題となっています。

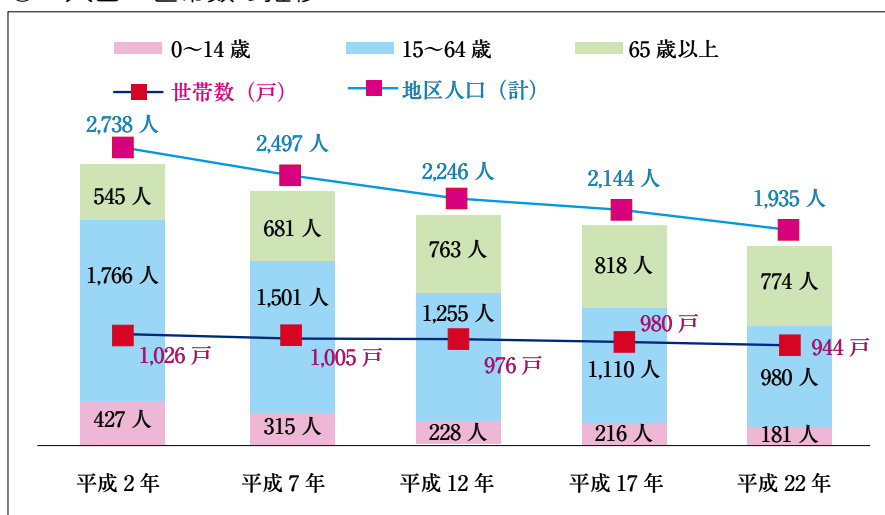
近年、有害鳥獣による農作物被害が甚大になっており、地域の農業に大きな影響を与えています。

また、豊かな自然やアジア・太平洋農村研修村の施設を生かした観光、国際交流、地元物産販売などによる地域活性化が求められています。

○ 主要な施設

高隈地区交流促進センター、高隈グリーンカントリー、
アジア・太平洋農村研修村、高隈ダム、鹿児島鹿屋ゴルフコース など

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

基本方向

アジア・太平洋農村研修村を拠点とした国際交流の推進や国際交流を通じた人材の育成に関する諸施策を推進します。

人口減少、少子高齢化に伴う過疎化対策や農業の多面的機能の確保対策として、農地の集積や農畜産物の生産体制強化、有害鳥獣対策の強化などの取組を推進します。

また、共生・協働の理念に基づいた自立した住民自治を確立していくため、コミュニティ・プラットフォームの構築を推進し、地域コミュニティの充実・強化に努めます。

さらに、大隅湖や高隈山の自然を生かした観光の振興による交流人口の増加を図るとともに、地域や企業等との協働による地域おこしに努めます。



5 東原・祓川地区

～ 生活空間と農業が共生する恵み豊かなまち ～

この地区は、高隈山麓に位置し、自然環境に恵まれています。市の農業の中心となる広大な畑作、畜産地帯を形成し、茶、豚、酪農、肉用牛などの生産地となっています。特に、全国一と言われる養豚場の密集地帯でもあります。

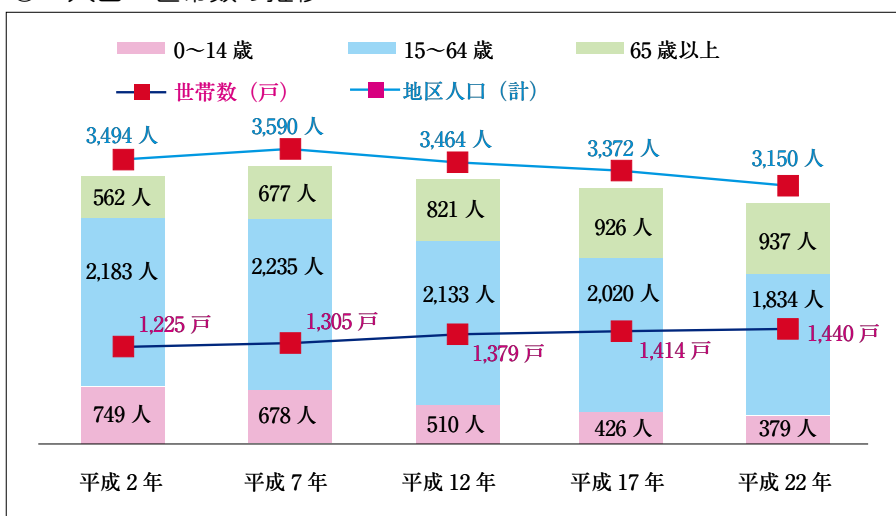
畑地かんがい施設の維持・補修を行うとともに、担い手への農地集積を進めながら大規模農業の展開や大型機械の導入による、大規模営農に適した基盤整備を進める必要があります。

また、家畜ふん尿の有効利用と適正処理により、適切な周辺環境の整備が求められています。畜産環境センターについては、施設の老朽化や、海外悪性家畜伝染病が発生した際の共同処理方式のリスクが懸念されています。

○ 主要な施設

地磁気観測所、畜産環境センター など

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

基本方向

広大な畑地を利用した戦略的農業を進めるため、担い手への農地集積や畑地かんがい施設の維持・補修に努めます。

また、生活空間と農地や自然環境が調和した快適な農村社会を形成し、安全で環境にやさしい生産物を域内外に発信していくため、循環型農畜産業の推進のための支援や悪臭防止対策の取組により、周辺環境の基盤整備を推進します。畜産環境センターについては、防疫上の観点に立ち、養豚ふん尿の共同処理から個別処理方式への転換について、養豚農家の意向を踏まえながら検討を進めていきます。



6 田崎地区

～ 「住と工」が共存する交流のまち ～

この地区は、鹿屋内陸工業団地と田崎工場適地があり、電子工業、食品加工業、化学工業など産業の集積地域となっています。今後は、地域の基幹産業である第1次産業を生かした食品関連産業を中心とする企業立地を進めることが求められています。

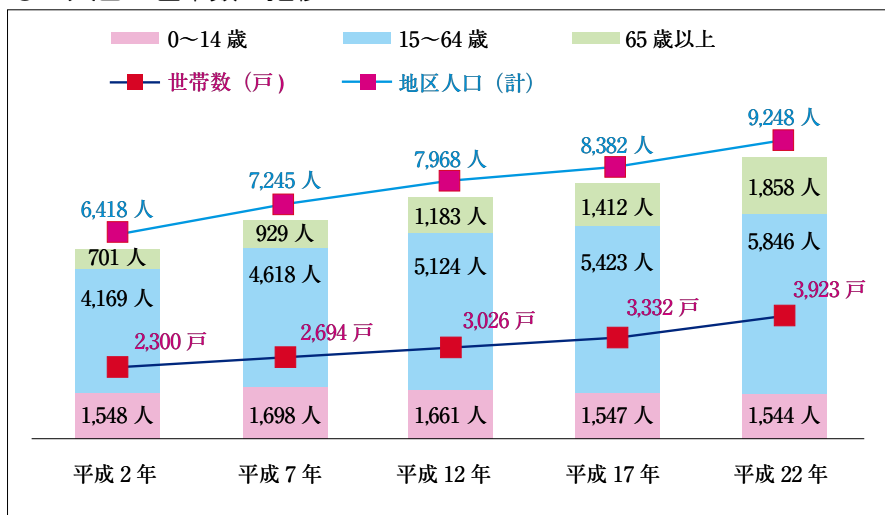
地区のほぼ全域で、人口増加に伴う宅地化の進行により用途地域外で無秩序な市街化が進行しており、これに対応した居住環境の整備が必要です。

また、日本一の規模を有するかのやグラウンド・ゴルフ場の立地を生かした交流促進による地域活性化が求められています。

○ 主要な施設

かのやグラウンド・ゴルフ場、田崎多目的運動広場、田崎地区学習センター、鹿屋内陸工業団地、下水処理センター、衛生処理場、鹿屋工業高等学校、鹿屋高等技術専門学校 など

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

基本方向

田崎工場適地を受け皿として、地域の基幹産業である第1次産業を生かした食品関連産業を中心とする企業立地を進めます。

また、適正な土地利用と雨水排水対策などを推進し、居住環境の充実に取り組めます。

日本一の規模を誇るかのやグラウンド・ゴルフ場の立地を生かした生涯スポーツ、健康づくり活動としての市民の利活用促進や大規模なイベント等の開催・誘致を行い、交流促進による地域活性化に努めます。



7 大始良地区

～ ばらと農が織りなす交流のまち ～

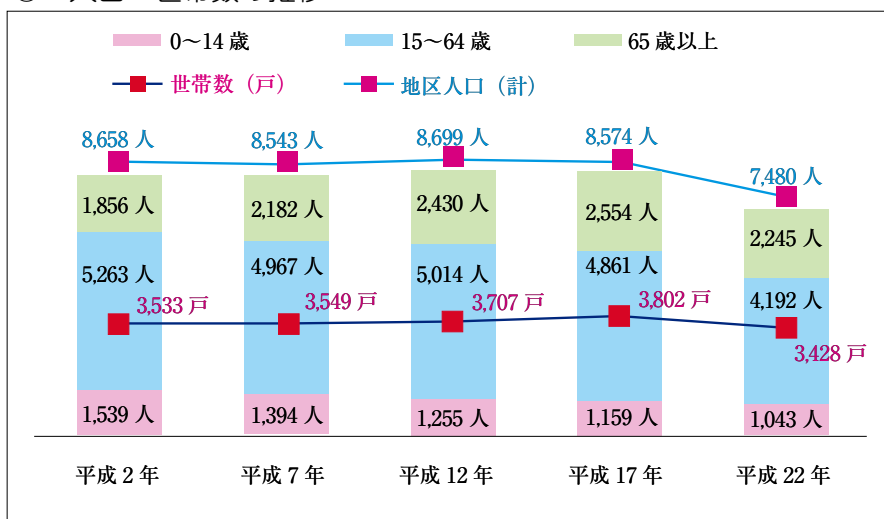
この地区は、県内有数の観光拠点としてのかのやばら園を有しており、域内外から多くの入り込み客を迎えています。今後も、広域観光ネットワークの核として、観光振興による地域活性化を牽引していくことが求められています。

また、鹿屋原台地や国見山麓の畑地での露地野菜などの園芸や大始良川沿いの肥沃な土壌を生かした稲作が盛んな農業地域であり、肝属中部地区畑地かんがい事業等の推進による更なる農業振興が必要です。

○ 主要な施設

かのやばら園（霧島ヶ丘公園）、横尾岳公園、大始良地区学習センター、南部学校給食センター、大隅森林管理署、星塚敬愛園 など

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

基本方向

かのやばら園を広域観光ルートの核として位置付け、地元の市民団体やNPO団体等との連携のもと、イベント内容の充実や、ばらにちなんだ新商品の開発などに関する支援を行い、総合的な観光拠点としての機能の充実・強化に取り組み、誘客・交流の促進による地域の活性化を図ります。

また、担い手を中心に農用地の流動化を加速的に推進し、肝属中部地区畑地かんがい事業等による農業振興を図るとともに、適期品種の検討を進め、生産性向上とブランド化を推進します。



8 高須・浜田地区

～ 海とみどりが調和する憩いのまち ～

この地区は、静穏な錦江湾に面し、海洋性の温暖な気候に恵まれた農業と漁業の地域として発展してきた地域であり、茶、ポンカン、ビワなどの団地化による営農、一本釣りを中心とした漁業が行われています。

また、国道269号沿いには海水浴やマリンスポーツが楽しめる美しい高須・浜田海岸が広がり鹿屋市唯一の海浜公園があります。今後も、霧島ヶ丘公園と連動したマリンスポーツ、レジャーの場としての機能充実が期待されています。

人口減少、高齢化が進んでおり、地区の活性化方策が求められています。

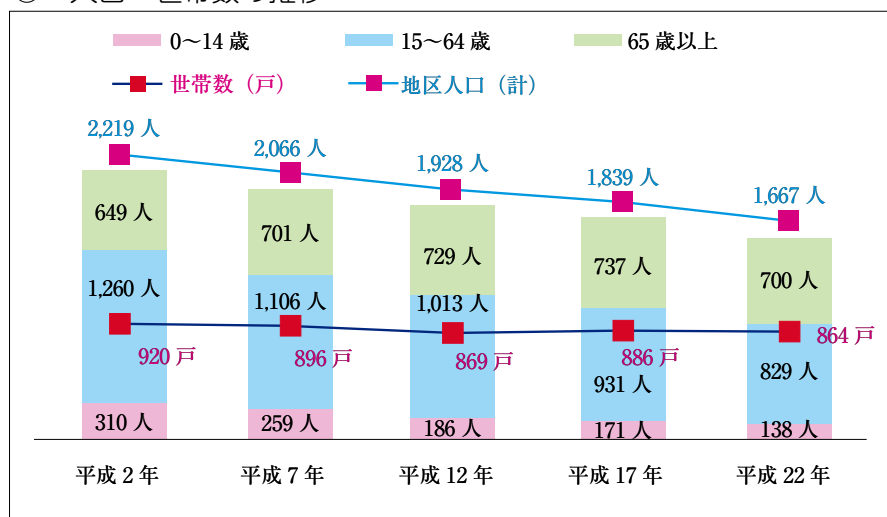
地区の産業としては、霜が降りない海岸線の温暖な気候を生かした農業の振興やマリンスポーツ、レジャーを通じた交流の促進による地域活性化が求められています。

このほか、標高が低い集落については、巨大地震による津波等の被害が懸念されることから、情報伝達体制及び避難体制の確立・強化が求められています。

○ 主要な施設

高須地区学習センター、かのやばら園（霧島ヶ丘公園）、鹿屋体育大学海洋スポーツセンター、高須地区ウォーターフロント、鹿屋海浜公園（浜田海水浴場）など

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

基本方向

海洋性の温暖な気候を生かした茶・ポンカン・ビワなどの農業、タイやヒラメなどの稚魚放流などによる漁業の振興に努めます。

また、共生・協働の理念に基づいた自立した住民自治を確立していくため、コミュニティ・プラットフォームの構築を推進し、地域コミュニティの充実・強化に努めます。

高須地区ウォーターフロント施設や鹿屋海浜公園等を活用し、国立大学法人鹿屋体育大学や民間スポーツクラブ等との連携のもと、マリンスポーツ、レジャーを通じた交流促進を図るとともに、鹿屋体育大学海洋スポーツセンターや、霧島ヶ丘公園と一体となった地域活性化に努めます。

このほか、標高の低い集落の防災、減災対策として、防災行政無線の早急な整備による情報伝達体制の確立とともに、町内会における津波避難訓練の実施促進等による自主防災組織の強化など避難体制の強化を図ります。



9 古江・花岡地区

～ 産業と融和する大学のまち ～

この地区は、鹿屋港を有する海岸部と台地の2つの区域からなっており、海岸部の沖合いではカンパチの養殖漁業等が盛んに行われていることから漁港としての役割も果たしています。今後は、消費者ニーズに対応したブランド化を一層推進する必要があります。

また、台地には、我が国唯一の体育系の国立大学法人である鹿屋体育大学や青少年の健全育成を目的に自然を活用した研修等を展開する国立大隅青少年自然の家があります。これらを生かした交流等の促進など、その活用が求められています。

さらに、この地区では農業従事者の高齢化や有害鳥獣被害による作業困難地域、後継者不足による遊休農地が増加傾向にあります。

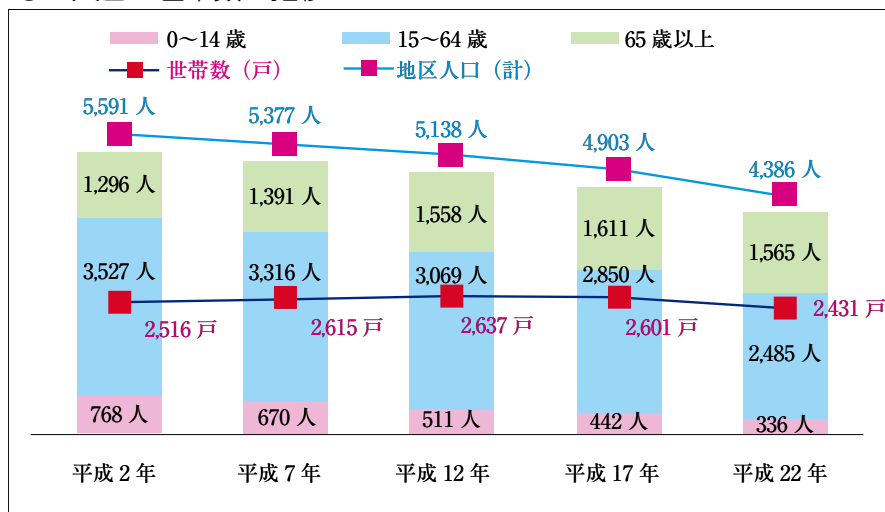
海岸部と台地を結ぶ古江坂は、勾配が急で曲折していることから、快適で安全な基盤整備が求められています。

このほか、標高が低い集落については、巨大地震による津波等の被害が懸念されることから、情報伝達体制及び避難体制の確立・強化が求められています。

○ 主要な施設

国立大学法人鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家、花岡地区公民館、鳴之尾牧場、鹿屋港 など

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

基本方向

国道220号古江バイパスの早期完成や鹿屋港の沖防波堤等の整備を促進します。

産業面については、漁業では漁協との連携のもと、消費者ニーズに的確に対応する生産・加工・販売の一体的な推進により、ブランド化を推進します。また、農業では花きや野菜等の集落営農の推進とともに有害鳥獣の対策に取り組みます。

また、国立大学法人鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家の機能等を生かして、スポーツや野外活動を通じた交流を促進し、地域活性化を図ります。

あわせて、共生・協働の理念に基づいた自立した住民自治を確立していくため、コミュニティ・プラットフォームの構築を推進し、地域コミュニティの充実・強化に努めます。

このほか、標高の低い集落の防災、減災対策として、防災行政無線の早急な整備による情報伝達体制の確立とともに、町内会における津波避難訓練の実施促進等による自主防災組織の強化など避難体制の強化を図ります。



第2節 輝北地域

～ 自然・環境・農が共生する恵み豊かな北の玄関 ～

この地域は、鹿屋市北部に位置する、森林や星空日本一に代表される自然環境に恵まれた高地であり、地域の中央には鹿児島空港方面と鹿屋市中心部を結ぶ国道504号が縦断し、市の北の玄関としての役割を担っています。

基幹産業は、畜産業を中心とする農業であり、特に肉用牛の生産が盛んで、また、養鶏では大規模な経営を行っている農場も多く存在し、養豚では「輝北スターポーク」の銘柄が確立されています。一方、耕種部門ではサトイモ、ゴボウ、茶等の生産も盛んで、安全で品質の優れたおいしい米づくりも行われています。特に施設菊は、かごしまブランド産地「そお・かのやのスプレーギク」として指定を受けています。

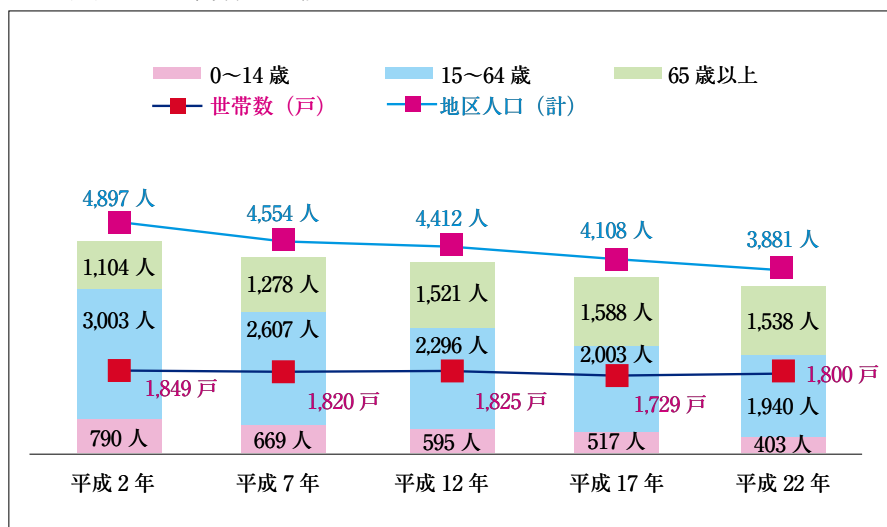
林業においては、地元産材を原料とするのこくず工場が立地しています。

過疎化、高齢化の急速な進展とともに、人口減少が顕著となっている地域であり、高齢者対策の充実、農業の担い手の育成・確保等による地域産業の振興、地域の特性・資源を生かした観光・交流の促進による地域活性化、急カーブ、急坂等の多い輝北地域内の国道504号の整備などが課題となっています。

○ 主要な施設

輝北歴史民俗資料館、輝北うわば公園、輝北天球館、輝北ウインドファーム、輝北ダム、輝北ダム公園、輝北コミュニティセンター、輝北農業研修施設、輝北特用林産物生産出荷施設 など

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

国道504号の道路拡幅や橋りょうの整備等を促進し、鹿児島空港～鹿屋間のアクセス時間の短縮及び輝北～鹿屋間の道路等整備に伴う地域内交流の活性化を図るとともに、景観に配慮したまちづくりを進め、鹿屋市の北の玄関としての役割・機能を充実・強化します。

温泉公衆浴場や共同利用型の病院運営に関する取組の継続など、高齢者対策に関する各種取組の充実・強化を図り、高齢者がいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

このほか、人口減少、少子高齢化に伴う過疎化対策として、共生・協働の理念に基づいた自立した住民自治を確立していくため、コミュニティ・プラットフォームの構築を推進し、地域コミュニティの充実・強化に努めます。

産業面では、曾於南部地区畑地かんがい事業等による農業振興を図るとともに、経営安定対策・担い手育成対策の推進、環境に配慮した循環型農業の推進や有害鳥獣対策など、地場産業の振興に向けた産業基盤の整備を進めます。

また、老朽化が著しい簡易水道施設のインフラ整備を年次的に進め、ライフラインの充実を図ります。

さらに、豊かな自然や輝北天球館などの地域の特性、特色ある資源を活用した観光交流や環境教育・学習の推進、クロスカントリー大会への参加者拡大に向けた取組等によるスポーツ交流の促進、地域内の交流を促進する環境の充実など地域の活性化を図ります。



第3節 串良地域

～ 恵み豊かな大地に育まれ、人・ものが行きかう 交流の郷 ～

本地域は、鹿屋市東部に位置し、新かごしま百景に選ばれた桜の名所である平和公園、渡り鳥が飛来する下小原池公園、中山池公園の湧水など四季折々の自然美にあふれる豊かな歴史と郷土文化に恵まれた地域です。

通水施設を有する広大な笠野原台地では土地利用型農業としてダイコン、キャベツなどの園芸作物やサツマイモ、飼料作物などが生産される一方、県のブランド指定作物のピーマン、キュウリや花き類では電照ギクの栽培など施設園芸も定着しています。

南部に広がる水田地帯では「美味しいお米作り」として早期水稻の生産も盛んです。特に畜産は当地域の基幹産業として、肉用牛生産、養豚が農業部門の大きなウエイトを占めています。

また、ウナギの産地としても知られ、大隅地区養まん漁業協同組合は全国でも有数の生産量を誇っているなど、食料供給基地としての鹿屋市の産業を支える拠点となっています。

当地域には、地域コミュニティ活動において、全国的に有名な柳谷集落、通称「やねだん」があり、土着菌を利用した環境保全型農業の推進や地域資源を利用した商品開発、空き家を利用した芸術家の定住など先進的な活動を展開しています。今後はこのような地域特性を生かした自立した地域づくりが望まれています。

一方、農業従事者の高齢化や農業後継者不足に対応する担い手の育成・確保が急務となっていることや家畜ふん尿の有効利用と適正処理を進める必要があります。

また、冠水対策等による良好な居住環境の整備も求められています。

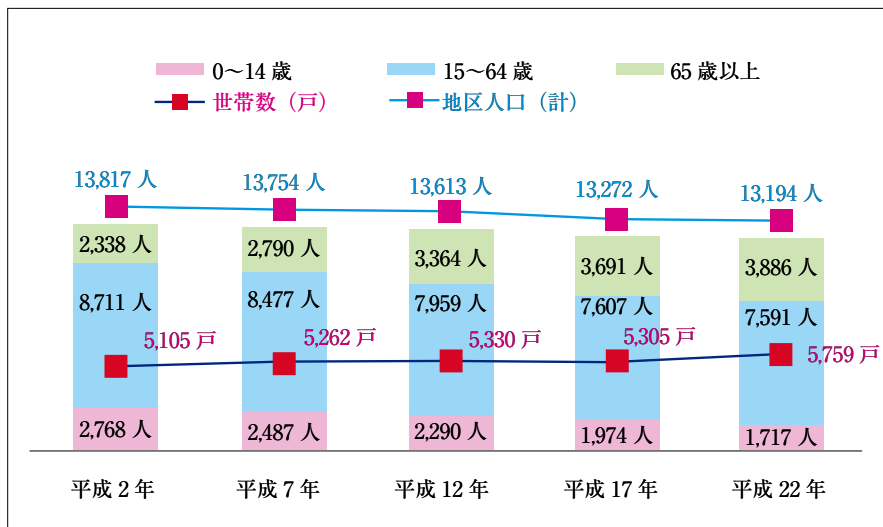
さらに、串良平和アリーナを中心とした総合運動施設等を活用した健康づくりやスポーツ交流の促進など、地域資源や観光資源を生かしたまちづくりを進め活性化を図るとともに、東九州自動車道が開通した際、鹿屋串良インターチェンジ（仮称）という陸路の玄関口となる地域特性を生かした積極的な対策が求められています。それに合わせて域内の道路整備や志布志港を連結する広域道路網の充実など恵まれた交通条件を生かした産業振興の拠点づくりが求められています。

○ 主要な施設

串良公民館、串良ふれあいセンター、串良さくら温泉、串良平和アリーナ、陸上競技場、多目的野球場、屋外テニス場、アクアゾーンくしら、平和公園、串良B & G海洋センター、下小原池公園、中山池公園、オレンジパーク串良、串良大塚山青少年の森、一般廃棄物処理施設、県バイオテクノロジー研究所、県農業開発総合センター大隅支場 など



○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

産業面では、農畜水産物の安全性や消費者の信頼を確保するための、生産者の顔が見える流通・販売体系とあわせてトレーサビリティの確立並びに地産地消の促進や資源循環型農畜産業の推進による適正な家畜排せつ物の処理をはじめ、域内外への「食・農」の情報発信や製品のブランド化を進め、魅力ある第1次産業を確立するため、経営感覚に優れた農業経営体や集落営農組織の育成に努めていきます。

県農業開発総合センター大隅支場に「大隅加工技術拠点施設」の整備が計画されている中、農業に付加価値をつけて高度化を目指す6次産業化を積極的に推進し、食品加工や流通販売に農業者が関わることにより地域農業の活性化を図ります。

また、市営住宅の改善や老朽化対策などを進め、災害に強い良好な居住環境の確保に努めます。

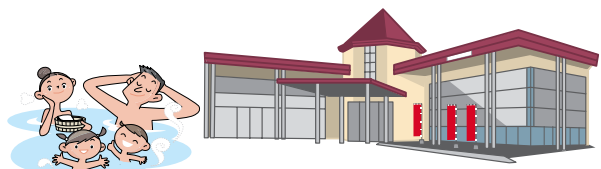
この地域で、今後の地域コミュニティの在り方として注目を集めている集落の活動を、その集落の協力のもとで、モデルケースとして広く情報発信等を行い、共生・協働のまちづくりの啓発に努めます。

あわせて、共生・協働の理念に基づいた自立した住民自治を確立していくため、コミュニティ・プラットフォームの構築を推進し、地域コミュニティの充実・強化に努めます。

東九州自動車道の鹿屋串良インターチェンジ（仮称）の立地などの地理的な優位性を生かした取組として、串良平和アリーナや温泉施設などの地域の資源と、国立大学法人鹿屋体育大学や域内の宿泊施設等との連携によるスポーツ合宿・イベントなどの誘致・開催、アクアゾーンくしらやオレンジパーク串良などの観光資源と他の観光施設等とのネットワーク化などを進め、交流人口の拡大による地域活性化を図ります。

また、これらの様々な交流を更に促進するため、施設等を連絡するアクセス道路の整備等に取り組めます。

基本方向



第4節 吾平地域

～ 農と工が共に伸びゆく、自然と歴史に満ちたやすらぎの里 ～

本地域は、鹿屋市南部に位置し、吾平総合支所を中心に県道が放射線状に整備されています。

県下の神代三山陵の一つである吾平山上陵を有する歴史の古い地域であり、地域の資源や特性を生かした「美里吾平（うましさとあいら）」の精神がまちづくりに生かされています。

また、市の中心部に隣接する地理的条件を生かした定住促進策が進められ、人口はほぼ横ばいで推移していましたが、近年減少に転じています。さらに、高齢化が早いペースで進行していることから、地域の活力を維持していくため、高齢者を含む地域住民によるまちづくりの取組や地域を担う人材育成等による地域コミュニティの充実が求められています。

農業においては、肉用牛、養豚などの畜産業の振興、カボチャや大半がエコファーマー³¹認証の早期米などの安心・安全な農産物の生産に取り組むとともに地元農産物を使用した加工品製造などの地産地消や高い収益が見込めるピーマン、ナスの施設園芸団地の導入など魅力ある取組が進んでおり、今後においては、これらの地域の特徴を生かした更なる生産振興や農産物のブランド化、肝属中部地区畑地かんがい事業等の推進による生産性の向上などの取組が必要となります。

一方で、文具事務用品、金型、自動車用組電線製造等の立地企業があることにより、地域の雇用創出や経済など、地域の活性化が図られることから、これらの立地企業が今後更に積極的な活動を展開していくための施策を推進することが求められています。

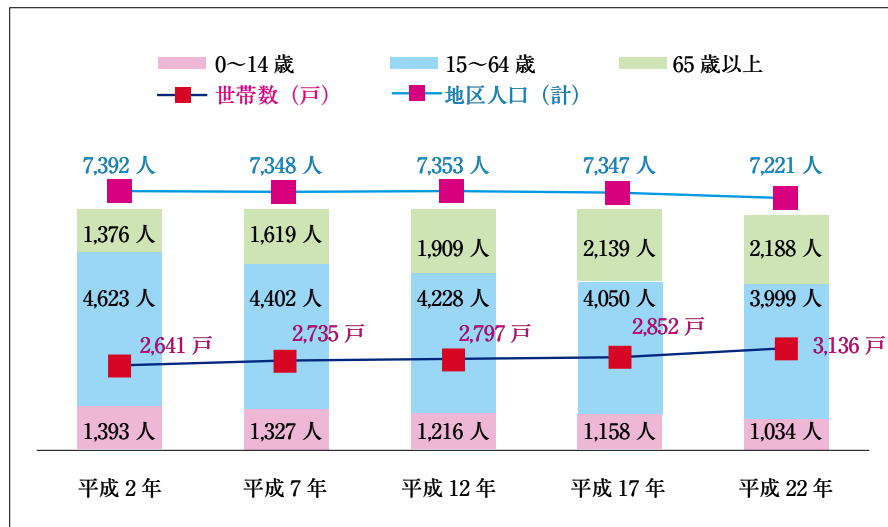
近年は、観光農園や吾平物産館、湯遊ランドあいらなど、様々な観光資源を生かした観光・交流事業に取り組んでおり、これらの資源や取組を生かした交流人口の更なる拡大が求められています。

○ 主要な施設

コミュニティセンター吾平振興会館、吾平物産館、湯遊ランドあいら、吾平山上陵、県立大隅広域公園、黒羽子観光農園、角野観光農園、地区ふれあいセンター、吾平自然公園（ウォーターパール館）、吾平中央公園 など

³¹ エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の3つの技術に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事に認定された農業者の愛称

○ 人口・世帯数の推移



※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

基本方向

美しい自然や農村の景観、吾平山上陵を中心とする歴史あふれる空間等を生かし、地域の農業と連携した観光農業やグリーンツーリズム等を推進するとともに、県立大隅広域公園や吾平物産館、湯遊ランドあいらなどの観光資源を生かした市内外の観光拠点との連携、ルート化による交流人口の拡大を図ります。

また、これらの交流を促進するため、大隅縦貫道や県道などの整備促進とともに、訪れる人がやすらぎを感じられるようなホスピタリティ（おもてなしの心）を、地域全体で育むまちづくりを進めます。

農業においては、生産性の向上を図るため、に肝属中部地区畑地かんがい事業等による農業振興を図るとともに、地産地消の取組や農畜産物のブランド化、環境に配慮した循環型農業の一層の推進などにより、地域の特徴である畜産や施設園芸などを中心に、安全・安心な農畜産物の供給体制を強化していきます。

地域に立地している企業については、企業ニーズや実情に応じた支援策を拡充し、今後の企業活動を円滑に展開できるよう、サポートしていきます。

地域の高齢化が進行する中であっても、地域を担う人材を育成し、地域の活力を維持していくため、生涯学習の充実と、防災・防犯や地域福祉など地域活動のネットワーク化などによる地域コミュニティ活動の充実を図るとともに、これらの活動基盤となる生涯学習環境の充実を図ります。



参考資料

鹿屋市総合計画審議会条例

鹿屋市総合計画審議会委員名簿

計画策定体制図

計画策定の主な経過

諮問書

答申書



■鹿屋市総合計画審議会条例

平成18年 6 月30日

鹿屋市条例第235号

(設置)

第1条 本市行政の長期的かつ総合的な計画を樹立するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鹿屋市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、鹿屋市総合計画について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 市の区域内の公共的団体等の役員及び職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議について必要な事務に従事する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(以下省略)

■鹿屋市総合計画審議会委員名簿

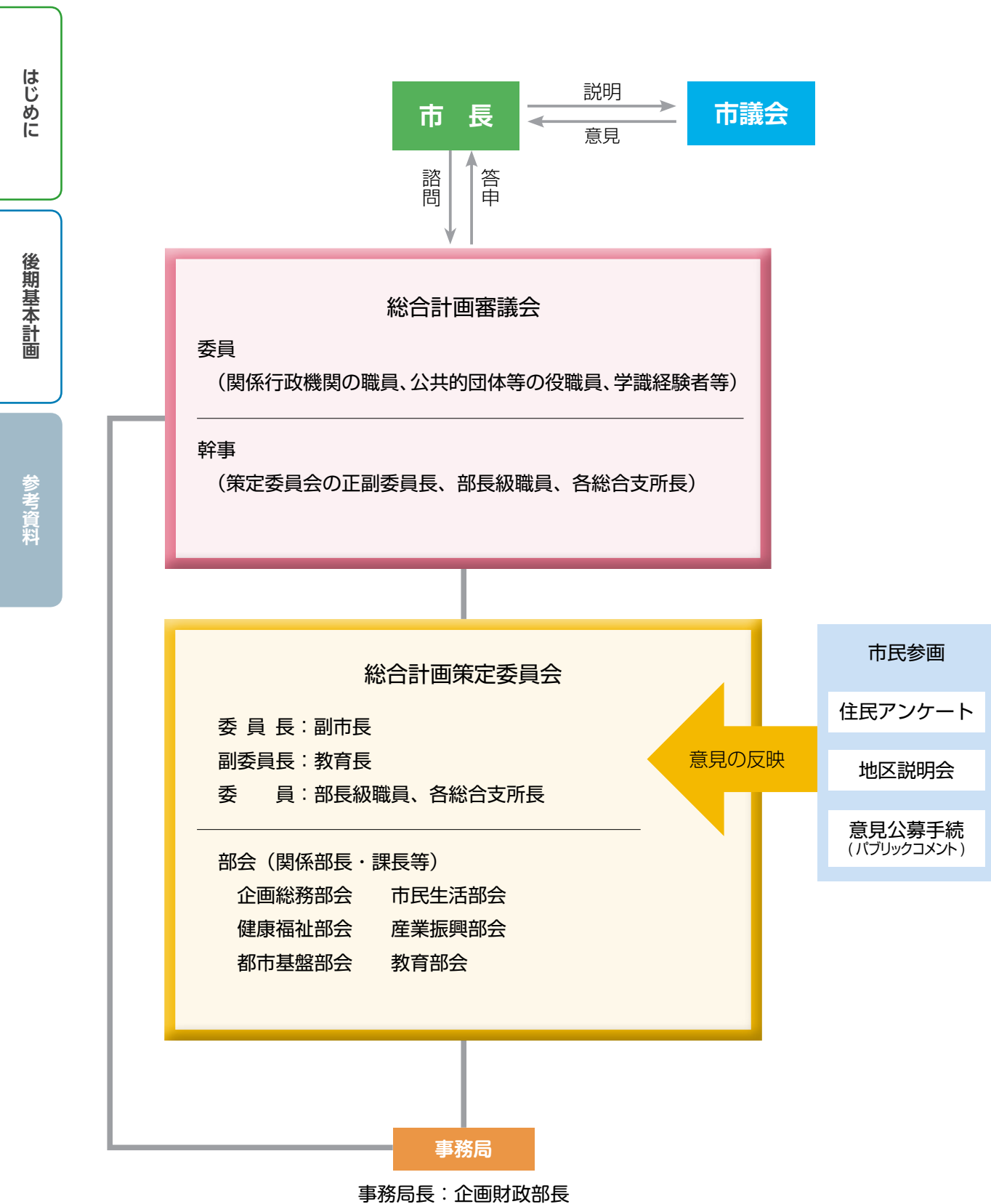
会長 坪水 徳郎

副会長 尾曲 伸一

委員29人

委 員	役 職	備 考
福 永 哲 夫	国立大学法人鹿屋体育大学 学長	
高 橋 伸 一	国立大隅青少年自然の家 所長	
大 坂 剛	大隅河川国道事務所 所長	
土 井 清 禎	九州農政局鹿屋地域センター センター長	
秋 元 幸 壽	大隅地域振興局 局長	
北 園 博 之	大隅教育事務所 所長	
串 田 輝 男	鹿屋市町内会連絡協議会 会長	
増 満 房 子	鹿屋市地域婦人団体連絡協議会 会長	
河 野 直 正	鹿屋青年会議所 理事長	前委員 松 下 和 夫
山 下 求	鹿屋市社会福祉協議会 会長	
竹 添 重 信	鹿屋市高齢者クラブ連合会 会長	
小 濱 康 彦	鹿屋市医師会 会長	
坪 水 徳 郎	鹿屋商工会議所 会頭	
中 村 明 美	鹿屋商工会議所女性会 会長	前委員 大 窪 千代子
有 里 正 心	鹿児島きもつき農業協同組合 組合長	
久 保 之 忠	大隅森林組合 組合長	
熊 井 昌 博	鹿屋市漁業協同組合 組合長	
立 元 大	鹿屋市観光協会 会長	
井 戸 洋 子	鹿屋市文化協会 会長	
是 枝 十 二	鹿屋市体育協会 会長	
宮 下 恵 子	鹿屋市PTA連絡協議会 会長	
齋 藤 鈴 子	NPO法人隣の会 代表理事	
尾 曲 伸 一	NPO法人ローズリングかのや 代表理事	
浅 井 ミ ヨ	鹿屋市中央生活学校 委員長	
豊 重 哲 郎	柳谷町内会 会長	
長 島 未央子	鹿屋体育大学 助教	
福 満 義 洋	輝北地域再生会議 会長	
河 野 良 幸	串良地域再生会議 会長	
山之口 孝 徳	吾平地域再生会議 会長	

■計画策定体制図



■計画策定の主な経過

平成 23 年度	
H23.8.12 ～ 31 (20 日間)	市民意識調査（アンケートの実施） ・ 調査方法：郵送による調査票の配布及び回収 ・ 調査対象者：16 歳以上の市民 3,000 人 (高校生の意見を把握するため 16 歳以上とした。) ・ 抽出方法：地域別の人口比に基づく無作為抽出 ・ 回答者数：847 人（回答率 28.2%）
平成 24 年度	
H24.4.27	鹿屋市総合計画策定委員会を設置
H24.5.11	第 1 回総合計画策定委員会を開催 ● 総合計画策定委員会の役割と作業内容について ● 鹿屋市総合計画（後期基本計画）の策定方針（案）について ● 前期基本計画の検証について
H24.5.18	第 1 回鹿屋市総合計画審議会を開催 ● 委員の委嘱・後期基本計画の諮問 ● 鹿屋市総合計画策定方針について ● 前期基本計画の検証について
H24.7.17 ～ 7.20	総合計画策定委員会第 1 回各部会を開催 ● 総合計画後期基本計画の策定方針について ● 今後のスケジュールについて ● 分野別計画各項目の現状・課題の確認について
H24.8.8 ～ 8.10	総合計画策定委員会第 2 回各部会を開催 ● 分野別計画たたき台整理表について ● 後期基本計画期間に重点的に取り組む項目について
H24.8.21	第 2 回総合計画策定委員会を開催 ● 分野別計画各項目の現状・課題、施策の方向性について ● 後期基本計画期間に重点的に取り組む項目について
H24.9.13	総合計画策定委員会第 3 回企画総務部会を開催 ● 地域別計画たたき台整理表の確認について ● 重点プロジェクトたたき台について
H24.9.24	第 3 回総合計画策定委員会を開催 ● 分野別計画について ● 地域別計画について ● 重点プロジェクトたたき台について ● 地区説明会について

H24.10.16	地区説明会を開催（串良地域再生会議）
H24.10.24	地区説明会を開催（北部地区、花岡地区）
H24.11.1	地区説明会を開催（西原地区）
H24.11.2	地区説明会を開催（東部地区、高隈地区）
H24.11.5	地区説明会を開催（中央地区）
H24.11.7	総合計画策定委員会第4回企画総務部会を開催 ●重点プロジェクトについて
H24.11.12	地区説明会を開催（吾平地域再生会議、輝北地域再生会議）
H24.11.14	第4回総合計画策定委員会を開催 ●重点プロジェクトについて ●第2回総合計画審議会の開催について
H24.11.22	第2回鹿屋市総合計画審議会を開催 ●分野別計画について ●地域別計画について ●重点プロジェクトについて
H24.11.27	地区説明会を開催（南部地区）
H24.12.20～H25.1.21	意見公募手続（パブリックコメント）を実施
H25.1.8	市議会議員への説明会を開催
H25.1.22～1.28	総合計画策定委員会第5回企画総務部会、第3回各部会を開催 ●重点プロジェクトについて ●市議会議員への説明会及びパブリックコメントで出された意見の 取扱いについて
H25.1.30	第5回総合計画策定委員会を開催 ●重点プロジェクトについて ●市議会議員への説明会及びパブリックコメントで出された意見の 取扱いについて ●第3回総合計画審議会の開催について
H25.2.14	第3回鹿屋市総合計画審議会を開催 ●第2回審議会以降の主な変更点等について 後期基本計画の答申

■ 諮 問

鹿 企 第 4 7 号

平成24年 5 月18日

鹿屋市総合計画審議会
会長 坪水 徳郎 様

鹿屋市長 嶋田 芳博

鹿屋市総合計画後期基本計画について（諮問）

「鹿屋市総合計画」の後期基本計画について、鹿屋市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

■答 申

平成25年 2 月14日

鹿屋市長 嶋田 芳博 様

鹿屋市総合計画審議会
会長 坪水 徳郎

鹿屋市総合計画後期基本計画について（答申）

平成24年 5 月18日に諮問のあった「鹿屋市総合計画後期基本計画」について、別添のとおり答申します。

本審議会は、将来都市像である『ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市 かのや」』の実現に向け、前期基本計画を踏襲することを策定方針に定め、地域を取り巻く社会経済情勢等を勘案した上で、施策の見直しを行うなど、慎重に審議を重ねてきました。

市長におかれては、財政状況など、本市を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますが、答申の内容を踏まえ、「鹿屋市総合計画後期基本計画」を策定し、市民、地域と一体となって『かのや未来の創造』を実現されることを期待します。

添 付 資 料

答申の内容及び審議経過



鹿屋市総合計画 後期基本計画

平成 25 年 3 月発行
発行 鹿児島県鹿屋市
編集 鹿屋市 企画財政部 企画調整課
〒 893 - 8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号
TEL 0994-43-2111 FAX 0994-42-2001
ホームページ <http://www.e-kanoya.net>
e-mail kikaku@e-kanoya.net

